

平成23年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6	7	火	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・請願、陳情		議会全員協議会	
	8	水	休 会			
	9	木	休 会			
	10	金	休 会			
	11	土	休 会			
	12	日	休 会			
	13	月	本会議 ・一般質問			
	14	火	本会議 ・総括質疑 常任委員会			
	15	水	常任委員会			
	16	木	休 会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 会			
	19	日	休 会			
	20	月	休 会			
	21	火	休 会			
	22	水	休 会			
	23	木	休 会			
	24	金	議会運営委員会 常任委員会		議会全員協議会	
	25	土	休 会			
	26	日	休 会			
	27	月	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	28	火	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・請願、陳情 ・継続審査調査 ・議員派遣の件 ・閉会			

平成23年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成23年 6月 7日

閉会 平成23年 6月28日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案36	さつま町災害危険区域に関する条例の制定について	23.06.07	23.06.28	原案可決	建設経済
37	さつま町税条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
38	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	23.06.07	〃	—
39	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第3号)	〃	23.06.28	〃	3常任
40	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	文教厚生
41	さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	〃	〃	〃	—
42	中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	23.06.07	可決	—
43	町道路線の認定について	〃	〃	〃	—
44	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
45	工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について	23.06.28	23.06.28	可決	—
46	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃	原案可決	—
推薦1	さつま町農業委員会委員の推薦について	〃	〃	決定	—
請願1	30人以下学級実現, 義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について	23.06.07	〃	採択	文教厚生
H21 陳情 6	川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに, 増設反対を求める意見書の採択について	21.06.17	〃	一部採択	総務
陳情 1	悪臭防止対策に関する陳情書	23.06.07	継続審査		文教厚生
発議 5	川内原発3号機増設反対を求める意見書(案)の提出について	23.06.28	23.06.28	原案可決	—
発議 6	30人以下学級実現, 義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告 3	平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	23.06.07	23.06.07	報告済	
4	平成22年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	
5	平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	
6	平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	23.06.28	〃	
7	平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	
	議員派遣の件	23.06.28	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成23年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月7日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について	5
（提案説明）	
議案第37号 さつま町税条例の一部改正について	5
（提案説明）	
議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正について	6
（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	7
（提案説明）	
議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案説明）	
議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	8
（提案説明）	
議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	8
（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第43号 町道路線の認定について	12
（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
（提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第3号 平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	18
（内容説明・質疑）	
報告第4号 平成22年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	18
（内容説明・質疑）	
報告第5号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	18
（内容説明・質疑）	

報告第 6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ……………	20
(内容説明)	
報告第 7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第1号)について ……………	20 21
(内容説明)	
請願・陳情について ……………	21
散 会 ……………	21
○6月13日(第2日)	
一般質問表 ……………	23
会議を開催した年月日及び場所 ……………	26
出欠席議員氏名 ……………	26
出席事務局職員 ……………	26
出席説明員氏名 ……………	26
本日の会議に付した事件 ……………	27
開 議 ……………	28
一 般 質 問 ……………	28
内田 芳博議員 ……………	28
原子力施設等の防災対策について	
旧宮之城中学校校舎の利活用について	
新改 秀作議員 ……………	35
学校支援員制度について	
学校適正化計画について	
平田 昇議員 ……………	42
福祉行政について	
宮之城屋内温泉プールの管理運営について	
市來 修議員 ……………	48
需要に対応した節電対策について	
柏木 幸平議員 ……………	52
鳥獣被害防止対策について	
庁舎建設について	
川口 憲男議員 ……………	61
農業施策について	
平八重光輝議員 ……………	71
太陽光発電設備への購入助成について	
震災被災地への職員派遣による支援について	
散 会 ……………	77
○6月14日(第3日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……………	79
出欠席議員氏名 ……………	79
出席事務局職員 ……………	79

出席説明員氏名	79
本日の会議に付した事件	80
議案付託表	81
開 議	82
議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について (総括質疑・委員会付託)	82
議案第37号 さつま町税条例の一部改正について (総括質疑・委員会付託)	82
議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算(第3号) (総括質疑・委員会付託)	82
議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (総括質疑・委員会付託)	82
散 会	97
○6月28日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	99
出欠席議員氏名	99
出席事務局職員	99
出席説明員氏名	99
本日の会議に付した事件	100
開 議	101
議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第37号 さつま町税条例の一部改正について (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算(第3号) (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)	101
議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について (質疑・委員会付託省略・討論・採決)	106
議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について (提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	108
議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算(第4号) (提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	112
推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について (決定)	113
請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について (委員長報告・質疑・討論・採決)	114
平成21年陳情第6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について	115

(委員長報告・質疑・討論・採決)		
発議第 5号	川内原発3号機増設反対を求める意見書(案)の提出について	117
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
発議第 6号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書 (案)の提出について	118
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)		
報告第 6号	平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	119
(質疑)		
報告第 7号	平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第1号)について	119
(質疑)		
議員派遣の件		119
(決定)		
閉会中の継続審査・調査について		119
(決定)		
閉 会		119

平成23年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成23年6月7日

平成23年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成23年6月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	学校教育課長	山元芳彦君
税務課長	萩原康正君	水道課長	脇黒丸猛君
介護保険課長	中村慎一君	建設課長	三浦広幸君
総務課長	紺屋一幸君	災害復興調整監	松山兼二君
財政課長	下市真義君	災害復興対策課長	三浦広幸君
消防長	高木卓朗君	企業誘致対策室長	湯下吉郎君
工事検査室長	杉水流博君		
町民課長	前田淳三君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について
- 第 6 議案第37号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 7 議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 8 議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第11 議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第12 議案第43号 町道路線の認定について
- 第13 議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第14 報告第 3号 平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第15 報告第 4号 平成22年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第16 報告第 5号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第17 報告第 6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第18 報告第 7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第19 請願、陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第4回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、森山大議員及び2番、東哲雄議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、お手元に配付してありますのでお目通し願いますが、次のことについて報告をいたします。

さつま町議会委員会条例に基づき、設置されている各常任委員会の委員及び議会運営委員会委員の任期が、本年4月30日をもって満了したことに伴い、お手元に配付しました名簿のとおり、さつま町議会委員会条例第7条第1項ただし書きの規定により、5月1日に委員を指名しましたので報告をいたします。

また、議会広報特別委員会委員のうち、米丸文武議員、新改秀作議員、平田昇議員、新改幸一議員から、4月30日をもって辞任の届け出があり、さつま町議会委員会条例第12条第2項ただし書きの規定により許可いたしました。後任の委員には、東哲雄議員、川口憲男議員、平八重光輝議員、桑園憲一議員を、同条第7条第1項ただし書きの規定により指名しましたので報告します。

なお、5月2日、さつま町議会委員会条例第9条第1項の規定により委員会を招集し、総務常任委員長に岩元涼一議員、総務常任副委員長に楠木園洋一議員、文教厚生常任委員長に桑園憲一

議員、文教厚生常任副委員長に木下敬子議員、建設経済常任委員長に川口憲男議員、建設経済常任副委員長に平八重光輝議員、以上、選任された旨の報告がありましたのでお知らせをいたします。

また、同日、議会運営委員会が開催され、委員長に新改秀作議員、副委員長に森山大議員が選任をされました。

さらに、議会広報特別委員会が開催され、委員長に木下敬子議員、副委員長に東哲雄議員を選任した旨の報告がありましたのでお知らせをいたしておきます。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果報告並びに平成22年度定期監査結果報告及び平成22年度工事監査の結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告を申し上げますが、印刷をしてお配りしてあるところがございますけれども、その中で二、三報告を申し上げたいと思います。

東日本大震災を受けまして、九州電力株式会社に対しまして、3月の31日に申し入れを行った件と、本町の観光及び特産品の一連のPR活動などについて報告を申し上げます。

去る3月11日に発生をいたしました東北地方に未曾有の災害をもたらしました東日本大震災によりまして、福島第1原子力発電所等で放射性物質の漏えいが発生をし、20キロメートル圏は警戒区域、30キロメートル圏では計画避難区域が設定をされまして、多くの住民の方の避難が続いておるところでございます。

3カ月近くになろうといたしている現在でも、いまだこの収束の見通しが立たない状況にあり、被災地域の皆さん方の心情はもとよりでございますが、日本全体、それとまた世界にとりましても、一刻も早い収束を願うところでございます。

この福島原発事故を機にいたしまして、我がさつま町におきましても、川内原子力発電所から30キロメートル圏に住民の7割が生活をし、また、主産業の農産物や畜産業などに与える影響など、原発事故に対する住民の不安は非常に高まっていましたことから、町の広報誌でもお知らせをいたしましたとおり、3月の31日に九州電力株式会社に対しまして、次の4項目について申し入れを行ったところであります。

一つは、現在稼働中の1号機及び2号機の津波対策及び非常用電源の確保。二つは、3号機増設に当たっては、安全性が確保されるまでは凍結をすること。三つは、本町内への環境放射線調査のための機器の設置及び監視体制の強化。四つは、川内原子力発電所の安全対策に係る情報公開及び住民への説明についてであります。

また、5月31日には、30キロメートル圏に位置をします8市町と薩摩川内市の担当課長レベルで組織する「川内原発に関する連絡会」が発足をし、オブザーバーとしまして、九州電力、鹿児島県及び川内原子力保安検査官事務所が出席のもと、川内原子力発電所の概要、福島第1原子力発電所事故の概要、それに伴う川内原子力発電所における緊急安全対策、同じく同3号機の増設計画に係るこれまでの手続等について、報告、説明がなされたということで、その後、意見

交換が行われております。今後、情報交換の場として、継続的に開催することなどが確認をされた、そういった報告を受けております。

本町としましては、今後の国の原子力発電所の事故に対する防災指針の見直しや、さきに申し入れを行いました事故等の取り組みを引き続き求めていく考えであります。

次に、九州新幹線全線開業、そして鹿児島の花博というのが、全国規模のものでございますが、開催をされましたので、これにあわせて、本町の特産品のPRと本町への誘客並びに住宅団地の販売促進、こういったことにつきましても、観光協会役員、「かぐや姫」、その他関係機関団体と一緒にしまして、PR活動や特産品のトップセールスを行ってまいったところでございます。

4月29日には、花博のメイン会場でございました県立公園のステージで2回、そしてまた、5月31日には、鹿児島空港で行いました。鹿児島空港ビルディングにつきましては、今後の総会で、また社長が交代をされるというようなことございまして、ちょうど引き継ぎの日でございましたので、社長室で両人にもお会いすることができて、懇談を行ったところでございます。

それから、その後、翌日の6月1日には、福岡市役所で本町の観光や物産のPRを行ったところでございます。福岡市役所の企画部のいろんな関係の御配慮をいただいて、大変にぎやかな通りで実施できたと思っております。

それから、6月3日には、鹿児島中央駅のアミュ広場で、さつま町の特産品祭りということで、終日、関係機関の皆さん方と一緒にPRに努めたところでございます。当日、これらについては、新たに製作しましたホテル舟をイメージした観光ポスターの貼付とか、あるいは観光パンフレット、そしてまた分譲住宅のチラシ配布など行ったところでございます。

物産品の関係につきましても、非常に人気が高く、好評をいただいております。また、当日MBCの「ポニー号」も取材に参りましたので、この関係からも放送を通じて積極的なPR活動ができたと思っております。

今後におきましても、今月の18日は、大阪で「かごしまファンデー」というのがございますが、そういった機会あるいは今後のいろんな機会をとらえながら、自ら先頭に立ってさつま町をPRして、誘客あるいは物産振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上で、行政報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」、日程第6「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」及び日程第6「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、まず「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」であり

ます。

これは、川内川河川激甚災害対策特別緊急事業等の事業完了後におきまして、なお出水によって危険性がある堤防敷地外の河川寄りの区域を災害危険区域に指定をいたしまして、同区域内における建築の制限を行うために本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、3月11日発生した東日本大震災により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○災害復興対策課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（萩原 康正君）

「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」でございます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は6月14日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第7「議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは、平成23年4月1日から、永野区公民館のうち岩元公民会と新地公民会の合併に伴いまして、給水区域の公民会が新岩元に変わった関係から、本条例の一部を改めようとするものであります。

内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 さつま町水道事業条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第9「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」及び日程第9「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、介護保険対策費に要する経費及び災害救助費、地域振興費、教育振興費、自治活動推進費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,955万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億4,835万5,000円とするものであります。

次に、「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、償還金及び包括的支援事業・任意事業費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,702万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は6月14日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第10「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進
計画の一部変更について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第10「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。

これは、さつま町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の41ページをお開きください。「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております議案第41号に対する質疑は6月28日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第11「議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動
車購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第11「議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団中津川分団の消防ポンプ自動車購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（高木 卓朗君）

議案書の42ページをお開きください。「議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

装備についてちょっとお伺いしますが、議会報告会に行ったときにも、原発の放射能とか言われて、中津川につきましては30キロメートル圏外であって、いろいろ質問があった中に、町としてはそういう放射能対策とかとつとるかというような話もあって、今後早急に検討しなければならないというような答弁もしたわけですけど、私は、地域に対して。

今度の装備の中に、国としてはEPZですか、8キロメートルから10キロメートル圏内はいろいろしなさいとかなって、町長も県とか九州電力に対していろいろ要望されていますけれども、その装備の中に、もしそういうことがあったときに、衣服ですか、その辺までは今後考えられてされるつもりなのか、ちょっと関連になって申しわけないんですけど、お伺いしておきたいというふうに思います。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま御質問のありましたこの車両更新に伴いまして、原発事故等に対する防護資器材、これの整備はどうかということでございますが、原子力発電施設の災害に関する資器材等につきましては、今回の装備の中に含まれておりません。

先般、北薩地区の消防長連絡協議会が開催されまして、この北薩地域で原子力施設の災害に関する装備等を備えている本部というのを協議等を行いました。いちき串木野市並びに消防本部、薩摩川内市並びに消防局、こちらの2地区につきましては、10キロメートル圏内ということで、県のほうから防護服並びに資器材等が配備されております。

その他、阿久根市、さつま町も含めて出水市もですが、まだそういった防護資器材等が装備されていないということで、今後また、そういった協議等を重ねながら、必要な資器材あるいは活動要領、そういったもの等についても、お互い検討していきましょうということで、まだ資器材導入には至っておりません。以上です。

○麥田 博稔議員

町長に、確認のためにお伺いしますが、今、消防長から、いちき串木野市と薩摩川内市は、先ほど言いましたように、10キロメートル圏内ということで、県のほうから、国からもあるんでしょうけれども、そういう装備のあれがあるということですが。

町として、今後、いろいろ早急にせないかんという話はされていますけれども、具体的に要望して、ただ町の場合、前、国民保護法があったときにも、やはり、国とか県のあれがないとなかなか動けないという話も出てたわけですけども、やはり、ここは20キロメートル圏内に入って、もう大変な被害でどうしようもないというぐらい、今、福島のほうはなっているようです。

ので、特に小学校なんかには、旧宮之城町のときは、ヨード剤の配布とかいろいろなことがあったんですが、その辺の考えを基本的にはどのようにお考えなのか、ちょっと関連で大きくなって申しわけないんですけども、やはり一番大事な点だと思いますので、答弁をお願いしたいと思ます。

○町長（日高 政勝君）

今回の福島原子力施設の事故に伴いまして、もう大変な状況が出ておるわけでございまして、国の考え方というのが、今までは10キロメートル圏内が一つの原子力施設の事故の防災の区域だということで、いわゆるEPZという形でとられておりますので、その圏外については全く、いわゆる考えられていなかったというのが、事実でございます。

そういうことで、今回の事故を範としながら、当然として20キロメートルあるいは30キロメートル、そういう地域については、何らかの対応をしていく必要があるかと思っているところでございます。

そういうことで、放射能のもしもの場合の測定器、モニタリングポストとか、あるいはこの測定器も簡易的なものもありますけども、そういったことも含めて、やはりそういう危機に対応ができるような、防護服も当然であります、いろいろなそういう資器材については、やっぱり整備が必要であるかと思っておりますので、これからいろいろな機会に国に対しましても申し出をしていきたいと思っております。

今ちょうど、先ほども町長報告で申し上げましたとおり、周辺市町を含めて連絡会議が、担当課長レベルでありますけども、そういう話し合いもありますので、そしてまた、いつかの時点では、首長レベルでのこの話し合いということも出てくるんじゃないかならうかと思っておりますので、いろいろな機会をとらえて要望はしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

消防長にちょっと2点だけお尋ねいたします。

先ほど、中津川の消防車の更新のことで、ボンネット型が現在何台あるのか、多分ボンネット型ですから、20年経過しているんじゃないかと思うんですけど、そこあたりの更新計画、対処をどういうふうにされているのか。

それから、先般、火災現場のところで、消防車あるいは消防団等の無線のふぐあいがあるのをちょっと聞いたんですけど、そこあたりの対策は講じられているのか、2点お聞きします。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま御質問のありました消防ポンプ自動車のボンネットタイプの車ですが、薩摩方面隊の消防ポンプ自動車につきましては、3台ともボンネットタイプでBD型です。それと、山崎、二渡、久富木、こちらにつきましてもボンネットタイプであります。

車両更新につきましては、おおむね20年を基準といたしまして、老朽化の激しいものから順次更新していくという計画であります。なお、このボンネット型の消防車につきましては、現在製造されておられません。

それともう1点、先般の火災の中で、無線の不良でございまして、どうしても地形的に山を抱えたりしておりますと、近場でありましても、電波がうまく飛ばなくて無線交信がうまくいかないと、ちょっと場所移動すればうまく入るんですけども、そういった箇所等もございまして。

それとまた、取り扱いの習熟訓練につきましては、また機会あるごとに訓練等を重ねて、支障がないように努めておるところでございます。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○市来 修議員

今説明で、大体20年をめどとして買いかえを行っておると言われましたが、走行距離としては20年でどのぐらい走っておりますか。

○消防長（高木 卓朗君）

今回、更新しようとしております中津川分団の消防ポンプ自動車では、走行距離は現在まで約1万4,500キロメートル程度でございます。と申しますのが、限られた中津川区域だけの管轄になりますので、それを、区域を越えての走行というのはめったにございませんので、そういったことで、走行距離は余り伸びておりません。以上です。

○市来 修議員

普通、我々が使っている乗用車、また営業用の軽トラックとかなんですが、10万キロメートル乗っても結構使えるんですよ。それで、消防車の場合、もし緊急の場合、故障でも起これば大変なことは判るんですが、この20年のめどというのは、別に法で定めた耐用年数というものを使用しておられるのか、それとも自前で、大体20年ぐらいたら買いかえる必要があるということなのか。

それと、できたら1万キロメートル程度は、まだまだエンジンもそう傷んでいないじゃないかと思うんですよ。ここあたりをもうちょっと、走行距離を参考とされまして買いかえていくというようなことは考えられないか、どんなものですか。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま御質問のありました更新時期、おおむね20年をめどと申しましたけれども、これにつきましては、走行距離はそう走っておりませんが、消防ポンプ自動車の心臓部でありますポンプ性能にかなり支障があります。訓練、火災現場等でです。そういった心臓部が性能低下が著しくなります。

そういったこととあわせて、故障等に対する部品等の調達もうできない、したがって、先ほど言いましたボンネットタイプの消防車についても、もう既に製造はされていないという状況等でございます。以上でございます。

○平田 昇議員

消防長の説明で、私は車種を示した上での競争という受け取り方をしているのですが、これで間違いないですか。それならば、メーカーはどうなっているのか。

○消防長（高木 卓朗君）

車種の選定につきましてはありますが、3トン車級の消防専用シャーシということで、すべての業者に対応する車種でございます。製造されております。

それと、メーカーにつきましては、入札いたしましたときに決定するというので、メーカーについても限定はいたしておりません。以上です。

○平田 昇議員

メーカーを指定せずについて、競争性があるでしょうか。どうなんでしょう。

○消防長（高木 卓朗君）

先ほど申しましたように、このすべてのメーカーが3トン車級の消防専用シャーシを製造いたしております。すべての消防ポンプメーカーがです。それを受けまして、そのメーカーから発注を受けると、すべて手づくりというふうになりますので。ですから、業者すべてに対処できる仕様内容となっております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 中津川分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

△日程第12「議案第43号 町道路線の認定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「議案第43号 町道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第43号 町道路線の認定について」であります。

これは、農道整備事業により路線の整備を図るため、町道路線に認定しようとするものであります。道路法第8条第1項の規定により路線を認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第43号 町道路線の認定について」の内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「わけが判らん」と発言する者あり）

○麥田 博稔議員

ちょっと今の説明で、難しくなったような感じがするんですが、農道を町道にしなければ、その舗装とか何か簡易的なものできないと、だから、きょうのこの案件はいいんですけども、ほかの何かそういうところにひっかかる場所はあるものかどうか、その辺をちょっとお知らせ願いたい。

○建設課長（三浦 広幸君）

まず、町道の認定基準が上位に来ますので、例えば、整備済みの河川兼用通路、河川堤防がありますが、簡単に言いますと、今後、町道でないと舗装等できませんよと、河川法がもうそうなっていますよと。

今までは、先ほど申しましたとおり、田舎におきましては、河川堤防はもうほとんど農道でございまして、そういう申請が多くて、便宜上、工作物協定を認めてやっておりました。ところが、平成23年2月14日付で、厳格に基本法の河川法に従いなさいということになった関係で、こういうふうになっております。

ほかにもあるかもしれませんが、そこら辺は、また、地元の要望あるいは農政担当のほうの判断、あるいはまた、予算の関係があると思われまして。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

課長の説明を100%理解しておるわけではありませんけれども、あとの説明である程度判ったんですが、河川の堤防を道路で使用しているところは、簡単に言やあ、町道にしないともう舗装はだめというふうに理解すればいいわけですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今おっしゃったように、端的に言いますと、町道でないとできないということであります。

○平八重光輝議員

私どものほうでといたしますか、今、中山間事業等なんかで、実は、その河川の堤防の道路を舗装しようかと考えるところもあろうかと思うんで、そういうのもう一切できないというふうに理解すればよろしいんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今おっしゃったのが、中山間地域等直接支払制度の関係であると思われまして、当然それらについても、今申しましたような形で、認定道路でないとできないよということになります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

私も、ちょっと腑に落ちないところがあるんですが、結局、農道を町道に編入しなくてはというところの流れなんです、それで町道に認定したときに、のり面かれこれ、それぞれ地元の皆さん方が、特に田んぼの用水路を含めた形で、そういう河川を含めてあった場合に、地域の皆さ

ん方が年に何回か掃除されます。のり面なんかを草払いとか、そういうのは、町が裁量範囲でするところ、しないところやら出てきて。

今、各集落では、それぞれ田んぼ時期なんですけど、それぞれ集落の皆さんが出て、それぞれ草払いやらす、そういう流れで来たときに、基本的には、町道になれば、もう町で全部そういうところまで、草払い云々ちゅうのは持つべきだという解釈なんですか。

そして、やっぱり従来どおり、そういう集落の皆さん方にきちっとそこあたりの、清掃ちゅうか、草払いをしてくださいという流れが、ちょっと違ってくるんじゃないかと私は思うんです。このあたりはどんなふうに解釈すりゃいいんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今の案件は、例えば河川堤防をどうしても舗装したいというふうになれば、お互い公同士がある場合は、当然こういうことでいきます。

新改議員がおっしゃった、町道になったからといって、例えば、町の予算でも建設課でする分とか、あるいはもうどうしても足りない分は、農政部門にお願いする分とかありますので、そこら辺は、道路を整備するという大きな目的でいきますと、別に、河川堤防が町道になって、舗装ができたとしても、やっぱり従来どおり、地域の管理あるいは受益者の管理、そういうことはお願いしたいと。

ただ、河川法がそういうふうで動いてるものですから、基本的にはそういう考えでいかざるを得ないと。ただ、法的なこと動いてるだけで、管理については、何ら従来と変わらないということ認識しております。

○新改 幸一議員

大体理解をしました。流れはそういうことで理解するんですが、そういう河川、田んぼの用水路を含めて、地元でやっぱり従来どおり清掃かれこれ、草払い等はしていただきたいということなんですけれども。

もう今、この地域の皆さん方が話をされるのは、高齢化が進んで、集落の皆さん方が作業に出るとき、一番今、言われる問題は、河川の中に、ヨシが生えとって、これの作業に大変だという、地域の皆さん方の悩みがございます。

ですから、そこらあたりの決まりがどうあるのか判りませんが、とにかくもう集落の皆さん方が年をとって、ヨシの除去に苦勞されているというふうな実情が出ておりますので、長い一つの流れになると思うんですけれども、ぜひ、さつま町としてそういう整備もきちっといただけるような対策もとっていただきたいと要望をしておきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

課長、一応この流れのところはちょっと判ったんですけど、河川があつて、その隣に農道がありますよね、そうしますと、例えば、どうしても今はトラクターも大型化になる、コンバインも入らんにやいかんと。そうなったときに、今農道で対応しているのを、いけんかして広げていかにんにやいかんと。そして、隣に河川あつたりすれば、当然、先に町道にしてしまわんと、できないちゅうことになりますよね。そんな考え方はどうなんですか。

先ほど、町内に何か所かあるか、まだあれしてないということだったんですけど、いろいろ見たときに、水を取っている小さな支流のところ、そういう附帯道路があるような気がしますが、そういうところにも、やっぱりこういう手順が必要になってきますか、どうですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今申し上げてる件については、結局、何でそういう制限があるかと言いますと、例えば、河川堤防兼用通路を舗装した場合に、先ほど言いました道路排水によりできた、堤防のり面、路肩の損傷を招く堤防の異常、空洞をなかなか見つけにくいと。

それから、細かいことですが、兩岸の高さが違うと、右岸、左岸が違うと、河川が満水で流れた場合に、高さが違えばどちらかに浸水をするというような理由で、河川管理上の問題があるというふうになっております。あくまでも、整備済みの河川でございます。

それとあわせて、今後機械が大型化して通れないというような場合につきましては、まず、基本的な町道の基準であります認定基準を満足した上で拡幅なりするのであれば、ここに申しましたとおり、町道認定した上で、河川兼用工作物管理協定を結んで、拡幅するということになっていきます。整備済み河川でございます。

なかなか御理解いただけないかもしれませんが、先ほど平八重議員がおっしゃった舗装する場合は、あるいは拡幅なりをする場合は、道路法上の道路、いわゆる町道でないといけないよというのが基本でございます。

○川口 憲男議員

ちょっと説明に納得しかねるんですけども、農道整備事業で当初したのを、五反田川の築堤との関係で、町道に編入して新たに供用していかないとできませんよちゅうような話にちょっと受けたんですけど、私は。

ただ、さっきの話、例えば、圃場整備事業で、河川も三面側溝なり両脇がブロック積みの整備ができた。従来は小さなトラクターが通れるだけの農道でよかったんですけども、今後、トラクターも大きくなり、コンバインも入り、あるいは軽トラックから3トン車なり、大きなのが入っていくようになったときに、それを、今、砂利道だから舗装もしていただきたい、何もしていただきたいとなったときの手順は、今のこれと同じように、町道に申請してすることが先ですかということ。

左右の高低差をおっしゃいましたけれども、いろんな農道の整備をしていく中で、そういうことが必要になってきますかということなんですけど、そこはどうなんですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

今おっしゃったように、そういう整備をするには、まず町道認定をするというのが基本です。

○木下 賢治議員

この問題は、私の地元でも、これまでも何回となく問題になったり、土木のほうからしかられたりという経験があるわけですが、実際今まで、話が出たように、確かに幅が大きくなって、農機具等の大型化ちゅうので、みんな困っております。

これまでは、ちょうど字境で里道であれば、そこが里道になっとけばいいというようなことで、許可をもらって舗装した経緯もあるわけですけども、田んぼ側から河川に向かって入ってくる農道の終点が河川だった場合に、河川堤防の手前までとめておこなきゃだめだというようなのがあったわけですが。

私どもが説明を受けたのは、舗装して、農機具にしろ、トラックにしろ、スピードが出て事故が起きた場合の責任問題もあるからちゅうようなことを、説明を受けたわけですが、地元でガードレールでもやって、そういう安全対策をやるからちゅうようなことで、お願いして舗装をするというようなことを希望するわけですけども、全くそういうのは、もう聞き入れてもらえないのか。それと、里道の場合は、従来どおり許可が出るのか。

○建設課長（三浦 広幸君）

きょう申し上げましたのは、「ただし」をちょっと申しましたけれど、木下議員がおっしゃっ

たのは、鹿児島県では、整備済みの河川堤防通路については、農道の舗装の申請が多いということで、従来は河川管理道路として支障がなければできたと、それが平成23年2月14日付の通知により、河川法をきちんと守りなさいよというふうに改正されました。そこは、第1点については、そういうことで法を厳格に守るということでございます。

里道につきましては、町道としての維持管理あるいは安全対策というものを、地域の方々をお願いしている点がありまして、なかなか及ばないという点がありますので、あくまでも、町が維持管理、安全管理ができる町道でないといけないということでございます。

○米丸 文武議員

今、いろいろと説明をお聞きしているんですが、もう一度、私は確認の意味で、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

町道認定をされます、舗装をされました、使用されていく。では、河川の関係で堤防の管理、この管理の区域っていうのは、どこまでを町道として町は管理するのか、堤防として、県はどのような形で管理をしていくのか、どこで線を引かれているのか、説明をちょっと受けたいと思うんですが。

使用上の路面の舗装の壊れだけはしますよと、しかし今度は、大水で堤防が壊れた場合にはどのようなふうな形をとるのか。先ほど、草払いの面も出てきておりますけれども、それともう一つ、ガードレールの問題も出てきましたけれども、その道路に対してはどこまで町は管理をしていくようになっているのか、県は堤防としてどこまで管理をすると、そのようなところの線引きというのはどうなっているのか、その点についてちょっとお聞きしたいと。

○建設課長（三浦 広幸君）

管理のあり方の御質問でございますけれども、町道認定をした上で、河川管理者と兼用工作物の管理協定を締結いたします。例えば、簡単な例で言いますと、河川堤防通路を舗装した場合に被災が起きたと。

協定書の中で、現地を見てどちらが原因であるかと、道路の排水による被災か、あるいは河川の出水、計画高水位とか、被災水位を越えた場合の出水による被災かというようなことが判断されまして、今後協定書の中でどういうふうに結ばれるか判りませぬけれども、原因として比重の大きいほうは管理をするということになっております。

○米丸 文武議員

町道がへこんだり、使用で壊れて、それで堤防の一部も決壊したりするとかというような形になった場合には、その部分まで町がしないといけんというようなことも、今から協定の中で決められるわけですか。

そこのところを、いろいろとしっかり協定の中でしていただかないと、あそこは堤防だからと色々なことで今まで規制も受けてきておりますので、町道として使用する場合に、そこ辺に相当やっぱり問題も出ると思います。

今回のところは、川内川との関係もあるようでございますから、今後の形については、そういう認定でしていただくということは結構だとは思いますが、ひとつそういう点も、今後やっぱり慎重に検討、協議して決めていただくというような形をお願いしたいというふうに要望しておきます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 町道路線の認定について」は可決されました。

△日程第13「議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、佐藤恵子氏が平成23年9月30日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民課長（前田 淳三君）

議案集の44ページでございます。「議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。
これから議案第44号を採決します。
お諮りします。本案はこれを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について」は適任と決定しました。

△日程第14「報告第3号 平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、日程第15「報告第4号 平成22年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、日程第16「報告第5号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「報告第3号 平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第16「報告第5号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの報告3件について内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「報告第3号 平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、無線システム普及支援事業ほか5事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定に基づき別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第4号 平成22年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、水道事業会計において、建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したので、同条第3項の規定に基づき別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第5号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、簡易水道事業会計において、建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したので、同条第3項の規定に基づき別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第3号 平成22年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「報告第4号 平成22年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

それから、「報告第5号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」でございます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告3件に関して、何かお聞きしたいことはございませんか。

○麥田 博稔議員

一般会計の繰越明許費の先ほどの社会教育費、図書館運営費の45万2,000円ですけれども、「ライオンズクラブ」からの寄附で、年度末でというような話だったんですが、図書館の本は、非常に町民の方からも本の購入の代金が少ないとかいろんなことがあって、読書に力を入れると町長、教育長も言われています。

こういうのは、やはり、できるだけ年度内に消化するようにしたほうがいいと思うんですけれども、「ライオンズクラブ」の意向等もあって、本の種類とかいろいろあったのかもしれませんが、基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○教育長（東 修一君）

今、御指摘のとおり、「ライオンズクラブ」から図書費ということで、必ずこうせよという用途のあれはございませんでしたけれども。

私どもも、こうして寄附をいただきますので、子供たちに本を提供するのももちろん大事ですけれども、「ライオンズクラブ」の浄財を寄附していただいたんだということも判っていただくために、例えば、「ライオンズクラブ」の図書とかそういうこともちゃんと決めて、この寄附をしていただいた人たちの気持ちというのをできるだけ町民の皆さんにも知っていただきたいと、そういうことも含めながら検討をするために繰り越したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

やはり、4月、5月と出納整理期間があるわけですから、繰り越しとなると、もう3カ月過ぎますよね。ですから、3月中に出たんだったら、それはできないんですか。4月、5月の間に使うということは。

○財政課長（下市 真義君）

浄財を御寄附いただいたのは、3月のもう下旬ということで、支出負担行為がどうしても3月31日までにできないということで、もう4月1日を越えますので、当然繰り越しということでさせていただいたということでもあります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

教育長に尋ねますけれども、年次的に図書を購入されているわけですが、図書の選考ちゅうのはどういう体制でされているものか。

○教育長（東 修一君）

基本的には、3つの図書館の図書司書の方、それから社会教育課、そういった者を中心にして選定委員会という形で選定をしております。

今回、それだけでは、ちょっと町民の意向が聞けないんじゃないかということで、「読書活動推進協議会」というのをつくっていただきましたので、これは、一応今のところ2年間ということでお願いしているわけですが、そういうところからの意見も聞きながら、今後は選定をしたいと。

現在の選定の方法は、3図書室の図書司書、それから教育委員会の社会教育課、そこあたりが新刊図書とか、いろんなのを参考にしながら、あるいは司書が聞き得た町民のいろんな要望とか、そういうものを聞きながら選定をしているというのが現状でございます。

○木下 賢治議員

どういふ本を入れるかというのは、重要な問題だろうと思うんです。町の教育を預かる教育長も当然、私は、そういうものに関与するべきではないかというふうにも感じますし、いろんな時代の流れ、今回のような震災等が起きた場合の情報収集についても、そういう図書というものは有効な手段でもあるかと思うんですが。

司書だけの選考というものは、その人の主観ちゅうか、好みに偏りがちという点もありますので、広く、町民、利用者の意見を収集するような手だてというものの必要性を感じるわけですが、今後検討していただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

以上で、報告3件を終わります。

△日程第17「報告第6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第18「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第17「報告第6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第18「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項及び第3項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは、別冊でお配りしております決算の内容について説明いたします。「報告第6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

次に、「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は6月28日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第19「請願、陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第19「請願、陳情について」であります。

本日まで受理した請願、陳情については、お手元にお配りしました文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月13日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時44分

平成23年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成23年6月13日

平成23年第4回定例会一般質問
平成23年6月13日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(14) 内田 芳博	<p>1 原子力施設等の防災対策について</p> <p>(1) 3月11日発生した東日本大震災に起因する福島第1原子力発電所の事故は、国民に恐怖と苦悩を与え、いまだにその終結は見えない状態である。川内原子力発電所から30キロメートル圏内に位置する我が町にとっても重要な課題であることから、次の点について町長の考えを伺う。</p> <p>① 原発事故による防災対策の見直しと避難生活を想定した具体的な対策について</p> <p>② 川内原子力発電所の増設に関しては、住民投票で賛否を問う考えはないか</p> <p>2 旧宮之城中学校校舎の利活用について</p> <p>(1) 移転した旧宮之城中学校校舎の今後の利活用をどのように考えているのか、町長の考えを伺う</p>
2	(6) 新改 秀作	<p>1 学校支援員制度について</p> <p>(1) 我が町の取り組みの状況を伺う</p> <p>(2) 団塊の世代の方々を支援員として活用する考えはないか</p> <p>2 学校適正化計画について</p> <p>(1) 適正化計画に伴い小・中学校の通学区域については、どのように設定する考えか伺う</p> <p>(2) 廃校となる校舎及び跡地の利活用計画も併せて検討すべきと思われるが、教育長の考えを伺う</p>
3	(8) 平田 昇	<p>1 福祉行政について</p> <p>(1) 地域福祉の推進の基本となるのは、地域住民の互助の精神であると思うが、町長の考えを伺う</p> <p>2 宮之城屋内温泉プールの管理運営について</p> <p>(1) 町民の健康維持・増進を目的に利用されている温泉プールの管理状況について、次の点について伺う</p> <p>① 機械設備の稼働状況について</p> <p>② 機械設備の維持管理に係る指名業者の在り方について</p>

<p>順番</p>	<p>(議席番号) 質問者</p>	<p>質問事項・要旨</p>
<p>4</p>	<p>(16) 市來 修</p>	<p>1 需要に対応した節電対策について</p> <p>(1) 福島第1原子力発電所事故に伴い電力の供給不足が懸念される。九州電力も節電の方向を示しており、このことにより農産物及び商工業者に多大な影響を及ぼし、本町の経済もますます不況となる恐れがある。そこで次の対策に取り組む考えはないか伺う</p> <p>① 家庭用電気節約の取り組みについて</p> <p>② 業務用電気節約の取り組みについて</p>
<p>5</p>	<p>(12) 柏木 幸平</p>	<p>1 鳥獣被害防止対策について</p> <p>(1) さつま町鳥獣被害防止計画は、3カ年計画の最終年度となったが、今後どのような対策を講じていくのか伺う</p> <p>2 庁舎建設について</p> <p>(1) 庁舎建設に関し、町民への周知不足を感じる。町民への理解を今後どのように求めていくか伺う</p>
<p>6</p>	<p>(5) 川口 憲男</p>	<p>1 農業施策について</p> <p>(1) 「薩摩のさつま」のブランド化確立は、平成23年度実証モデル展示圃として、梅、ジャンボインゲン、白ネギを予定されているが、これまで取り組んださつま特産品の奨励、販売策をどのように展開するのか伺う</p> <p>(2) 農業後継者への就農支援、農業生産向上策をさらに図り、地元産品の6次産業化を推し進め、町民の所得向上につなげるべく施策が大事と考える。町の農林業活性化策、所得向上策について、町長の考えを伺う</p>

<p>順 番</p>	<p>(議席番号) 質 問 者</p>	<p>質 問 事 項 ・ 要 旨</p>
<p>7</p>	<p>(7) 平八重 光輝</p>	<p>1 太陽光発電設備への購入助成について</p> <p>(1) 東日本大震災による福島第1原子力発電所の大事故により、これまでの原発政策の見直しが迫られている。これからは自然エネルギーの利用促進が必要と思うが、太陽光発電設備等の購入に対し助成する考えはないか</p> <p>2 震災被災地への職員派遣による支援について</p> <p>(1) 東日本大震災発生から3カ月が経過する中、全国から多くのボランティアが復興支援に尽力されている。我が町も平成18年の水害の際、全国から人的・物的・金銭的支援を受けているが、震災復興に職員を派遣する考えはないか</p>

平成23年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成23年6月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 山元芳彦君
農政課長 平田孝一君	社会教育課長 岩元義治君
担い手育成支援室長 小椎八重廣樹君	耕地林業課長 山口良一君
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
庁舎建設推進室長 濱崎茂君	
安全安心対策課長 松尾英行君	
福祉課長 二階堂清一君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから、平成23年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。まず14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

皆さん、おはようございます。私は、通告に従いまして、次の2項目について質問をさせていただきます。

まず、原子力施設と防災避難対策についてであります。3月11日午後2時46分に発生いたしました東日本大震災は、東北・関東一帯を襲う地震・津波・原発事故は未曾有の災害をもたらしました。その荒々しい姿をテレビで見た瞬間、津波が物すごい勢いで押し寄せ、一瞬にして地域集落を飲み込む姿に、ただただ恐怖と災害のすごさに唾然となったところであります。

現在、死者・行方不明者約2万3,500人、避難者9万人以上の大惨事となっております。亡くなられた方々には哀悼の意を、被害を受けられた方々には心からお見舞いを申し上げます。

連日、震災の報道で、福島原発は重大な局面に陥り、水素爆発で一段と緊張感が高まり、その記者会見で、政府、原子力安全・保安院、東京電力は、事故に対する専門的な知識があるのか、現場はどうなっているのか、疑念がわく記者会見が連日続きました。また、原発の危険度の高い物質の収束対策の緩さが、国民に不安と原発に対する不信感を与えたところであります。

原発事故によって、20キロメートルから30キロメートル圏内の警戒区域、計画的避難区域の方々は、自分の生命を守るために、生活を放棄して逃げることに置かれております。地域では生活環境保全対策に混迷されているのが立証されております。

我が町も川内原発から20キロメートル、30キロメートル圏内に70%の方々が生活をなされております。原発始動27年、原発事故に対する危機感、危機意識は薄く、原発3号機の増設にも住民の厳しい抵抗、対立はなかったところでございます。

原発事故の危険度の高さを改めて認識をいたしました今日、今回の事故を教訓に生かして、国と九州電力は、生命と生活を守るために、どのような安全対策を立てられるのか、原発周辺の関係市町の住民に納得いく見直し案を早急に示していただきたいと思っております。このことについて、町長には国への強い要請と実現を図っていただきたいと思っております。

次に、3号機についてであります。知事、県議会、関係市町の首長・議会は凍結の申し入れなどされておりますが、この問題には国益等深刻な問題が含まれていると考えますが、増設には厳しい反対の声をお聞きいたします。今後の3号機の増設問題には、行政、議会で決めるのではなく、住民の声を直接生かす場を与えて、関係市町の住民の投票の賛否で決めていただきたい、このように考えます。

次に、宮之城中学校の旧校舎利活用についてでございますが、ここは体育、教育の場として地域に親しまれてきました場所でありましたが、移転1年、旧校舎の周りに雑草が生えて、当時の面

影はなくなりつつあります。旧校舎を再度本町のために生かし、雇用の場としてよみがえることに期待はしますが、問題は耐震です。

その解決策として、3階を2階にした場合に、耐震問題がクリアできるのではないかと。できないとなれば、この問題については一般質問をする必要がないわけでございます。

しかし、耐震問題がクリアできれば、企業誘致を考えていただきたい。今日、医療機関は公共事業のかわりとも言われております。旧校舎が医療機関の事業に合うかという設計上の問題はあろうと思いますが、介護医療機関等を誘致して、雇用対策の場に生かしていただきたいと、このように考えます。また、地元の医療関係を中心にし、都会からの患者も受け入れができる医療機関として協議を図っていただきたいと考えます。

一日も早く皆様方の喜ぶ場所にかえていただきたいと思いますが、この点につきまして、町長の見解をお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。まず、1番目の質問者であります内田芳博議員の一般質問に対しましてのお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の原子力施設等の防災対策についてのお尋ねでございますが、3月11日に発生した東日本大震災、これに起因いたします福島第1原子力発電所での事故の関係について、30キロメートル圏内に位置する我が町にとっても非常に重要な課題であるということで、防災対策の見直しと避難生活を想定した具体的な対策、それと、3号機の増設に関しましての住民投票の賛否の考え方についてでございますが、

このたびの東日本大震災におきましては、多くの方々が犠牲になりまして、今も大勢の方が避難生活を強いられているところでございまして、被災をされました皆様には心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、福島第1原子力発電所の事故におきましては、本当に今のところも収束の見通しが立たないということで、帰宅の時期も明確ではなくて、避難を余儀なくされている皆さんの御心労ははかり知れないものがあると思うところでございます。

川内原子力発電所のある薩摩川内市に我が町も近いわけございまして、今回の事故につきましては決してよそごとではないというふうに考えまして、去る3月31日に、九州電力に対しまして、原子力施設の安全対策の徹底や、原子力発電所の安全性が確保されるまでは3号機の増設計画の凍結をするなど、4項目にわたりまして申し入れを行ったところでございます。

また、これまでも、区公民館長連絡協議会、虎居区の公民館、そういったところからの要望が出されているところでございます。

なお、国では、今回の原子力事故を受けまして、全国の各電力会社に対しまして、緊急の安全対策を講じるように指示をしておるようでございます。これに基づきまして、九州電力におきましても、今回の状況を踏まえまして、川内原子力発電所への高圧発電機車や仮設ポンプの配備とか、あるいは給水源の確保など、速やかに対策を講じられておるということで報告を受けているところでございます。

今後におきましても、大容量の発電機車の追加配備、そのほか、さらなる防災対策についても実施をしていきたい、そういった説明をいただいているところでございます。

従来、原子力災害につきましては、原子力安全委員会が定めました防災指針において提案をされております防災対策を重点的に実施する範囲、いわゆるEPZを10キロメートル圏内として

おったところでございます、私どものところにつきましては、この原子力事故を想定しての地域防災計画というのは特に定めていないところでございます。

今回、福島の関係で20キロメートル圏外につきましても計画的避難区域等に指定をされているところでございます。本町では、川内原子力発電所から20キロメートルのところの一部、そして、30キロメートル圏内におきましては約7割、1万8,000人ぐらいの皆さん方が生活をされておりますことから、これらの状況を踏まえまして、原子力防災計画の策定と対策が必要になってくるというふうを考えているところでございます。

ところで、この原子力災害につきましては、原子力安全委員会の指針に基づきまして、県が防災計画を策定し、それと連動した町の防災計画を策定するということが不可欠となります。

国におきましては、関係法令の抜本的な見直し、あるいは原子力災害の新しい指針を今後示すものと予測される所でございます。このようなことから、現段階におきまして、町単独での計画策定というのが、例えば20キロメートル圏内になるのか、あるいは30キロメートルまで拡大されるのかということが全く見通しがございませんので、いろんな段階で、独自での策定というのはなかなか厳しいものがあると思っているところでございます。

したがって、やはり、今後、国とか県の動向を十分見きわめながら、広域的な連携のもとに、できるだけ早い機会にこの計画策定ができるように、私どものほうからも県・国に対しましても強く要望をしてみたいと思うところでございます。

現在、先月の31日におきまして、川内原子力発電所から30キロメートル圏内の9市町の防災担当者、いわゆる事務職員、課長レベルでございますが、こういう段階のところ、国・県、九州電力をあわせました連絡会というのが立ち上がっているところでございます。

第1回目の会合が開かれまして、いろいろこれまでの原子力災害の関係とか、川内原子力発電所の状況等の説明がありまして、意見交換もあったというふうに報告を受けているところでございます。今後におきましても引き続き、お互いにこの情報交換をしながら、継続して話し合いをしていきたいというようなことになっているところでございます。

次に、川内原子力発電所の3号機の増設に関してでございますが、住民投票の賛否を問うということでございますけれども、この福島原発の事故が発生をいたしましてから、国におきましてもこの原子力のあり方というのを見直しをしていきたいというような見解も述べられているところでございます。

川内原子力発電所の3号機の増設計画につきましては、現在まで環境アセスメントなどの必要な手続を経た後に、昨年9月、経済産業大臣に対しまして、重要電源開発地点指定の申請を提出をされまして、昨年の12月に指定を受けて、今後、着工に向けた手続などが進められてきているところでございます。

しかしながら、今回の事故を受けまして、原子力発電に関する安全対策の抜本的な見直しが必要な事態になっているということで、国及び事業者においても増設に向けた手続が停止している状況でございます。

これらの状況につきまして、30キロメートル圏内に位置する自治体、あるいはこの議会並びに住民グループの皆さんなどから、事故原因等の究明により安全基準の見直しが行われ、原子力発電所の安全性が確保されるまでは、3号機の増設計画については凍結、あるいはこれを撤回すべきとの申し入れがそれぞれ出されているところでございます。

本町におきましても、先ほど申し上げましたとおり、また、冒頭の議会の開会日も行政報告として申し上げましたとおり、4項目にわたりまして、九州電力に既に申し入れを行っているところでございます。

当初、国におきましては、エネルギーの基本計画で、2030年までに14基以上の原発を推進をしまして、発電電力量の全体に占める比率を、現在の30%から53%まで高める目標とされていたわけですが、今回の事故を受けまして、やはり原発不信というのでしょうか、そういうことを背景に、新設を含めた計画は今の状況では極めて厳しい環境にあるかと思っております。

現在、国におきましても新成長戦略実現会議というのが設置をされていまして、いろいろ論議がなされてきておるところでございます。また、この中にエネルギー・環境会議というものも設けられて、原子力の問題、再生エネルギーの問題、省エネルギーの関係、こういったこと等議論を重ねて、年内にはこの基本方針をまとめて、経済産業省が策定する新たなこの基本計画の反映をしていきたいというようなことございまして。

やはり新しい原子力発電所の新設、増設ということにつきましては、今後のこういった状況を踏まえながら対応をしていく必要があるかと思っておりますので、今の段階では、こういった国の動向を十分見きわめながら、今後、対応をしていきたいと思っております。

今の現状からいきますと、非常に厳しい環境にあるということは御承知のとおりでございます。

次に、2番目の、旧宮之城中学校校舎の利活用の関係についてでございます。今後の利活用をどのように考えているかということで、介護施設の関係も御提案をいただいたところでございます。

旧宮之城中学校校舎につきましては、昭和45年から46年にかけて建築をされた校舎でございまして、統合中学校という形で新設をされた学校でございましたが、それから40年を経過いたしているところでございます。

昭和56年以前の旧耐震基準の建物でありますので、耐震診断を行う必要がありましたが、非常に老朽化して危険だということもありますし、旧宮之城高校が地震後に改築をされまして、適切な場所であるというようなことでそこに移転をいたしているところでございます。そのようなことで、あえて旧宮之城中学校につきましては、耐震診断は実施をしておりません。

旧校舎の建築設計の構造図面によりまして、昭和56年以前の建物でありますので、帯筋につきましても間隔が25センチメートルということになっております。現在の建築基準法には適合していないというところでございます。このために、地震により柱のせん断破壊が起こる可能性が高く、耐震性能を満足していないというところでございます。

現在の帯筋の間隔というのは15センチメートル以下から10センチメートルということになりますので、かなり広い間隔の帯筋になっているというようなことでございます。

旧校舎の利活用につきましては、これまででもいろいろ御質問をいただいたわけですが、建築規模が非常に大きいということもございまして、こういった耐震性の問題とか、こういうこと等もあわせまして、また改めてこれを利用するとなりますと、内部改造、あるいは工事費等多額の費用が要するというふうに考えているところでございます。

今後、今の建物を利用してどのように活用するかということになりますと、費用負担というのがかなりございますので、費用対効果の問題というものを十分考えながら検討をする必要があるかと思っております。

先般もお伝えしましたとおり、解体ということになりますと約2億円はかかるというような状況でございますので、今のところは現状のままいきたいというふうに考えておるところです。

仰せのとおり、介護を受けるという施設もございましてけれども、これについては、介護が非常に要請をされるという時代ではございますが、今、介護保険事業の第4期計画中でございまして、第5期の中でも、グループホームにつきましても特別養護老人ホームの収容定数をふやしていた

だきたいとか、いろいろ要望がありまして、介護保険料というのは当然として引き上がってまいります。

あるいは第5期の計画の中で、町全体を見たときに、そういう保険料負担のバランス的なことも含めて総合的に検討をする必要があるかと思っておりますが、ただ、旧宮中の活用につきましては、将来的に、当面は利活用の考え方はございませんけれども、町の中心地にあります広大な土地でありますので、公共施設として有効活用をしていきたいと。将来的には、そのように考えておりますので、今の段階ではこれをどうということまでは考えておりません。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

目の前で自分が住む地域が一瞬にして消えた、この悲劇。呆然とたたずむ被害者の冷静な姿に、外国の報道陣が我が国の教養の高さを絶賛されたと報道されていたのを見ましたが、今回の地震、津波災害は、危機管理の重要性を向上させました。想定外という言葉、逃げの言葉はもう使えないと、人間がつくったものに、壊れないという保証はないということ。

災害時に人間の生命を守るため、危機管理ですが、このことに従事された方が、中曽根内閣の後藤田官房長官でありました。三宅島の噴火により、島民の生命に危機が迫り、島民を島外に一夜にして避難脱出に成功された方であります。

福島原発事故現場で収束に向けて作業に取り組まれている作業員の皆さんの努力は買いたいです。国のエネルギー対策、いわば国運を背負って収束に向けた闘いと言っても過言ではないと思いますが、この努力の成果が生かされる時も来ると期待はしますが、しかし原発から30キロメートル圏内の住民が、長期間自宅を離れざるを得ないこの事故においたときに、閉町にもつながる危険性もあるのではないかと、このように考えます。

旧町時代の宮之城町議員の控え室に来て、九州電力の方々の説明をされたことがございましたが、これは恐らく3号機の環境調査の報告のときの意見交換会ではなかったかと記憶をしますが、そのときに、今事故が起きたこの状況を、議員のほうからいろいろお尋ねしたわけでしたけれども、九州電力のほうで答弁する言葉は何であったかという、「事故は絶対に起こりません。放射能の流出はございません」と、この一言で切り捨てられた私たちは記憶があります。

しかし、今度の原発の事故、これはやはり、今までは想定外ということを大きな事故、災害で言われましたが、私は、想定外という言葉は何につながるかということ、これは欠陥商品だと、今度の福島原発が私は教えてくれたと、このように考えます。これだけの地震が起きたというのは、古い文献にも出ているわけですから、そこまで国がやはり徹底調査をしていなかったということ。

ですから、想定外ということは今後は使えないと、だから想定外を使うのは、その品物は欠陥品だということにつながるのではないかと。

そこを考えたときに、福島原発と同等の事故が川内原発で起きたとしたならば、30キロメートル圏内に70%の町民が住んでおります。この方々が避難をして、そうして帰宅が仮に3年ぐらいおくれるということになれば、町の機能もなくなるし、閉町をしなければならないし、いろんな厳しい状況になるのではないかと。

そういうことも考えて、私は川内原発の施設、発電所の心臓部になる、そしてまた連結するところの耐震基準を国に上げていただいて、そうして震度9から10の地震に耐える施設として補強をして、頑強な施設にやはり変えてくるということが私は安全保障、そして災害対策、避難対策の第一歩ではないかと、このように考えるのですが、この点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、内田議員からありましたとおり、今回の原子力の事故、本当に毎回報道等に接するたびに胸を等しく痛めているところでございます。

私も、先ほどからお答えしますとおり、原子力発電所の位置から近い距離になるということの中で、これまではEPZの中で、10キロメートル圏内という中で防災のいろんな指示がある範囲でありましたけれども、これからは、今回の事例をもとにすると、20キロメートル、30キロメートルについても決して他人ごとではないと、よそごとではないということを実感として受けておりますので、これにつきましては、本当にこれから国が恐らくEPZの関係についても見直しをしてくれると思っております。

それが、先ほどから申し上げましたとおり、20キロメートルの範囲になるのか、あるいは30キロメートルになるとかなりの区域になりますので、そうしますと、非常に広域的な避難の地域が出てくるということでもありますので、単に鹿児島県内でとどまるのか、あるいはまた隣接の県まで及ぶのかということまでありますので、これは当然として、1町だけで物事を考えて処理というのは非常に難しい面が出てきますので、やはり、国・県一緒になってこの辺はしっかりと協議をして定めていくことが大事かと私は思っているところでございます。

非常に原子力は安全であると、二重も三重も安全対策を講じてあって、多重の対策を講じてあるということでもございましたけれども、それが、今回の自然災害では失われたということでもありますので、このことはしっかりとした教訓として受けとめながら、この安全対策については、世界のいろんな知見も集めながら、いろんな技術を結集しながら、新たな安全基準というのを策定をしていただく。

このことを私のほうは強く求めるところでありますので、このことは、これからも国や関係のところには強く申し入れをしていきたいと思うところでございます。

○内田 芳博議員

町長、この問題は、確かに町の段階で論議をすること、県議会の段階で論議をすること、国会で論議をすること、3段階に分かれていくのではないかと、こう思うわけですが、しかし、地域を守るのは、やっぱり地域の方々です。

この原発問題は、何といっても私は2つの問題にかかわってくるのではないかと、絶対に起こさないということ、最悪起きた場合にはどういう避難体制をするかということ。そういうふう考えた場合には、第1の絶対起こさないという状況にどういふふうに進めるかということが大事なことだと思います。

町長が先ほど言われましたとおり、この問題は1町で決めることのできる問題ではございません。関係市町の首長、そして知事、県議会という、県の場合はこの段階の中で決められると、こう思うわけですが、しかし、今から福島原発のいろんな調査をされた結果の中に決まってくると思いますが。

私は、先ほども申し上げましたとおり、耐震基準というのは引き上げていただくと、そうして施設そのものを頑強にしいていただくと、そして補強をしていただいて、そして地域の皆さん方が安全に暮らせると、この安全保障というのは、一番私は、我々にとって最大に取り組んでいかなければならない問題ではないかと。

町長もこの問題については、今、答弁もされましたが、私も理解しますけれども、しかし、先ほど申し上げたとおり、福島原発と同等の事故が起きれば、我々は30キロメートル圏内に入っておりますので、70%が。その方々が3年帰宅できずに、ほかの地域に住めば、いつしか我が町にも帰ってこない。そうした場合には、我が町も閉町をせざるを得ない事態が出てくる大き

な問題であるということは肝に銘じて、町民も行政も議会も一体になって、この問題には取り組まなければならないと。

今、我々が一番いいことは何かといいますと、川内原発は事故をしていないから、今ゆっくりとみんなが考える余裕と余地があります。これを大いに生かしていただいて、そして、自分たちの地域は安全を守るという使命を果たさなければ、町民に対して非常に済まないと。

そして、今、9市町の課長級の方々が集まって第1回の会議がなされました。3カ月に1回、情報交換会をしましょうというようなことでございましたが、これを見ておったとき、我々の地域の原発は安全だという、これが先行しているような感じがするわけですが。

それと、現地のいろんな調査の状況も来ていないことは事実ですけれども、ここらが少し町民の皆さん、また、周辺の皆さん方が理解できるような敏速な対応というのはできないものか、この件についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

国におきましても今回の事故によりまして、とにかく原子力の安全対策ということにつきましては、新たに事故原因調査の委員会も立ち上げていらっしゃいますし、そしてまた、先ほど申し上げました政府としての今後の原子力のあり方、いわゆるエネルギー全体を含めたそういう会議も設置をされておりますので、具体的にその辺のところは今後詰められるものと、専門的な立場で追求がなされると思っておりますので、そういったところをしっかりと見きわめながら、私どもとしましても対応をしていく必要があるかと思っておりますのでございます。

そしてまた、川内原子力発電所に関しましては、周辺の9市町で、事務レベルの段階でございますが、そういう関係の皆さんが集まって情報交換、意見交換をするという場がございました。いずれこれが、防災計画の見直しに当たっての意見交換の場になったり、場合によっては関係の市町の段階もいろいろ協議発展していくことも期待をいたしております。

この問題というのは、自分の町をいかに安全に保っていくかというようなことをしっかりと踏まえて論議を尽くす必要があると思っておりますので、これからもそういった情報等が来た段階には、速やかに各段階におきましても、広報誌とか、いろんな機会を通じて、町民の皆さん方には周知を図っていききたいというふうに思っておりますのでございます。

○内田 芳博議員

町長、この問題は、テレビ・新聞等で答弁も全部出ていると思います。ですから、先ほど申し上げました点を、国、また、関係の9市町、知事、そして県議会等々で十分審議をしていただきまして、今申し上げましたことを実現していただきますように最善の努力をしていただきたいと、このように申し上げておきます。

そして、旧宮之城中学校の校舎の利活用についてでございますが、築40年、非常に老朽化していると、これを、3階を2階にして、こういう雇用の場として生かすということについては、非常にいろいろな問題があると。校舎は今の現状のままにこうしておいて、そうして、やはり最終的には解体するのだと、ですから、最高の場所ではあるけれども、何とかそれを生かしたいという気持ちであって、この場合は解体ということで了解してよろしゅうございますか。

○町長（日高 政勝君）

あの跡地をどのように活用をしていくかということについては、町民の皆さん方も広く関心が深いところではあるかと思っております。ただ、解体をするに当たっても2億円ぐらいかかりますし、今の財政状況からいって、すぐさま解体をするかという、一つのメリットの関係も出てくるかと思っております。

具体的に利用計画が定まっておれば、それなりに早急な対応も必要でありましようけども、今

のところ、具体的にあそこの利用計画というのは立っておりませんので、解体を今するかということについては、しばらくはこの状況を見てみたいと思っております。すぐは無理かと思っております。

今後、先ほど申し上げましたとおり、市街地の一角をなす非常に利便性の高い場所で、広大な土地でありますので、あそこについては、将来的に私の個人的な頭の中に構想は立てておりますけれども、今は発表する段階でもありませんし、公共施設として利用を高めていく、このことがあそこの土地を生かす、価値の高い場所でありまして、一番いい場所でありますので。

その辺のところも考え合わせて、また、将来的には、その時期が来ましたら、議会の皆さん方にもお諮りしながら御理解をいただいて進めるということになろうかと思っておりますが、今の段階では、現状のままということで考えておるところであります。

○内田 芳博議員

町長の考えている構想、この構想に出てくると、近いうちに、ということですから、これを期待しておりますので、町民が喜ぶ公共の施設を設置していただきますことを要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内田議員の質問を終わります。

次は、6番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

1点目、学校支援員制度について。1、全国にこの制度を取り入れている学校もたくさんあるわけですが、基本的には多面にわたった教員及び学校へのサポートであるが、よりよい教育の充実のためにも必要な制度であると考えます。さつま町におけるこの制度についてはどのような状況であるのか伺いたい。

2、団塊の世代、全国に280万人、さつま町でも、人口の中でも一番のウエートを占めている世代でもございます。資格、経験、技能を持った方々の支援員としての活用は考えられないか、伺います。

次に、学校適正化計画について、少子化における社会情勢の中で、本町も例外なく、児童生徒の減少が起ることが予想されており、教育委員会が学校適正化計画を計画している中で、次のことについて伺いたい。

1点目、適正化計画に伴う小・中学校の通学区域についてはどのように設定する考えか伺います。

2点目、廃校になる校舎及び跡地の利活用については、どのような計画を持っているのか伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

1番目の学校支援員制度についてでございますけれども、社会がますます複雑多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えております。また、家庭や地域の教育力の低下が言われておりまして、本町もその例外ではないと私は見ております。

子供たちの健やかな成長は、保護者、地域の方々、町民の方々すべての願いであり、学校と地

域が連携し、または一体となって、子供たちの教育活動やその支援に取り組むことは大事なことでありと考えております。

国におきましてもいろいろ取り組んでおりますけれども、まず、県におきましては、地域による学校支援モデル事業として、県内の八つの市町村に委託して取り組みを進めており、これらの状況を踏まえながら、今後、学校を支援する組織、いわゆる地域本部でございますけれども、これを平成25年度までに、各市町村に最低一つは設置するように推進をしております。

本町におきましては、個々の学校では、例えば中津川小学校では、「ふるさと先生」制度として、郷土芸能とか、稲づくりとか、正月の書初めとか、そのようなことを取り組んでおりますけれども、町が支援する組織とまでは至っておりません。

そこで、本町におきましても学校を支援する組織を設置することといたしまして、近くでは5月の9日から23日にかけて行いました教育委員会の学校訪問時におきまして、地域と学校との連携した取り組みや、地域における学校支援の現状等について判ったところでございまして、また、県内で既に取り組んでいる小学校、鹿児島市の石谷小学校でございますけれども、その取り組み状況について研修に行ったところでございます。

教育委員会としましては、その有用性から、平成24年度中に、学校を支援する組織を立ち上げる方向で具体的な検討を進めているところでございます。

それから、2番目ですが、団塊の世代の方々を支援員として活用する考えはないかということでございます。学校を支援する組織は、学校のニーズに応じ、地域ぐるみで学校運営を支援する制度でございます。これらを進めていくためには当然活動をしていただく学校支援ボランティア、これを募集し、組織化する必要がございます。

その活動例としましては、学習支援としまして、例えば家庭科における郷土料理の指導、あるいは体育や音楽などの実技指導、それから環境整備支援としまして、花づくりとか、樹木剪定などの指導、それから安全のための支援といたしまして、登下校時の安全指導、見守りなど、いろいろな支援内容の事例が示されているところでございます。

団塊の世代を含む地域の方々を、学校支援ボランティアとして活用していくことは、生きがいを持って毎日の生活を送るという、いわゆる生涯学習の観点からも大変大事なことでございまして、また、児童生徒にとっても郷土の先輩のけいがいと接することは非常に大事なことでございます。

さらに、今、学校では郷土の自然や歴史、食べ物等について学ぶ「さつま学」、郷土教育でございますけれども、これに取り組んでおりまして、地域の方々の協力を得てその推進を図っておりますので、その点からも重要であり、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。その一端を冊子にまとめて、議員の皆さん方にも「さつま学」の取り組み内容はお手元に届けてあったと思います。

それから、二つ目の学校適正化につきましてでございますけれども、その一つ、通学区域でございますが、御承知のとおり、通学区域は、当該学校へ入学する児童生徒数の確定等のために必要でございますので、域内に2校以上学校がある自治体では、これを定めるよう学校教育法施行令に規定されております。

このため、基本的には適正化計画に伴い、再編された学校におきましても、例えば中学校を複数設定した場合には、通学区域を定める必要があると考えております。

ただ、近年、児童生徒のいじめ等の多様な問題行動や、あるいは地理的な状況等も勘案し、柔軟に対応できることも認められておりますので、そこらも十分検討する必要があると考えております。

御質問の設定の方策ですが、基本的には、再編前の当該学校の通学区域をベースに検討いたしますとともに、長期的展望に立った対応、いわゆる柔軟な対応をしてまいりたいというふうに考えております。なお、設定に当たりましては、必要に応じ、保護者や地域の方々の御意見等も伺いたいと考えております。

それから、廃校となる校舎及び跡地の利活用計画もあわせて検討すべきということでございますが、先ほど議員からもございましたように、児童生徒数が減少する現状等を見ますときに、教育の活性化を図る観点からも、学校の適正化を図るための再編を行うことがまず喫緊の課題であろうと考えております。

この再編に伴い、閉校となる学校の校舎や跡地の利活用につきましては、答申の中で、地域の振興を図るため、公共施設、もしくは公共性の高い施設として活用する必要があるとの意見をいただいておりますことから、教育委員会といたしましても、この答申を尊重しますとともに、地域住民の方々の御意見も伺いながら、町長部局とも連携して、有効な活用方策を検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

町長の答弁はないですか。利活用のほうだと思いますが。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

学校適正化計画についての2番目の御質問でございます。跡地の利活用計画もあわせて検討すべきということの考え方でございます。学校再編に伴いまして閉校となります施設の利活用については、教育長が申し上げましたとおり、学校適正規模等検討委員会の答申を尊重しながら、有効活用を図る必要があると考えております。

私としましても、そういう事態になりましたら、早い機会に利活用を考えていきたいと思っております。

やはり、学校につきましては、地域の核となる施設でございましたことから、閉校となった場合には、地域活性化につながるような有効活用を図っていく必要があるかと思っております。また、このためにはどんな活用したほうがいいのかということについては、地域の皆さん方とじっくりと話し合いをする、そういう活用検討委員会というものを組織しながら検討をして、ある一定程度の方向性を出していく必要があるのではないかと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 秀作議員

学校支援員制度について、今、教育長から24年度で学校応援団というようなことで立ち上げるということの答弁をいただきました。このごろ私もいつも一般質問をすれば検討だったので、立ち上げるというようなことで、大変いいことだと思っております。

九州管内の体育指導員の研究発表の中で、ある宮崎県の方だったと思っておりますけれども、小学校の体育授業の中に入って、出前講座としてやっているんだと、効果も相当出ているということがあったわけでございます。

そういった中で、3月のころちょうど体育指導員の1年間の反省をいろいろ述べてもらう中で、私たちもニュースポーツとか習得をするのですけれども、そういう活動をする場とか、そういうのはなかなかとれないんだという意見が出たものですから、それでは聞いてみようということで、こういう一般質問になったわけでございますけれども。

24年度に立ち上げるということでございますけども、この体育指導員というちゃんとした基礎ができていますから、できれば早くモデル校として、いわば1校でもいいですから、そこで立ち上げたらと思うのですが、全体に立ち上げるということは、なかなかいろいろありますからできないと思うのですが、こういうことから立ち上げたらと思うのですが、教育長、いかがなものでしょうか。

○教育長（東 修一君）

今議員御指摘のとおり、町全体で組織をつくったほうがいいのか、各学校ごとにつくったほうがいいのか、今もういわゆる小規模の学校ではそういうのが行われておったりするものですが、かえってまた学校がうまくいかない方向になっていくのではないのかなというようなこと等も考えられますので。

どういう形でやるのかというのを、今後、まず学校のニーズがあるのかなのか、そういうことを含めながら、今おっしゃったように、最初から全部の学校を対象にするのではなくて、まずモデル的に検討をして実施をしていきたいというふうに考えます。

○新改 秀作議員

ぜひ、モデル校をして、対象にして行っていただきたいと思うことでございます。

今、いろいろ組織ができていますのでございますけども、学校支援ボランティアの中に、授業等に教員の補助を行う学習支援とか、いろいろ校内の整備とか、子供の安全確保、スクールガードになると思いますけども、学校行事の支援とか、あるいはまた外部人材活用の、今行っている理科支援、この前も長島町のほうであった外国の方を呼んで英語の授業をやるとか、そういうのもあると思いますけども。

この組織の中で、ボランティアと授業とのいろいろ兼ね合いがあって、完全なるボランティアで行われるものか、授業だったらいろいろ、ボランティアでは済まないところもあると思いますけど、この違いをどのように教育長はお考えなのかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

組織をつくって具体的に検討しないと、今のところどれをどうするかということは判りませんが、現在も、今御指摘のとおり、本町ではスクールソーシャルワーカーとか、いろんな方々は、これは金をお支払いをしてお願いをしております。

したがって、今後、いわゆる団塊の世代を活用するボランティアと、こういう形で専門的に定期的に、まさに教育課程の中の大きな目玉として学校支援をしていただくようなものとを区別しながら、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

確かに私もそう思いますけども、近隣の市町村でスクールガードを今やっているところを、私もちょいちょい見るのですが、朝ずっと立っていらっしゃいます。見たときに、まさしく60代、70代の方だと思いますけども、夕方はまた3時、4時、ずっと立って見守っていらっしゃるわけです。

そういうことになったときに、果たしてボランティアだけでいいのかなと思ったり、その辺がありますので、よく検討をしていただきたいと思いますと申し上げておきます。

それから、団塊の世代を私が取り上げたわけでございますけども、支援の活動に、非常に団塊の世代の方で優秀な方も多いわけです。

私たちが議員研修の中で、先日鹿児島であったときに、教育次長さんからいろいろ講話があったりしたんですけども、その中で、ある書物に書いてあったんですけども、地域住民が支援する地域の中の学校づくりの推進の中で、地域がはぐくむ鹿児島の教育の県民週間で、県民一人一人

が鹿児島県の教育について考える機会としてと、いろいろそういうのを書いてありました。いい機会であると思います、私の個人的な意見でございますけども。

この前、冊子を見る機会がございまして、都城の島津邸での郷中教育が載っていたわけでございます。そこで、体験講座として募集をしておりました。5歳から18歳までの方を募集をして、今ごろやっているのだな、都城でもやっているのだなと思って私も見ていたのですけども、もちろんこれは薩摩藩の伝統的な青少年教育をする郷中教育だったんですけども、都城でもやっぱりやっているんだなと思って見ていたわけでございますけども。

この教育は、古来、郷中教育という、私たちが言う縦割り教育の制度であったわけですけども、文武両道を行って、勉学、武芸、スポーツとかを通じて、先輩が後輩を指導するという制度でございます。この制度は、私たちももちろん小さいころから、いいことも悪いことも先輩が言うとおりにやってきた時代があったわけですけども、これも郷中教育の流れがあったのかなと、今になって思うわけでございます。

そうした中で、やっぱり、団塊の世代の方々というのは、もちろん教育長もその世代だったと思いますけども、この郷中教育を、賛否両論はありますけども、私はこういう教育がいいなと、自身では思っているのですけども、教育長としてはどのようにお考えなのか、立場上言えないところもあると思いますけども、支援員としてこういう方々に活動をしていただけたら、子供たちの情操教育には本当に役に立つのではないかと、教育長の御意見を伺いたいと思います。

○教育長（東 修一君）

基本的には、学校のニーズに応じて私どもは支援をする組織をつくっているということを前提にいたしまして、今、議員からは、どちらかというと技術とか知識を指導する支援に加えまして、いわゆる郷中教育の精神、例えば自分を厳しく律することとか、あるいはしつけとか、あるいは行動規範等についても指導の支援をお願いしたらどうかというような質問だと思いますけれども。

そのことはボランティアの方々のけいがいや生きざまに接することにより、幾らかは醸成されるものと考えておりますけれども、やはり現在、少子化に加え、今日のこの社会的風潮や物の豊かさ、こういうのを含む複雑な環境の影響が大きいものと考えておまして、それに応じまして価値観も多様化してきております。

したがって、まさに家庭教育における親子の触れ合いや地域活動、そして学校教育における、同学年における切磋琢磨とか、異年齢集団における体験活動、また、部活動、あるいは生徒会活動によって育成されるものと考えております。

今のところは、学校のニーズを考える必要はございますけれども、そのことだけの講座をもってやるというのは、現在やっております道徳の授業等におけるTT、ティームティーチング、そのようなことをして参加されることは考えられますけれども。

やはり、今おっしゃるこの郷中教育の精神というのは、教育の本質的な部分の一つですので、町民の皆さんの協力を得て実施しております「さつまの日」の推進や、家庭学級等によりまして親の意識改革も図っておりますけれども、そういうことによる家庭教育の充実、そして、教職員の資質向上を図りながら、学校教育の充実を図ることによりまして、全教育活動を通じて対応をしていく、これが必要であろうと私は考えております。

○新改 秀作議員

私も、自身は、教育というのは昔から男の子は男らしく、女の子は女らしくというような感じの教育だったものですから、私はいいなと、教育長の見解も一応聞いてみなければいけないなと思って。

未来を担う子供たちが健全に育つためには、地域との連携が本当に必要でございます。学校支

援事業のほうも24年度はなるべく早く推進していただきたいと申し上げておきます。

次に、学校の適正化計画についてでございますけども、通学設定のことについてでございますけども、適正化前の通学区域をベースに検討したいというような答弁ではございました。

それぞれの地域や学校を中心とした生活の歴史があるわけでございます。人々は、学校があることによって地域との連携が生まれ、児童生徒が道路を通学することによって地域の整備が行われ、行事も学校と一緒に行われた歴史があるわけでございます。学校がなくなるということは、そのような歴史が終わるということでございます。

また、通学区域は、児童生徒数及び地域距離間を考慮して計画していくわけでございますけども、今度の議会報告会でも出たのですけども、やっぱり地域によっては住民に十分な説明も必要であると、そしてまた、納得してもらって、それは全部じゃないと思いますけども、地域によっては今までの通学区域があったり、あそこに行きたいというものもあると思いますけども、その辺はまた十分な説明をしてもらわないかんとと思いますけども、教育長の答弁をお願いします。

○教育長（東 修一君）

具体的な事例が出てきませんと判りませんが、いわゆる柔軟な対応をしていくということで、今後、地理的な条件とか、あるいは子供たちのいろんな対人関係とか、いろんなことがあるかと思しますので、そういう条件等を加味しながら、また、地域の方々も、設定のときには御意見もお聞きしながら柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

もちろん、通学も近い遠いが出てくるわけでございますけども、住民においては、もちろん近い学校にも行きたいだろうし、そんな声も上がってくるかも判りません。再編においては、それぞれの学校のバランスも考えなくてはならないし、そういう中での通学区域の決定となると思いますので、慎重に意見を聞いて行っていただきたいと申し上げておきます。

次に、廃校になる校舎の跡地の利活用ですけども、この資料を私も引っ張り出してみたのですけども、文部科学省によると、平成14年度から21年度までに廃校になったところで、まだ校舎が建っているというところが3,310校あるそうでございます。そのうちの7割が大体利活用されている。あとの3割がまだそのままであるということを一応ホームページにも書いてあるようでございます。

廃校の実態調査が行われているようでございますけども、そういう中で、この3割の何もまだされていないというところが何でかといいますと、活用を検討されているが、地域からの要望がない、活用方法がわからないとか、こういう答えが出てきているようでございます。そうした中で、狩宿分校にしても、2年間その後何もないとか、そういう住民の意見もあるわけでございますけども、ホームページを見てみたら、全国の活用例が何十例と出てくるわけです。

そういうのもっと早く、廃校になったところは遅いかもしれませんが、廃校になってから計画を練るのではなくして、再編計画と同時にそういうのを住民に周知して、こういう活用例がありますよと同時に進めていかなくてはならないと思うのですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○教育長（東 修一君）

議員御指摘のとおり、いろいろ文部科学省もやっているようでございますけども、私どもも、この適正化計画がある程度オーソライズされますと、先ほどから町長が申し上げておりますとおり、活用検討委員会等なるものをつくって、地域の方々と一緒に考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、全国的にも、今御指摘のとおり少子化が進んでおりまして、再編整備も進んでおる

ようでございます。文部科学省でも閉校施設の有効活用を希望する自治体の情報をホームページに掲載して、活用を希望者へ情報を提供するプロジェクトも実施されているようでございます。

もし、地元の方々の了解が得られれば、まず地元とお話をするのが前提でございますので、そういう了解が得られましたら、こういう情報媒体も活用していければというふうに考えているところでございます。

それから、狩宿分校につきましては、本校への統合の協議のときから、地元の方々と利活用につきまして協議を重ねますとともに、議会の文教厚生常任委員会の方々にも、地元の代表者、あるいは地元出身の議員もおられましたけれども、意見交換をしていただきながら検討を重ねてまいっております。2年間何もしなかったのではなくて、検討を重ねております。

そして、自分たちの先輩が浄財を出し合っただけでつくったということから、当然のことながら非常に強い思い入れがございまして、いろいろと協議をしましたが、当面活用策がないということで、地元の方々の希望としましては、学校を資料館的なものとして、例えば、よそから帰ってきたときに、学校に行って、そういう資料でも見たいと、そういうような願いが非常に強かったので、現在はそういう資料館的なものにしまして対応をしているというところでございます。

いろいろ検討は、分校を本校に統合するときから、すべての方々ではないですけど、代表の方々とも何回かお会いしまして検討を進めさせていただきました。したがって今、議員の質問の今後やっていくものにつきましても、ある程度オーソライズされましたら、そういう形で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

地域の学校もその活用例はまた違ってくると思います。今教育長が言われたように、大規模な学校と小規模な学校とは、いろんな公共的な活用ですけども、いろいろ活用例も違ってくると思いますので。

さっき町長が活用委員会なりを立ち上げてするのだということをおっしゃいました。私はプロジェクトが好きですから、跡地利用計画プロジェクトたるものをつくったらどうかと町長に質問をしようと思いましたが、それをつくるのだと言われましたので、言う必要はないんですけど。

それを、住民を交えて立ち上げて、住民と一緒に計画する必要があると思いますけども、それを含め、先ほどの議員のおっしゃいましたとおり、旧宮中の跡地も含めて、そういうプロジェクト、実行委員会を、早急に立ち上げる必要があると思いますけども、町長、その辺をひっくるめて一言お願いします。

○町長（日高 政勝君）

いよいよ本年度から学校規模の適正化のことにつきましては、実行計画を教育委員会のほうでお立てになってから、地域のほうにも説明に入っていくというようなことでございます。

地域の皆さん方がすぐさまそういう形で合意を得るようであれば、もちろんその辺の説明の段階におきまして、後はどうするのかというのが当然として出てくるかと思っておりますので、並行した形でそういうものが提案できればいいんですけども、やはり、この問題については地域の思いというのがあると思っております。

やはり行政側から一方的にこういう活用をしたいとか、それではなかなかミスマッチもあるところでありましょから、その辺については地域の皆さん方と十分話し合いをしていく、このことは一番基本的なことではないかと思っております。

具体的な使い方というのは、一つの提案として、こういうことはどうでしょうかというのは、行政側でもいろいろできるかとは思いますが、基本的には地域の皆さん方が使いやすい、そういう形が一番いいことであると思いますので、適正化のそういう方向性が出る地域については、一緒にな

って検討をしていきたいと思っているところでございます。

○新改 秀作議員

一緒になって検討をしていきたいということでございますので、十分な説明を住民に行って、納得してもらうことが必要だろうと思われまますので、再編は慎重に行っていただきたいと、そしてまた、お互い地域も納得して発展しますように努力をしていただきたいと思ひます。

早いですけど、終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、6番、新改秀作議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、平田昇議員の発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私は、昨年の議会で、地域社会に生きる人たちが幸せになるためには、そこに住む私たちが互いに手を差し伸べ合って助けていく心、「さつまの心」を持つことだと強調しております。また、別な質問では、介護事業に奉仕の精神で取り組まれている方たちの労をねぎらい、また、励ますためにも、ポイント制にも触れております。今回も同じ思いの上に立って町長にただすものであります。

日ごろ、さつま町の福祉についての私の思いを受けとめて意見をいただいている方から、「近日、在宅福祉アドバイザーと民生委員の方々の研修会が開かれることになっています。あなたも傍聴されてはどうですか。いや、ぜひ傍聴してください」と勧められて、5月18日に研修会に傍聴者として参加しました。

いつも地味にまじめに地域福祉に取り組んでおられる方々の勉強会とはどんなものなのだろうか、関心も高まりました。会場では、我が町の地域福祉事業の内容とその取り組み方について説明されている資料もいただきました。非の打ちどころのない立派な内容です。

研修会を通して心に残るものがありました。いただいている資料の中で、高齢者の実態調査に取り組まれる方たちに個人情報保護のため慎重な取り組みが求められている文書です。それと、幼い地域の児童たちをどう守り育てていくかという問題で、県庁から提供されたというビデオが紹介されました。

一人のおばあちゃんが話されています。「昔は地元の子どもたちは、自分の子供と同じように大事に育てるという共通の思いがあった。それが今はなくなった。他人の子供のことには構わんでくれという社会になっているので、自分も他人の子供には一切介入しないている」という内容です。

私にも似た経験があります。よその県の大店で幼い子が泣き叫びながらお母さんをてこずらせていました。何か欲しい、買って欲しいということのようでした。私は、幼い子に近づいて言いました。「僕、お母さんのおっしやることは、はい、と聞かないといけませんよ」、するとそ

の子は泣きやんで、きょとんとした顔で私を見ていました。

よかったと思っていると、普通なら「ありがとうございます。ほら、おじちゃんのおっしやるとおりしなきゃいけないよ」と子供を諭すのがお母さんなのに、当のお母さんは、私を厳しくにらみつけて、「うちの子はよく聞きます」と言われたのです。ビデオのおばあちゃんと同じ体験です。でも、私は、同じケースでは同じ取り組みをします。

研修会は質疑応答で終わりにするという順序になっていましたので、私も傍聴者として質疑しようと思っていたのですが、「答弁者が不在ですので、質疑応答は中止です」ということで、閉会となったのです。

質問しようと思ったことは、日ごろ地域福祉に取り組んでおられる在宅福祉アドバイザー、また、民生委員の方々は、例えば、個人情報の保護という課題にどういう気遣いを持って当たられているのか。トラブルにつながった事例があるのか。うちの子には構わんでくれという現代の社会では、まだ小さな流れであることは確かだが、確かな風潮である。こういう流れがあることは確かである。これについて、町の教育行政はどうお考えかを質問しようと思っていたのです。

当日質問したかったこれらのことを、きょうの一般質問で取り上げることはしません。今回は、福祉行政に対する日ごろの思いを町長にただします。

国が政策として打ち出している福祉政策を地域に持ち込み、住民に浸透させ、地域住民の、それも肉体的に、精神的に、そして経済的に弱い立場に置かれているお年寄りや障害者、さらには純真無垢な心で社会になじもうとする子供たち、そして、障害児たちを皆で守ろうという福祉政策を、行政の一部局だけにこの重い政策を負わせるのは間違っていると思うのです。

まず、大事なものは何か、地域社会とは何か、地域福祉とは何か、なぜ大事かを、地域住民の私たちが互いに理解し合う、そのソフト、心ができてこそ、地域福祉に実りをもたらす、それには行政の関係部局が横の連携をとって取り組む。福祉課の1課だけの課題ではないことを強調したいのです。

熱心に業務に取り組んでおられる担当課には、毎日取り組んでおられる担当課には大変ぶしつけな言い方かもしれませんが、この行政の課題への取り組み、横の各部局の連携がどんな大事であるのかを強調したいのでございます。

今月初め、地区公民館の研修会として、志布志市へ視察に出かけました。質問通告を出した後の研修だったため、焦点がずれた感じがしますがお許しください。志布志市より私たちが学んだ課題は福祉ではありません。ごみ処理における分別作業への取り組みでした。福祉の課題であろうと環境衛生上の課題であろうと、課題に取り組む行政の基本姿勢は一致しているはずで

す。

研修した課題の内容に触れます。志布志市にはごみ焼却施設がない。遠方に搬送して焼却をお願いするので大変高くつく。市が新しく施設を計画しても100億円かかる。そして、運転の経費が年間4億円かかる。市としてはどうにもならない。ごみを埋め立てする場所は現在あるのだが、このままでいくと、長くしないうちに満杯となる。かわりの適当な場所もない。どうしようもない。どうしようか。

そこで、当市が選んだ政策は何であったか。ごみを処分する前に徹底して分別し、それを活用しようという政策だったのです。いろいろな取り組みの中の一つに、生ごみ等を肥料化して処分するという方策をとられている加工施設の現場にも行って見ました。福祉とは随分離れた内容になってしまいましたが、大事な例でございますので、お伝えします。

生ごみがむだに処分されず活用され肥料になっているのです。肥料加工の施設内には、木材の切り残し、立木伐採によって出た枝葉が山積みされているのです。これらも粉碎して肥料にして

売りに出しているということで、まとめてこれを買取る業者さんもいるのだと、このごみの処理の仕方で、現在の埋立地はあと50年は使えるのではないかという見解も示されました。

当市のこのごみ処理への取り組みは世界からも注目を受け、現在、世界27カ国その国々の各地方からの研修対象にもなっているという説明でした。見事な成果と言うしかありません。「志布志市にここまで力をつけたものは何だったのですか」と私は尋ねました。答えは、「市民の皆さんの共生と協働、理解と協力です」の一言でした。

共生とは、ともに生きる、これは生物学上異なる生物が、生き方も異なっている、しかし、その生活、生きている結果が互いに助け合っていることになっている。これを共生と言うそうなのですが、すばらしい表現だと思ったのでございます。

この市民の理解と協力を生み出すまでには、担当課だけではないと、行政全体の懸命な努力があったこと、例えば、これから志布志市民として生活することになりましたという転入申請を窓口で、こちらでいう町民課に出す人に担当課は、「私たちの市は現在、ごみの分別に努力しているのです。あなたも市民として協力してください」と窓口で説得する。また、「これから住まれる地区の方々と打ち解けて仲良くしていくためには、公民会にもぜひ入ってください」と説得する。

社会福祉のような働き、そして、社会教育のような働き、私たちに対する担当職員の熱のこもったこういった説明だけでも、初めに行政の熱意と努力ありき、それが市民の理解と協働を生み出したのだということに疑うことなく受け取りました。これが、これからの地方分権時代における地方行政の基本的な取り組みであると信じて、町長にたずねたことにはございませぬ。

行政と町民の協働、協力をつくり出す条件として、町政と町民の対等性、自主性、自立性、相互の理解、目的の共有、情報の公開といろいろ並べた学説がありますが、地方分権の時代に入った今、地方分権、地方主権をとまで強調されても、歴史を振り返れば日本国民が血を流して主権者としての権利を勝ち取った歴史的事実はないのです。

ただ、大戦に負けて、戦勝国から主権者としての権利は与えられてはいる、憲法第97条。だから、私たちには、権力には黙って従うべしという意識がどこかに根づいていると思うわけではございませぬ。

今の段階で、私たち地域住民の福祉をどうして高めるか。そのために私たちはどうすればよいのか。行政の1課だけがそれに奔走しても成果は期待できない。まして、公民館、公民会に対して、地域の福祉おこし、地域おこしを押しつけても成果につながらぬ。

志布志市の行政の取り組みを見習うべきです。行政が横に連携の輪を広げ、根気よく地域に住む私たちが地域福祉、まちおこしの原動力でなければならぬことに目覚めていく、これが地域福祉へのまちづくりへの原点であり、今、私たちはこの原点に立たなければならぬのだと、そのために志布志市の取り組みを例に上げての実績を学ぶべきではないのかと、これを町長に問いただしたかったのでございませぬ。

そして、このことを議会報を通して町内にも訴えたいとの願いもあります。これが通告1の質問です。町長の基本的なお考えを伺えれば結構です。

質問の2に入ります。通告の2。私は、本町の室内温泉プールについての苦情を耳にしていた者の一人です。それについて、私は特段の動きはしませんでした。温泉プールについては全く関心を持つことがなかったから。ところが、寒い冬が終わって、春に入ろうとするころ、自分の健康のためにプールを活用しているという方から、「暖かくなればよいものの、寒い冬のプールは大変なんです。行政に何とか話をしてもらえませんか」と言われます。

プールに足を運びました。いろいろ聞くとところによると、室内温泉プールは、施設としては最

善の設備がされているのだが、それらの設備が機能していない。ある方が、「あなたにこれまで相談していたでしょう。暖房がきかないのですよ。泳ぎ終えた子供たちはがたがた震えているのですよ。プールの用水を浄化する装置も機能しないのです」、このような話を耳にしてきたのです。

ある筋からは、行政が何ら放置しているわけではない。各施設の設備を調査して検討する段階、段取りをしているという情報も受け取っています。そこで、通告をしていることをただします。

温泉プールに設置されている機械は十分稼働している状況にあるのか。暖房機能、プールの水を浄化するための設備はしっかり機能しているのか。さらに、施設内の機械設備の維持管理にかかわる指名業者を決めるには、競争の場、公平性は保たれているのか。通告どおりの質問をいたすものでございます。1回目の質問を終わります。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平田昇議員からの質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、地域福祉の関係についてでございます。地域福祉の推進の基本となるのは住民の互助の精神であると思うが、町長の考えを伺うということからでございます。

質問にありますように、今日の社会は、核家族化の進行、あるいはひとり暮らしの高齢者の増加、価値観やライフスタイルの多様化などによりまして、個人情報やプライバシーを保護し、個人の生活には余り立ち入らない、そういう風潮がございます。地域住民の結びつきが希薄化していることは十分に感じられるところでございます。

これらの中で、地域福祉に必要な課題をどのようにとらえているかということでございますが、公的な福祉行政につきましては、戦後間もない時期において、生活困窮者の支援を目的にスタートし、経済成長とともに急速に発展・充実をしてきております。

本町の福祉関係の予算につきましては、約27億円、別途に介護保険の公費負担分として約24億円を予算計上いたしておりまして、総計で51億円という多額の福祉需要がございます。公的な福祉制度というのは、多額の財源と個人負担も必要としているところでございます。

地域福祉におきましては、住みなれた地域で、だれもが安心して生涯を暮らすことができるように、地域住民が主役となって進める取り組みにあると思うところでございます。その施策として、これまで災害時要援護者制度、緊急通報体制整備事業、公民会福祉無線整備事業などの補助を予算化し、地域で高齢者などを支え合うネットワークづくりを推進してきております。

これからの福祉行政が町民生活によりよく寄与していくためには、やはり公の福祉の推進とともに、やはり、地域におきましても町民自らがつくり上げる地域福祉との結びつきというのが極めて重要であると思っております。

地域における、助け合い、共助の精神に基づくネットワークづくり、これの強化のために、現在、地区公民館、または公民会を単位としました福祉部の設置を昨年より強くお願いをしているところでございます。

これまで、区の公民館長さん、それから、連絡協議会、公民会長の皆さん方、そういった方はもちろんでございますが、先ほどございましたとおり、民生委員、在宅福祉アドバイザー、健康づくり推進員、そういった会合等におきましても、この辺の取り組みについての重要性をお願いをいたしてきているところでございます。

非常に高齢化が進んで、ひとり暮らしの方も増えている状況でありますので、地域力をいかに発揮していくかというのが今後非常に求められている時代でございます。

福祉部の設置につきましては、既に実践をされている地域もございますが、既に7地区、福祉部を設置されている公民館もございますけれども、23年度におきましては、これまでの推進の状況を、公民館のほうでも十分御理解をいただきまして、新たに8地区設置をしていただくということでございますし、公民会のほうでも1地区設置をしていただくということになっております。

やはり、地域の皆さん方がお互いに絆、隣人愛、結いの心、そういうことがこれから非常に大事になっていく時代にあるかと思っておりますので、地域における助け合いの共助、こういう組織づくりに、行政としましても積極的に推進を図っていきたく思うところでございます。

先ほど志布志市の例をとられまして、やはり、福祉部というワンセクションだけではなくて、行政幅広くこの問題については推進をする必要があるのではないかとこのことでございます。

確かに御指摘にありますとおり、行政というのは縦割りの面がありますけれども、やはり、受ける町民にとりましては、単に1つの分野ではなくて、いろいろな要望というのは多様化しておりますので、行政の関係につきましても、いろんな関係機関が一緒になって進めていくことが大事でございます。

今、共生・協働社会というのが叫ばれておりまして、そういう形で行政も推進をしておりますけれども、そういう中で、やはり子供、あるいは高齢者につきましても、単に家庭だけでなく、地域で、そしてまた、あるいは子供さんについては学校の関係もございますが、三者一体となつての取り組みというのが極めて大事でございます。

行政がそういったいろんな地域の課題というのを十分把握をして、担当課だけでなく、やっぱり横断的に、そういうことを共通の理解をしながら一緒になって取り組んでいく、この姿勢というのは、これから一番重要な課題になってくるかと思っておりますので、これからは横の連携というのは十分とりながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

これまでも各地域に活性化計画の策定をお願いいたしまして、それぞれいろんな地域の課題というものを拾い上げていただきながら、今後の5年先の地域のあり方というのを皆さん話し合いをされまして、立派に計画策定をいただきました。

その中で、福祉の問題につきましても、当然として福祉部の設置の問題とか、あるいは見守りの関係、そういうことも取り上げていただいておりますし、町といたしましても、関係課がそういうことを一緒に共有をしながら、情報を交換しながら、いろんな課題に向けて、解決をどう図っていくかというのが、これから求められている行政の新しい方向ではないかと思っておりますので、地域の方々がさらに絆を深めて、お互いに享受をしていく地域づくりに向かって、行政もできる範囲で一生懸命取り組みをしていきたく思うところでございます。

次に、2番目の宮之城屋内温泉プールの管理運営についての、管理状況につきましては、教育長から答弁をさせますが、指名業者の関係のことでございます。

温泉プールにおいて設備の維持管理業務、保守点検を行っているものとしましては、ポンプの維持管理業務と空調設備の保守点検業務、消防設備の保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務がございます。それぞれ業者に委託をしておりますのでございます。

委託方法につきましては、地方自治法の施行令に基づきまして、さらにまた町の契約規則を定めておりますけれども、今のこの委託業務の関係につきましては、金額が50万円以下ということになっておりますので、その法令規則に基づきまして随意契約を行っているところでございます。

業者の選定につきましては、町内業者、あるいは指名願を出してある業者などを基本としながら、いずれも複数の業者を選定をいたしまして、競争見積もりの結果によってこの契約を行っているということでございます。

最初から業者を指名ということではなくて、それぞれ随意契約でありますけども、複数の業者から提案いただきまして、その中から競争見積もりによって契約をしているということでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

宮之城屋内温泉プールの管理運営につきまして、機械設備の稼働状況についてでございますが、宮之城屋内温泉プールは、昭和62年に完成しまして、建設後24年が経過をしております。

建設当初におきましては、競泳のための泳ぎの習得などのメインとする利用が多かったわけでございますけれども、近年におきましては、水中ウォークなど、体力・健康の維持・増進を目的とした利用者が増えまして、平成19年度では2万9,000人余りでありましたけれども、平成22年度では3万3,000人余りとなり、特に健康づくりを目的とした利用者が多くなっているようでございます。

そのような中で、御質問の、二つ設備があったようでございますが、まず第1点の冬場における暖房効果が低いということではありますが、空調設備としましては、必要な時期には稼働をいたしておるものの、これまで利用者の方から、プール建屋から更衣室の建屋に行く場合に温度差があることから、寒いという意見をいただいております。事実でございます。

理由としましては、冬場には大量の温泉水を使いますので、プール建屋は他室より温度や湿度が上がります。このため、更衣室建屋との温度差に開きがあり、体感的にも暖房効果が低いと感じる面があるようでございます。

このようなことから、健康づくりのための、特に高齢者の皆様を含め、利用者も多くなってきておりますので、寒さの厳しい冬場におきましては、その部分の暖房効果を高めるため、何らかの対策を検討していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の、水質の浄化装置、いわゆるろ過装置でございますけれども、これも稼働はしておりますものの、年数の経過とともに、その能力が低下してきているものと思われまして。特に、温泉水を多く利用する冬場につきましては、温泉の成分、いわゆる湯の花なども多く入ることから、水の濁りをとりにくい面がございます。

このようなことから平成23年度の当初予算におきまして、水質浄化装置の点検調査を行う予算を計上したところでございます。この調査の点検結果を踏まえまして今後対応をしていきたいと考えております。

なお、水質につきましては、定期的な検査を行っておりまして、毎日5回管理人による残留塩素濃度や水温などを、毎月1回は県薬剤師会による水質検査を、さらに年2回は、同じく県薬剤師会によるレジオネラ菌などの検査を実施しておりまして、特に異常はないところでございます。以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○平田 昇議員

町長、教育長の御答弁、一応満足のいく答弁であった。ワンステップであると、まだ歩き始めだ、そういう意味で、これからの取り組み、動きを注目をしたいと思っております。

通告の2で、2回目の質問をします。私が温泉プールの利活用度はどれぐらいですかと尋ねますと、「あなたはこのプールに足を運んだことがないから御存じないのです。近いうちこのプールで子供たちの水泳大会もあります。見に来てください」と言われ、5月29日に開かれた水泳大会を見に行きました。

大勢の小・中学校等の生徒たちが中心になって盛り上がっています。将来秀でたスイマーを夢見ているのでしょう。生徒たちが一生懸命に泳ぎを競っています。聞くと、今日の大会に参加予定となっていた薩摩川内市を初め、各市からの生徒たちが、台風2号接近の情報のため大会参加をとりやめたのだと言われました。

それでも、大勢の参加による大会の盛り上がり、学童、生徒方の真剣な競技に声援を送る学友、教師、親御さん方、すばらしいものと見ることができました。感動しました。

とある近隣の市からは市長さんも泳ぎに来て喜んで帰っていかれるとのこと、そして、そういう市長さんが、その方一人だけではない、まだ足を運んでいらっしゃる方もある。こういう話を聞けば、もっとこの施設を生かすことを研究し、さつま町を盛り上げることはできないか、もっと多くの人たちにさつま町に足を運んでいただく、どこにもない室内温泉プールという施設を持ち、昔、水泳の町でならした実績を持つ町が再度名声を博することはできないのか。

我が町の総合振興計画のイントロダクションでうたっている自然を満喫できる町、大地の恵み豊富な町、温泉でいやされる町、人が、地域が元気な町、ふれあい体験ができる、こうした町の拠点の一つに室内温泉プールをうたい上げることも将来的に可能性があるのではないか。こうした点について、町長の見解をお伺いしておきたいと思います。

それと、一つ申し添えておきたいと思いますが、日高町長の行政への取り組みの一つで注目をされたこと、これには関係ないですが、町営住宅使用料滞納の件に対する町長の毅然たる方針、これを高く評価し、これからの日高行政に期待したい。答弁不要。終わります。

○町長（日高 政勝君）

温泉プールの利活用の関係でございます。確かに過去において、「水泳宮之城」と名声を高めた時代がございました。現在でもそういう心を持ちながら水泳に頑張っている学童、生徒の皆さんもいらっしゃいます。何とかそういう時代が来れば本当ありがたいなど、こういう希望を持っておりますし、各学校プールもあるわけでございますが、温泉プールを持っている町というのはそうないわけでありまして。

先ほど教育長からありましたとおり、競泳はもちろんでございますが、近年においては健康づくりという方が非常にふえておまして、ウォーキングがかなり利用者が多いということでございます。本町はコンベンションのまちづくりということで、とにかく定住人口はなかなか厳しいところでございますけれども、交流人口で町の活性化を図っていききたいというようなことで、いろんな取り組みをいたしております。

スポーツの関係、あるいは文化的な活動についてもですが、そういう面でもこういう個性のある温泉プールを活性化していく、PRをしていく、このことについては大いに対外的にもPRをしながら誘客を図っていく。非常に有効な手だての提言であるかと思っております。

観光PRをいろんなところで行っておりますけれども、今まで温泉プールのPRというのを、そこまでやっておりませんでしたので、これについては、総合的に誘客を図っていく一つの手段としてPRを十分やっていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで、平田昇議員の質問を終わります。

次は、16番、市来修議員の発言を許します。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

私は、需要に対応した節電対策についてを質問いたします。

東日本大震災で福島原子力発電所は事故が発生し、想像もできない膨大な被害が出ております。

そこで、九州電力の話によりますと、本年夏、最大電力需要は1,669万キロワット、それに対して、原発3基が停止したままだと、供給力は最大1,728万キロワットで、余力は3.5%どまりで、電力不足の懸念は残ると訴えております。

このような状況でありますので、電力が不足し停電となると、あらゆるところに影響が出ることが懸念されます。例えば、ある病院の場合ですが、手術室、集中治療室は自家発電で賄えますけど、空調や院内環境まではカバーできない。また、入院患者の症状は多岐にわたり、年齢層も幅広い。人命を預かる病院として、室温管理を徹底していかないと、患者の様態が心配になるとのことで、自家発電は限界があるということでもあります。

もう一つ例を申し上げますと、ハウス園芸の場合であります。仮に停電になると、作物の成長に異常を発生し、収穫ができなくなると、そこで、用心としまして、発電機のリースを調べたら、東日本大震災の起こった東北へほとんどを送ってあるということでもあります。

また、その他業種においては、電力を現状維持していかないと機能が果たせない。また、製造業においても、生産に影響が出て、本町にとっても、現在不景気なのに、それ以上追い打ちをかけるようなことになるわけでもあります。節電については、まず、できることから実行と考えますので、次の2項目について伺います。

一つ目が、家庭用電気節約の取り組みです。この場合は、努力すればいろいろなことができます。例えば、電球2灯あるのを1灯にする。エアコンを扇風機にする。冷蔵庫の設定温度を強から中に切りかえる。冷蔵庫を壁からもうちょっと離す。それと、以前からやっておりますが、「緑のカーテン」をつくる。こういうことで、一家庭の節電が町民全体で実行すると大きな節電になってくるわけでもあります。

二つ目が、業務用電気節約の取り組みですが、これは、先ほど申し上げました。業種によっては電力は現状維持していかなくてはならないことがあります。例えば、製造業、商店の冷蔵庫、冷凍庫、先ほど申し上げました病院等、こういうところは節電というのは難しくなっております。それと、商業のほうでは、節電といたしましては、ガソリンスタンド、コンビニ、大型店、パチンコ店等できるのではないかと考えるわけでもあります。

こういうところで節電についての町長の考え方を伺います。1回目の質問を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

市来修議員からの需要に対応した節電対策についてということで御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、質問の中の家庭用電気節約の取り組みについての質問でございます。先般、これからの夏場の節電につきまして、当初におきましては、九州電力では定期点検中の玄海原子力発電所2、3号機の再開というのをおくれる、あるいは代替の火力発電所の燃料が十分に調達できない場合においては、最大15%の節電を求める方針というのが表明をされていたわけでございますが。

その後、火力発電用の燃料を確保したというようなことで、8月上旬までは節電の方向はないというようなことでございました。それ以後につきましても、いわゆる燃料確保に努力をしていくということでございますが、今のところ、余剰電力というのが、通常8%から10%あって、もしもの場合は需要に対して対応ができる。

そういう余剰電力というのを持っていたようでございますが、今回、それが3.5%ぐらいしかないというようなことであるようでございます。気温の上昇によって、1度上がると50万キロワットということでございますので、なかなかその辺の見通しがまだはっきりしないというよ

うなこともあるようでございます。

原発にかわりますこういった火力発電用の燃料確保というのが、今申し上げましたとおり、8月上旬までは確保できる見通しだと、以降の燃料調達は最大限努力をしていきますというようなことになっております。

質問にあります家庭用の電気節約の取り組みについてであります。国の電力需給緊急対策本部が示しております大口需要家、小口需要家、家庭の部門別に、それぞれの特性に合った対策を具体化するという方針に基づきまして、国・県等と連携をしまして、家庭電気の節電に対する啓発、呼びかけを行っていきたく思っているところでございます。

これまでも広報誌によって、家庭におきましては「さつまエコアクションだより」ということで、ずっとシリーズで省エネに対する家庭での取り組みも掲載をして、啓発を進めているところでございます。今後におきましても引き続き節電に対する呼びかけは行っていきたく思うところでございます。

今回の電力供給については国全体の問題でもありますことから、本町がということではなくて、電力需給問題の重要性を国民一人一人が認識をしまして、主体的に取り組む国民運動として展開をすることが必要であると考えておりますので、今後、そういった需給関係、そういう動向を注視をしながら、関係機関とも連携を図っていきたく思っているところでございます。

次に、業務用の電気節約の取り組みについてでございますが、まず、庁舎内の取り組みとしましては、さつま町の地球温暖化対策実行計画、これを策定をしております。常々こういう実行計画の中で、電気等の使用については取り組みを進めているところでございます。

例えば、不必要な電灯は消す。昼休みは窓口以外は消灯をする。会議室等については、会議終了後は消灯をする。照明器具は定期的に清掃をして照明効率の向上を図る。あるいは、OA機器につきましましては、昼休み、長時間使用しないときは電源を切るとか、湯沸し室、倉庫等については使用の都度点灯をする。そしてまた、冷房は適切な温度、28度以上にする。エコスタイルの実施。既に5月から実施をしておりますが、10月まではそういうスタイルで実施をしたいということでございます。

そのほかの今回の原発事故に関連をしましての取り組みをさらに進めていくように、課長会等でも指示をいたしているところでございます。

また、これまでも「緑のカーテン」の設置なども、庁舎に広がる窓等については設置をいたしまして、町民の皆さん方に節電を啓発するためにも、行政が模範を示す取り組みをいたしているところでございます。

町内に立地をします企業の取り組みの関係でございますが、日本自動車工業会がさきに示しました木曜日、金曜日の休日、土曜日操業についての影響におきましては、自動車部品製造業の1社が歩調を合わせることにしております。そのほかは通常の操業を行う予定とお伺いしております。

それぞれ企業立地の担当係のほうで各企業を訪問しまして、今回の震災の状況、あるいは電力の関係等についても、それぞれ聞き取りをいたしておりますが、やはり企業にとってもその辺のところ非常に心配もされているところでございます。今のところは、町内企業に対する具体的な節電の申し入れは来ていないというようなことでございます。

各事業所におきましても、節電については重要な案件でありますので、空調などの温度設定の調整、あるいは照明、自動販売機についてもですが、それから設備、細かなところの節電対応など、生産に影響のない範囲において節電対策を検討をされているということでございます。

それから、商工業、小売店舗等におきましては、店舗照明の間引きとか、あるいは店舗内の温

度の設定を見直し、使用をしていないエリアでの照明、空調の停止、従業員への家庭での節電呼びかけなど、それぞれの店舗においても取り組める節電対策等ございますので、さらに御理解をいただき、協力をお願いしていきたいと思っておりますのでございます。

なお、町内におきまして、街路灯のLED化とか、あるいは店舗改装事業にあわせて店内照明のLED化など、節電対策を講じているところもございますので、いろいろな業種の皆様方におかれましても、今後も引き続き節電対策についてお願いしていきたいと、家庭用、業務用問わず、全町的な電気節約への取り組みを進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○市来 修議員

今の町長の答弁にもありましたとおり、九州電力といたしましては、月刻みではありますが、燃料の確保をやっているようでございます。これは月刻みでありまして、その先が見えていないような状態でございますから、やはり、電気が足りません、節約をしてくださいと、こう言われてから実行に移すのか。

先行き不安があるわけですので、特に家庭用の場合は節電をしていただいて、どうしても、先ほど申しました、電力を現状維持でやっていかないと、大変業務に支障を来すというところもあるわけですから、私は、家庭の節電、これはすぐ行政として取り組んでいただいたほうがいいのではなかろうかと思うわけですが、やはり九州電力からの要請があつてからなのか、そこあたりはどうお考えですか。

○町長(日高 政勝君)

九州電力からまだ具体的に節電の目標というのが出されておられません。これについては、6月の下旬までには一つの発表をしたいというような意向がございますので、それによって業務用、あるいは家庭用、それぞれあるかと思えますけれども。

しかし、今申し上げましたとおり、原子力発電の再開が難しいとなりますと、火力とか、あるいは水力もですが、そういうところで今後の夏場の一番ピーク時に十分耐えられるかということになりますと、安定したものではないというふうに思いますので、やはり何らかの節電対策というのは必要になってくるかと思っております。

24時間体制でやっている企業もありますので、その辺の影響というのは出てきますと、雇用関係とか、あるいは賃金とか、地域経済にも大きく影響することです。そしてまた、一方では、家庭におきましても、そのようなところも考えて、日ごろから節電については協力はしていただく。そういう心がけは大事であるかと思っておりますのでございます。

先ほど申し上げましたとおり、既に地球温暖化対策の一環として、毎月シリーズで一般家庭の節電の具体的なやり方ということまで示しておりますので、それを具体的に今後方向が出ましたら、さらにまたお願いをすることになるかと思えますけれども、今の段階では具体的なところまで出ておりませんので、一般的な呼びかけになっているところでございます。

○市来 修議員

何か手ぬるいという感じがするわけですが。

それと、業務用の場合ですが、先ほど具体的に業種まで申し上げました、ガソリンスタンド、コンビニ、大型店、パチンコ店。ガソリンスタンドは気をつけて見ておるのですが、大体70%電灯を消しておるのではなかろうかと見ております。

それから、コンビニとかパチンコ店、大型店、これは目いっぱいつけておるのです。ここあたり個別訪問されて節電に協力してもらおうような、そこまでされたほうが、どんなものかと思うのです。でないと、文書でただお願いしますと、放送でお願いしますと言われても、なかなか実行

されんとやないかと、このような気がするのです。

だから、今申し上げた業務用の場合、大分電力を使うわけですから、ここあたりは一応準備というのは大事ではないかと思うのですが、ここあたり一応取り組みせえというのを前もってされたらどうですか。ここあたりどうお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

九州電力で、そのような、例えば節電の目標、例えば15%とか、当初はなさいましたけど、それは今撤回されているのです。それで、大体8月上旬までは見通しがつきましたということに、これは地域経済に相当な影響が出てくる、あるいは家庭生活も当然だと思えますけれども、病院あたりとか、電気がないと手術ができないとか、いろいろな事態が発生するわけですから。

そういうことについては事前に電気の供給者である九州電力のほうでしっかりとした方向づけをしない限りにおいては、各事業所を回ってこれだけしてくださいと、そういう立場にはないと私は思っております。

それで、向こうの東京電力みたいに計画停電とか、東京の場合も最初はいわゆる持ち回りの地域でずっと計画停電がされていましてけども、もう計画停電もなくなっているということになっておりますので、具体的にそういうものが出たら、当然として電気供給者としての九州電力が、各事業者はそれぞれ回られたということですから、大口のところは。

そういうことであって、行政が今後具体的にそういうところを回ってということろまでは、節電とか一般的な呼びかけでないと、要らないと私は思っております。（「終わります」と発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

以上で、市来修議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

私は、鳥獣被害防止対策と庁舎建設について質問をいたすのですが、この二つの問題は、先月22日から20日までに、5日間にわたり開催した議会報告会の中で、地域の皆さん方の関心が極めて高く、質問や要望が多く出された案件であります。

それではまず、鳥獣被害防止対策についてであります。

この件につきましては、さきの3月定例会において、米丸前建設経済常任委員長が代表質問をされたところでございますが、今回の議会報告会の折、農家の切なる思いや、地域の実態を目の当たりにしたとき、極めて深刻で、緊急を要する問題であると認識しましたので質問をいたすものであります。

日高町長は、紫尾山のふもとに居住されていらっしゃいますので、鳥獣被害防止にはひときわ

の思いがあられると思っております。3月定例会の答弁でも、鳥獣被害対策への意気込みは、私も十分理解しているところでございます。ですけど、町長も考えておられるように、今後は早い段階でいかに農作物の被害軽減に努め、農家の方々の所得の向上につなげるかということが重要であろうかと思えます。

ですから、今後は山の手入れをして、鳥獣に対する環境づくりにも配慮しながら、人里の手入れの届かない不要な果樹の伐採などを集落で行い、人には住んでみたいさつま町をアピールしなければなりません。反面、鳥獣にとって魅力のない集落づくりも必要であります。そこで、これまでの町の取り組みと課題はどうだったのか、まず伺いいたします。

次に、庁舎建設についてですが、平成22年10月に新庁舎建設基本構想が、住民代表を含めた14人の庁舎建設検討委員により、基本構想、基本計画としてまとめ、それから約8カ月がたちましたが、今回の議会報告会において、新庁舎建設の構想が町民の皆さんに伝わっていないと感じたところです。

それはどんなことかといいますと、次のような質問や意見が出たからです。まず、庁舎を建て直す理由や建設地のこと、そして、庁舎建設検討委員会の委員や選考についてと、検討委員会は行政案が先行され、委員が追認する形ではないかということ。また、財政状況と建設費の問題、支所庁舎の利活用と災害対策には分庁方式がいいのではということ。

ほかには、建設中、完成後の駐車場の問題、建設中の事務事業への支障。3階建てが必要かということと、エレベーターの設置の要望などで、このように各地区で、新庁舎の建設目的から活用内容まで幅広い質問や意見が出されました。最後には、庁舎建設など事業費が多額の予算は、町民に説明し、理解を求めるときではないかとの意見もあり、会場の賛同者も多くありました。

このことは、町民のために企画をする行政の思いと、納税をしている町民との思いの差でもあります。町民の皆さんに町の情報を知らせることは当然私たち議員の役目でもあるわけですが、行政、そして町長の立場としても、町民にもっと周知する必要があるのではと思うのですが、これまでの町民への周知はどのようにされたのか、伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員から、鳥獣被害防止対策についてと、庁舎建設についての2点の御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、鳥獣被害防止対策についてでございますが、今後どのような対策を講じていくかといういろいろな課題についてでございますけれども、本町の鳥獣被害防止につきましては、これまで、平成22年の3月に被害防止計画を策定いたしました。県の承認をいただきまして、23年度までの3カ年を計画期間といたしまして事業を実施しているところでございます。

実質的には、事業の実施の期間が22年度からスタートということになったわけですが、これまで実施してまいりました主な内容を申し上げますと、一つは、鳥獣追い払いの花火の購入であります。これは、猿被害の多い地区を中心にいたしまして、試験的に600本購入をし、配付をしたものでございますが、ある程度の追い払い効果が認められておりまして、追加配付の要望とか、あるいは自主的な購入希望も多数寄せられているところでございます。

二つ目は、捕獲頭数をさらにふやすため、アナグマ等の中型の動物用と、それから、シカ、イノシシなど大型獣用の箱わなを7台購入をいたしまして、猟友会へそれぞれ貸し出し等を行ったところでございます。

三つ目は、薩摩地区において、猿の生息状況調査を開始をいたしております。3年間の調査期

間の初年度であります平成22年度におきましては、森林状況、あるいは被害状況の確認、発信機の取り付けのための現地協議等によりまして、全体プランの作成が行われたところであります。引き続き本年度におきましても調査を続けることにいたしております。

四つ目は、電気さくを設置を、神子、上下大迫地区で実施をいたしております。地区内8団地に延長2万920メートルのシカ用の電気さくが設置をされたところであります、それぞれ効果が上がっているというようなことでございます。

お尋ねの課題の関係でございますが、捕獲事業を担っていただいております猟友会の会員の皆様方の高齢化が年々進行をしているというようなこと等でございます、やはり猟友会の登録者数が年々減少をしているというような状況でございます。若い人たちの猟友会加入というのが難しい状況になってきております。

それから、電気さくを設置におきましては、やはり自己負担をそれぞれ伴ってまいりますので、そういった経費的な負担の問題というのが課題とされております。そのほかの電気さくにつきましては設置をする、それから、途中の草刈をする、そしてまた、撤収をしなければならぬと、そういった労力的な問題もございます。

そのほか、やはり田んぼの刈り取り後とか、放置をされる果樹とか耕作放棄地のそういうところがえさ場になっている、こういうことが鳥獣を引き寄せている問題になっているというようなことがございますので、こういったことを課題として考えているところでございます。

次の庁舎建設の関係で、町民への周知不足を感じると、町民への理解を今後どのように求めていくかということでございますが、庁舎建設に関しましては、町民への周知について、議会のこれまでの論議の中でもいろいろ御意見をいただいておりますので、これについては意を尽くして、いろんな機会に町民への周知策をとってきております。

地域審議会、あるいは女性団体の会議、公民館長連絡協議会、定例会、この庁舎建設に当たりまして町民の皆さん方の意見を聞く建設検討委員会、あるいは、そのほかいろんな機会に、庁舎建設の必要性とか、あるいはこの基本的な考え方、財源の問題、そういうこと等を説明をし、意見交換もする機会を設けてきておるところでございますが。

やはり、全般的に、100%というところまでまだ確かにいっていないというところがあるかと思えますし、それぞれ役員の方に説明をいたしましても、それから先、その問題をまた町民の皆さん方におろして説明をするというところが徹底をしていないという向きもあるようでございます。

いろんな機会をとらえて、そういう話題を出しながら、お伝えをしていただくことも大事ですけども、それがなかなか徹底をしていないということも事実であると思っております。

これまでも4月には、地区の行政推進員であります区の公民館長さん、それから、公民会の行政連絡員であります公民会長さんの全体研修会の場においても、私のほうから、時間をとりまして、庁舎建設の問題については、パワーポイントを使いまして、建設の必要性とか、あるいは財政計画の問題、そういうことまで説明を行ったところでございます。

そのほかの広報誌等でもそれぞれ掲載しながら説明をしているわけでございますが、やはり、まだまだ周知がされていないのかなと思っております。

議会の皆様方におかれましては、今回、各地域ごとに説明会をする機会を設けられまして、大変好評であったようでございますが、そういう機会を通じまして、これまで庁舎建設についてはいろいろと予算を通じて説明をしてきておりますので、やはり、議会の立場としましても、住民代表の立場として御説明いただければ大変ありがたいこととございます。

今、町民の皆様方の視点に立った庁舎づくりを目指しまして、基本設計に反映できるよう、意見や提言をお寄せいただきたく現在募集もいたしているところでございます。いろんな具体的な姿というのはこれからでございますので、基本設計の段階におきましても、ワークショップ、共同作業を開催しながら、町民の皆様方が利用しやすいような庁舎としては、広く意見をお伺いして、基本設計を進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、こういった御意見があるということは真摯に受けとめまして、いろんな機会を通じて、さらに周知を図ってまいりたいと思っているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○柏木 幸平議員

鳥獣被害防止対策からですが、米丸議員の代表質問の答弁で、21年度の被害は、ニホンザル、ノウサギ、アナグマを除く獣類については、被害額、被害面積ともに減少しているとのことでありました。

しかし、議会報告会の中では、特にシカの被害が多いとのことでありまして、集計をどんな方法でされたかは判らないのですが、シカの場合、農作物でいいますと、田植えをした後の稲を食べたり、それから、牛の飼料のイタリアンの若葉を根元から食べたりで、被害額からいったらそんなに上がらないと思われまますので、被害等の申告がされなかったのではないかと考えられます。

また、柘野地区におきましては、農作物の被害はもちろんなことなのですが、彼岸花の球根まで食べて、彼岸花祭りでの景観が悪くなったとのことで、柘野地区を町の鳥獣対策のモデル地区にして、地域全体に防護さくはできないかと、地域からの要望も受けたところでございます。

ですから、23年度計画の猿の生息状況調査は、被害地域や農家の聞き取り調査、被害地域の分析のためのデータ収集等を季節ごとに行うと、米丸議員への答弁の中で言うておられますが、これは今後、猿に限らず、地区ごとの鳥獣の被害状況調査と生息状況調査を一緒に行えばと思うわけですが、23年度計画で一緒にできないものか、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

御指摘にありますとおり、平成22年度から実施をしております生息状況調査、猿を対象にして実施をいたしておるところでございます、薩摩地区の調査でございます。

主な鳥獣による農作物の被害状況というのが、21年度と22年度で比べてみますと、イノシシによる被害額が1,690万円から1,420万円に、猿が185万円から180万円へ、シカが1,960万円から1,870万円と少しずつ数字的には減っているわけですけど、なかなか実態としてはそんなふうに見えないというのがあるかと思えます。

一方、タヌキが267万円から322万円へ、ヒヨドリが272万円から280万円と、これらについては増えているということでございます。被害額、減少があるもの、増減はありますけれども、やはりこの被害については大きなものがあります。

とにかく生息調査ということも必要と思われまます、今後、やはり調査をするとなりますと、それなりの調査費というのが必要でございますので、次期対策の中では、被害の大きい地域でスポット的な調査ができないものかということで、さらに詰めをしてまいりたいと思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

今回の計画の中では、同時に生息調査を行うのは難しいということでありまますけど、やはり地域にとっては緊急な課題でもありますので、できれば町でそういう取り組みが、早期な対応をしていただきたいという希望が地域の方々から多いわけですが、そこあたりも酌んでいただいて、今後早急に取り組んでいただけないものか。

町長の答弁としては、そういう予算等も組んでいないということであろうかと思うのですが、緊急事態と考えると、やっぱりそこあたりを町単独事業でも一緒に組み合わせてできないものか、そこあたりをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

一応23年度までの3カ年計画ということで、県のほうに提出をしているわけでありまして、一応次期計画の中では、おっしゃるとおりのような、猿に限らず、イノシシ、シカ等についても、そういうスポット的に調査をして、そういう数とか、あるいは動き、範囲とか、そういうところまで調査ができるのではないかと思いますけれども。

県のほうでも、今、紫尾山系、出水系の中でもその辺の調査も実施をされておるところでありますので、そういった調査も踏まえながら、町でできる分野があるかどうかについては、また今後、次期計画の中では検討をしていきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

次に、猿被害地区への追い払い効果実証実験用として、今回花火の配付をして、抑止効果を目指したいというようなことなのですが、以前、永野地区で聞いた話では、猿は学習能力が強いので、一時的にはその場を離れるものの、なれてくると、少しはなれた木の上から見ていて、人がいなくなるとまたおりにくるといようなことも聞きました。

所管事務調査を行った和歌山県日高川町では、担当職員自ら狩猟免許を取得し、イノシシ、シカ、猿等の出没情報があると現場に向かい駆除をすることでした。

当町では、今後、猿の捕獲実施隊ができないか研究したいとのことでしたが、これについても鳥獣被害地域に狩猟者が少ないところは、猿だけでなく、イノシシ、シカ等もあわせ捕獲実施隊が出勤できる体制ができないものか、一緒に検討していただきたいと思うわけです。

そして、狩猟者の高齢化や昼間の狩猟に限界があるのであれば、先ほどの日高川町のように、担当職員に狩猟免許を仕事として取得させ、駆除に当たらせる方法等もあろうかと思うのですが、そのようなことは今後考えられないのか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

捕獲実施隊の関係でございますが、猿だけでなく、イノシシとかシカ等もそういう実施隊という体制ができないか一緒に検討はということでございます。この法からいう捕獲実施隊員というのが、いわゆる準公務員的な性格の身分でございます。やはり毎回の出動手当を含めて、優遇措置というのがいろいろあるとお聞きしております。

県の指導で、この実施隊員になれるのは、本町の場合、現在の捕獲隊員の多くて6割しか指定はできないということございまして、非常にその人選に課題もあるようでございます。

先進的に実施隊を設置をされた県内の自治体の状況をお聞きしてみますと、猟友会との間でスムーズな運営といいますか、その辺にいろいろ支障があるみたいで、トラブルもあるようございます。

猿については特別の事情というのがありますので、それについては、実施隊の設置というのは可能ではないかと思っておりますので、今後そのような点については、検討はしていきたいと思うところでございます。

○柏木 幸平議員

担当職員の狩猟免許については問題点もあるとのことですが、先ほども言いましたように、実施されている自治体もありますので、今後また、そういう情報収集をして、やっぱり、被害情報があったときは、即戦力のある捕獲実施隊にそういう期待をいたしておりますので、ぜひそこあたりの情報収集もしていただきたいと思っております。

また、職員のわなの免許取得による捕獲ができないか検討するとのことですが、まずは鳥獣の数を減らさなければならないですので、このこともまた、検討ではなくて、実施に向けた前向きな取り組みをしていただきたいと思います。

次に、食肉の加工販売と捕獲鳥獣の処理対策の調査研究についてですが、泊野地区では、シカを駆除されても、一部の肉だけを取り除き、置き去りにしてあるとのこと、とった後の処理についても問題があるとのことでありました。この処理対策や加工販売については、ほかの地区でもこの意見が出たところでもあります。

食肉加工場、あるいは販売所をつくるというのは、最終的な判断だと思いますから、まず始めてほしいのは、捕獲の対策から、衛生、食肉の加工販売まで、各関係課の職員でこのチームをつくって研究をしていただいて、猟友会の代表者、被害地区の代表者、また、生活研究グループの代表者など、一緒に鳥獣被害対策の先進地の研修を行ったらと思うのですが、これらについては、これまでに検討されなかったものかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

鳥獣の被害防止の一つとして、やはりとった肉の処理をいかにするかというのが一つの課題になっておりまして、そういうものがあれば、猟友会等の捕獲についても進むのではないかなというような見込みがあるわけでございまして、過去においても、町外の地域のほうで、人吉、あるいは伊佐市の菱刈、そういうところにも視察に行かれて検討がなされたいきさつがございます。

町のほうからも出席もいたしておりますけれども、処理場の担当者の話によりますと、イノシシの肉については、加工をして出したら消費がうまくあるようでございまして、シカの肉については、なかなか3割ぐらい販売ができていないというような状況もあるようでございまして、また、いろんな処理をする場所、食品衛生法の関係がございまして、保健所の許可とか、そういうものがございまして、正式な加工施設をつくるのが大事であるかと思っております。

そしてまた、内臓処理をどうするかということやら、いろいろな課題もあるようでございまして、その辺がうまくかみ合うようであれば、鳥獣を減らす手だてとして考えるということで、計画の中にも上げてはおりますが、具体的にだれがやるのかということになりますと、なかなかやってみようかということまではいっておりませんので。

例えば猟友会の中で、ある地区で取り組んでみようかということになれば、具体的に進める方法はあるかと思っておりますけれども、まだそこまで至っておりませんので、今後、これらについてはさらに研究をしていく必要があるかなと。

そしてまた、いろんな機関の皆さん方と話し合いをして、前向きにするという意向がないと、町がそういう施設をつくってやるというわけにはいかんと思っておりますので、その辺はまだまだ詰めていく必要があるかと思っておりますのでございます。

○柏木 幸平議員

施設については、そういういろんな管理面もありますので、まずは関係者でのそういう研究からぜひ始めていただきたい。一歩前に進んだ取り組みをしてほしいと思います。

それで、町のほうで施設はどうかという町長のお考えであります。先ほど言いました日高川町のほうでは、町のほうで施設はつくっていただいておりますので、やはりそこあたりも、町としても何らかのかかわりを持ちながら取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入りますが、鳥獣は住民登録をしておりませんので、常に住みやすいところに移動をしております。被害対策としては、隣市と連携、あるいは、先ほど、町長のほうでも、県のほうがそういう調査も行っているとのことでしたが、それを踏まえまして、県へもそういうような要請をしながら、一体的な取り組みが必要になると思います。

3月の課長答弁では、現在のところそういう広域的な取り組みはしていないようなことであります。ほかのところでは県を超えて広域対策協議会をつくって、熱心に取り組みをされているところもあります。そこでは広域的な連携とともに、被害地域の住民へ写真や漫画入りの判りやすい鳥獣対策の手引を配付されて、地域で勉強会もされております。

来年度以降の成果ある対策の実施に向けて、3年間のさつま町鳥獣防止計画を生かさなければならぬわけですが、最終年度の締めくくりとして、どのような目標をお持ちか、町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

鳥獣被害防止計画をつくりまして、実質的には22年、23年度の2カ年になったわけですが、いわゆる第1次計画の最終年度でありますので、当然として1次計画の実効性を確保していくことも大事でありますし、また、次期計画に向かってのいろんな、より効果的な計画をさらに練り直しをする必要があるかと思っているところでございます。

したがいまして、ことしから、今までのいろんな対策も加えまして、さらに、より効果のある方策というのを考えていく必要があるかと思っております。確かに、県境あるいは町域を越えて、そういうことも当然として考えていく必要があるかと思っておりますので、それについては県の関係機関、そしてまた、関係市町村とも連携をとれるような形の方策はできないか、さらに検討をしていきたいと思っているところでございます。

そしてまた、新たに本年度から、鳥獣の被害にいろいろ助言・指導する、そういう方が県の地域振興局に7名、各振興局に一人ずつということですのでけれども、配置をするということですので、そういった方々についても積極的にいろんな会合等にお呼びをしながら指導をしていただきたいと思っているところでございます。

やはり、集落にそういったえさ場をつくらぬような集落ぐるみの取り組みとか、いろんな方策がございます。そういった鳥獣被害防止についてのDVDもできておりますので、もっといろんな取り組みができるように集落のほうにもPRをしていく、啓発をしていくことも大事であるかと思っておりますので、そういったことも進めてまいりたいと思っているところでございます。

ことしまでの計画の実績というのを十分検証をした上で、次期計画に十分反映をしていくように、秋以降はそういった事業の計画の取りまとめに努力をしていきたいと思うところでございます。

特にまた、ことしから狩猟免許の講習者への助成も、県もやりますし、町のほうも、わなの関係ですが、資格取得のための講習への助成をするようにいたしておりますので、そういったことも取り組んでいきたいと思っておりますし、また、先ほど出ましたフェンス、防護さく、それについては、以前、中山間地域総合整備事業計画の中で計画をされた地域もあります。

そういうところは、その事業にのっとって高率補助でできますけれども、通常は国、それ以外も、あるいは町単であったり、あるいは県の単独の事業とかありますので、そういったことを活用しながら、そういう防護さくについてはできるかと思っているところでございますので、予算の関係についてもできるだけ重点的に駆除ができるように配慮をしていきたいと思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

鳥獣被害に関しましては、冒頭で申し上げたとおり、各地域の極めて深刻で、緊急を要する問題でございますので、まずは今年度の締めくくりをしっかりとさせていただいて、24年度以降の計画も、効果の上がる新しい事業等を入れて、農林業の手助けをしていただきたいことを要請して、町長も前向きに取り組んでいく、そういう気持ちでおられますので、この質問は終わりたい

と思います。

次に、庁舎建設についてですが、前に進み出した庁舎建設ですが、今の状況では、団体等の役員の方など、一部を除き、ほとんどの町民の皆さんが、行政主導で庁舎建設はどんどん進んでいるように思われております。それは先ほど1回目の質問で言ったとおりでございます。

3月定例会において提案された新庁舎建設の基本設計業務、実施設計業務及び地質調査業務等にかかわる委託料6,960万円のことは、議会だよりでは記事として取り扱っておりますが、町報においては、昨年の11月号に新庁舎建設の記事が4ページにわたり、町民の皆さんが見ても判りやすいように掲載されておりました。

その後、今年度の4月号の23年度の主な事業のところには1行しか掲載がなく、また、6月号には町民からの意見収集の募集記事が載っているだけで、今後のスケジュール等や、私たちのほうに説明があったプロポーザル方式の採用などの説明もなく、新庁舎建設に関しては情報不足を感じているところでございます。

できれば、「川内川激特・鶴田ダム再開発速報」の連載のように、新しい情報等があるときは、町民に発信して、関心を持っていただく必要もあるかと思うのですが、また、本庁・支所等のロビーや町の施設、各条例公民館等ロビーなどを利用した掲示も結構足をとめて見ておられますので、そのような方法を試みてはいかがかと思っております。

あと、今年も開催予定と聞いておりますが、町の座談会や各種会合、イベント等においても、町長自ら庁舎建設への理解を町民に求めるべきだと思いますが、町長は、今の状況を踏まえ、今後どのように対処をされるつもりか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

町民の皆様への周知につきましては、先ほど申し上げましたとおり、いろんな機会に、あるいは広報誌等についてもお知らせをしておりますけれども、なかなか徹底していないということは御指摘のとおりでございます。

そのほうは率直に受けとめながら、今後、例えば、公民館長さんとか公民会長さんに説明をしているわけですから、お尋ねがあったら、今こういう状態じゃったんさおと話をする機会を持って、なかなか判りにくいところもあるかと思っておりますけれども、結果的には、私は行政のトップとして直接話をする以外にないのかなと思っております。

今後、ふるさと元気座談会を各地区で行う計画でございます。交通対策の問題、それから、総合振興計画の後期計画も策定をいたしましたので、そしてまた、課題になっております、御指摘にある庁舎建設の問題、これらを含めて、しっかりと各地域の方には説明をしてまいりたいと思います。

とにかく、非常に大きなプロジェクトでございますので、町民の皆さん方の御理解というのは非常に重要なことでございます。そしてまた、行政庁舎というのは、役場の職員の職場ではありませんけれども、やっぱり町民に一番いろいろ関係の深い仕事をする職場でありますので、町民の皆さん方にとって使い勝手のいい、判りやすい庁舎にしなければならないと思っておりますので、そういった意味では、いろんな意見を率直にお聞かせいただく機会を設けていきたいと思っております。

先ほどもロビーで展示をしたらとか言われます。これからプロポーザル方式が正式に決まって、提案をしていただく中で、いろいろ情報開示をしながら、それぞれいろんな機会に御意見を賜っていききたいと思っております。ロビーにも当然として、平面図なり立面図等についても掲示をしながら、意見を聞く機会も設けていきたいと思っておりますのでございます。広報誌でも使いながら、そういう機会もしていきたいと思っておりますのでございます。

今後、年内には全部そういったことで回る予定でありますので、その中で具体的に判りやすく説明をして、御意見を賜りたいと、また、御理解もいただきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

実は、私たちが議会報告会をして驚いたのが、そういう基本的なことから、町民の皆さんに伝わっていない。なぜ庁舎が必要なのかとか、そういうところからの質問が出たものですから、これは町民の皆さんには全然行き届いていないのだなという、そういう思いがあったものですから今回質問したわけですが。

11月号の、これはコピーですけど、本当にこれを4ページ見たら、先ほど私が言った皆さんからの御意見は、多分これで解消されると思うんですけど、町民の方々がそこあたりの情報を見ておられなかったのか、また、見ても忘れられたのか。

そこあたりもあると思いますので、やはり継続して、新庁舎に関しての情報等がありましたら、町民に知らしめて、町長も言われましたように、職員だけでなく、町民の皆さんに利用していただく施設でもありますので、そこあたりも十分配慮していただきたいと思います。

あと、開催を予定されているワークショップも、いつもこうして審議会等も決められたような人たちがやっておられるわけですけど、そういうぐあいではなくて、やっぱり一般の方々も気軽に参加をして、虎居地区で激特事業の関係で河川の利用のワークショップもありましたが、ああいう形でやっぱりだれでも参加できるような、そういうワークショップをしてほしいと思います。

それと、あと一つお尋ねなのですが、基本設計をいつごろまでに計画をされているのか伺いして、これで質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

とにかくこの周知については継続をしながら、いろいろな機会を設けて説明をしてまいりたいと思っております。

町民の皆さんの関心というのは、なぜ今庁舎を建設せんといかんとか、厳しい時代にと、それが大方の考え方ではないかと思っておりますので、財源的なことをしっかり説明していかないとかんと思っております。

町民の皆さん方の税負担に影響するとか、そういうことがないように財政計画をしっかり立てながら、今までも、この前も議会で申しあげましたとおり、財政調整基金も28億円、就任をしてから約倍ぐらい積み立てて28億円ぐらいになっていますけども、それを幾らか使えとなれば、全く要らないわけですけども、そういうわけにはいかないでしょうから、その辺のところの御理解をいただくようにしっかりと説明をしていきます。

それから、基本設計の計画は、11月末までに一応計画としてはお願いしたいと思っております。6月16日までで締め切って、25日、2回目の審査委員会がありますから、それから始まっていきますけども、11月までには基本的な設計というのは上がろうかと思っております。それから実施設計は、その後12月から入りたいということでございます。来年の3月までで実施設計は終わりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね2時5分とします。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先ほど通告いたしました農業施策について質問いたします。

農業施策については、これまでも多くの議員が質問をしております。私も数回質問していますが、改めて町長のお考えを伺います。

議員の大方は、我が町の基幹産業の成長、ひいては地域経済の発展を強く望んでいます。町当局も重点品目を設定し、米以上に収益の上がる産地づくりの奨励、担い手育成支援室を設置され、農家の減少、高齢化、農業の労働力の低下、耕作放棄地等の問題解消に努力されていますが、この状況の一つでも打破していくことが、我が町の農業発展に結びつくとは私は確信します。

通告しました2点について考えをお伺いいたします。

1番目に、「薩摩のさつま」のブランド化確立は、平成23年度実証モデル展示圃として、梅、ジャンボインゲン、白ネギを予定されている。これまで取り組んでこられた重点品目、特産品の奨励、販売策はどのように展開されていくのか。

2番目、農業後継者への就農支援、農業生産向上策をさらに図り、地元産品の6次産業化を推し進め、町民の所得向上につなげるべく施策が大事と考える。町の農林業活性化策、所得向上策の町長の考え方を伺いいたします。1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から、農業施策につきまして御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

御質問の「薩摩のさつま」のブランド化確立についてであります。現在、北さつま農協におきまして、京都や大阪市場でのイチゴ、トマト等の販売につきまして、特色ある一部のランクの農産物を「薩摩のさつま」ブランドということで、付加価値をつけて販売をいたしているところでございます。

町としましては、販売促進会議、あるいはトップセールス時に使用するのぼり旗やポスターの購入等を実施をいたしまして、昨年の場合も大阪市場、京都市場、東京の築地のシティ青果、こういったところに、朝の初競りの際に出かけまして、本町の農産物のPRに努めたところでございます。

ことしも参加の予定でございましたけども、ちょうど出水市の鳥インフルエンザの発生がございましたので、やむなく出席ができなかったところでございます。北さつま農協と一体となりまして、販売対策に取り組んできているところでございます。これまで作物の振興の中で、農家所得向上を目指し、重点品目を、カボチャ、里芋、ゴボウの3品目として推進を図ってまいっております。

平成22年度の実績で見ますと、カボチャで23ヘクタール、生産額が6,900万円、里芋で19ヘクタール、生産額2,900万円、ゴボウで10ヘクタール、生産額4,200万円ということで生産がされております。それぞれ名古屋、大阪、福岡市場を中心に販売をされておきまして、生産規模の変動はありますが、産地として定着をしてきていると考えているところで

ございます。

また、平成23年度から実証モデル展示圃としまして、梅とジャンボインゲン、白ネギ、カボチャの4品目について取り組んでいこうと計画をしております、予算計上をいたしましたところでございます。

春カボチャにつきましては、大型トンネルを利用した栽培方法について、中津川の農家に実証圃を委託をしまして、先日、現地検討会も実施したところであります。出荷が今月から始まっておりますので、今後、通常のトンネル栽培と収穫量の比較等ができると考えております。

今後の取り組みについてであります、梅につきましては、「薩摩西郷梅」として収量の安定を目指し、剪定方法、施肥の方法、こういったことを実証モデルとして展示をしまして、梅の安定生産に役立てていただきたいと考えておるところであります。

ジャンボインゲンにつきましては、水田で栽培できる作物の中でも、やわらかくて、てんぷらや煮物に使える万能食材ということでございますので、かつ高収益作物として期待をいたしております。特徴としましては、さやが大きく、作業効率がよいということで、北さつま農協等の関係機関と一緒にしながら、高齢者を中心とした集落営農団体等の皆さん方にも、中心的に推進をしていきたいと考えているところでございます。

白ネギにつきましては、伊佐地区の金山ネギが全国にも有名でありますけれども、農協合併によりまして産地も一緒になりました関係から、チェーンポットを育苗として使って、作業の省力化等を図って、周年栽培にするということで、今後、振興作物として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今後におきましても、さつま町に適した作物を町の技連会、これらを中心に、関係機関一体となりまして設定し、作物の収量増、あるいは生育性の向上に努めて、販売面におきましては、農協、青果市場、青果物取扱業者等と流通情報の交換の機会をつくりまして、いろいろな有利な販売に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらには、今月の3日に鹿児島中央駅のアミュ広場で実施をいたしましたさつま町の特産品祭り、ちょうど新幹線も開業をいたしまして、人通りがかなり多い場所でございます、非常にPRにはもってこいのところでありますし、そういうところで先日もイベントとか、トップセールスを行ったところでございます。今後におきましても、町の特産品の販売促進に取り組んでいきたいと思っております。

6月の18日は青森県の物産館の「あるじゃ」で10周年記念ということでありますので、そういったところにも本町の特産品を出すように今進めているところでございます。

なお、19日は、大阪で「かごしまファンデー」もありますので、いろんなPRの機会と思っておりますので、そういう機会でもトップセールスをしながら取り組みをしていきたいと思っております。

なお、県の遊楽館のほうに職員を昨年から、こういった農産物の市場調査、あるいは、いろいろな販売とか、PRのために派遣をしているところであります、いろいろな首都圏の市場等とのかわり等も深めてきておりますので、そういった情報提供をしながら今後、農家との連携を深めて販売促進を詰めていきたいと思っております。

あと、6次産業化の関係でございます。本年3月からいわゆる6次産業化法が施行されたところでございます。農産加工グループを対象にした農林水産物6次産業化研修会というものを先月開催をいたしました。約40名の出席をいただいたところでございまして、国とか県、あるいは町の6次産業化に対する事業の概要説明を実施をしたところでございます。

研修会では、町の加工施設の利用促進を図ること、それから、自ら加工施設の整備を計

画されている方々につきましては、建物、加工備品等に多額の費用を要するというところでありますので、国・県、あるいは町の単独事業を活用されるように説明をいたしたところでございます。

また、農産園芸課内にあります農産物加工推進懇話会のあっせんを受けまして、県内の農産物加工部門で最優秀賞、あるいは奨励賞を受賞されている団体の代表者の方を講師にお招きしまして、講演会も実施をいたしたところでございます。

参加をされました町内の加工グループの皆さんからは、加工品を製造するに当たっての留意点等いろいろ質問が出されまして、大変意義深い研修会であったということでもあります。

今後におきましても、このような講師を招いての講演会の開催、優秀な加工グループとの研修視察を実施しながら、新たな特産品の開発に向けての取り組みを行っていきたいと思いますし、施設の整備、あるいは販売先の確保につきましても一体的な支援を進めてまいりたいと思っております。

4月の花博、吉野公園でありましたけど、そのときにも物産展へ加工グループの皆さん方も出させていただきましたし、そしてまた、先ほど申し上げましたアミュ広場、鹿児島空港、そういうところでも実際、展示販売をしながら、非常に皆さん方の好評をいただいております。

それから、後継者の関係でございますが、現在、町の農業就業人口というのは減少の一途をたどっておりまして、21年度から認定農業者の数も若干減るという方向になっております。農業者の高齢化率が70.8%、先般の農林業センサスの結果で、さらにまた高齢化率が上がっております。耕作放棄地は410ヘクタールとなっております。

したがって、担い手の確保と育成というのは、農業振興を進める上での命題というふうにとらえております。

特に後継者を含む新規就農者の方の確保の重要性というのは、非常に高まってきておりますので、青年等の就農促進を図って、農業構造の底上げをもって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与できるように、さらに強力な取り組みをしていきたいと思っております。

フレッシュファーマーの育成事業とか就農支援の制度、こういった政策等につきましては周知を図っているところでございますが、そのほかの就農相談、就農計画の作成、支援、経営相談、こういったフォローにつきましては、この担い手育成支援室を中心に一生懸命頑張っているところでありまして、いわゆるフォローについてはほとんどの農家を巡回する、100%の巡回を目指しております。

昨年がちょうど97%ぐらい巡回してフォローをいたしておりますけれども、それだけこういったあとの関係についてもしっかりと支援をしていきたいと思っております。農業後継者が17年度からこれまで34名ということでございまして、そのうち新規就農者の82.9%が農業後継者だということでございます。

今後におきましても認定農業者を中心に既存経営体の規模拡大とか経営の改善等を支援しまして、生産性と収益性の高い経営体を確保していくことで、後継者の育成につなげてまいりたいと思うところでございます。以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長、これまでいろいろ、先ほど申し上げられましたアミュ広場での販売、それから、福岡天神の観光キャンペーン、あるいは今話が出ました大阪方面、いろんなことに対するトップセールスをされていることには敬意を表するし、非常に形ができてきているのではないかと考えております。

先ほど、今年度の重点作物といたしますが、「薩摩のさつま」のブランド化に向けて、実証モデル圃として、梅は従来どおり20年近く取り組んでいるのですが、ジャンボインゲン、白ネギを今度新たに予定されたと。

まず、さつま町内でジャンボインゲン、白ネギの作付面積というのはどれぐらい出ているものか、お聞きします。

○農政課長（平田 孝一君）

ことし実証圃を設置しようとする白ネギ、ジャンボインゲンであります。深ネギにつきましては若干、直売所用とかあるのですが、共販はなされておられません。ジャンボインゲンについてもそうあります。ジャンボインゲンにつきましては、最近もはやされた品種といたしますか、市場性が認められてきておまして、昨年、一ツ木地区で若干試作をしていただきまして、ことし本格的に広めるための実証圃を設置しようとするものであります。

白ネギにつきましても、従来から少しはあるのですが、なかなか共販までは至っていませんので、実証圃を設けて、そういった産地づくりをことしから進めていきたいと考えております。

○川口 憲男議員

町長、先ほど23年度の実証圃をつくってされていくと、私、梅については、今までも相当年数を重ね、実際木を見ましても、大きな木になり、これから本格的かなというところは確認をしています。

それと、いろんな加工施設のところで、ブランド化も、「薩摩西郷梅」ということも出てきておりますが、なぜここでジャンボインゲン、白ネギが町内で全然作付も形も見えていない状況の中で、これが、先ほど課長の説明にありますように、将来ジャンボインゲンも田んぼの裏作としてはいいという考え方の中にあって、一部の地域で実証圃として、これからそれを特産品として持っていこうかということなのです。

であれば、今までありましたゴボウ、里芋、カボチャも相当拡大が進んでいますけれども、そういう、ゴボウにしましても、里芋にしましても、水田ゴボウ、あるいは水田の裏作の里芋ということで奨励をされてきたんですが、ここあたりの取り組みはどういうふうにしていかれるのか、町長の考えをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今まで水田の関係については、重点3品目で推奨をしてきて、それぞれの、先ほど報告しましたとおりの実績が上がってきております。カボチャにおいては、最近においては、畑に拡大をしてきているというところもあります。

そういう中で、これだけ何でもできる土地柄でございますし、農家の皆さん方が、この重点3品目をつくる人、つくらない人いろいろあるわけございまして、地域によってもばらつきがあるということでもあります。

したがいまして、今度、白ネギにしましても、あるいはジャンボインゲンにしましても、新たな産地として構築をしていくことも大事ではないかと思っております。そのことが農家の所得向上につながっていくわけでありまして。

やはり、ジャンボインゲンは、先ほど申し上げましたとおり、高収益型の作物であるということで、いろんな使い勝手も、万能食材ということもありますし、高齢者の皆さん方が集落営農をする一つの経営的な面からも、こういう作物を取り組んだら、一つの選択作物として今後経営としてやっていけるものではないかと思っておりますのでございまして。

白ネギも、先ほどありましたとおり、ブランド化しております金山ネギ、それとあわせて、JAも一体となりましたので、こちらとしましてもネギも一つの特産としての取り組みをしたらど

うかということで、今回から始めていくところでございます。

いろんなことを取り組みをしながら、さつま町の農業主体としての特産を育成をしていくということが大事であろうかと思っております。梅もしかりでございますが、こういった幅広いものをつくる中で、これというものを、特産を見出ししていくためには、いろいろな試験圃をしながら拡大をしていくことが大事ではないかと思っております。

○川口 憲男議員

町長がおっしゃるように、農家において、これとこれと限定されても、その特異性があって、いろいろな作物の生産ができていくというところはうなずけるのですが、17年度の重点品目から、例えば22年、そして今度は23年。トマト、イチゴ、ゴボウ、里芋、カボチャ、ブロッコリー、タマネギ、ニガウリ、ジャガイモ。

タマネギ、ニガウリはどこにいったのだらうかと、量的にもほぼ、白ネギ、金山ネギ等に近づくように衰退していくのではないかと。

そして、町長なんかアミュ広場、あるいは大阪、今度青森にも行かれますということですが、そのときに、さつま町の特産とか、さつま町はこれではどこにも負けない生産量を持っていますよと、また品質もいいですよとたわれるような重点品目があるのかどうか。

いろんなところから来られて「さつま町の特産は何ですか」と言われたときに、今のところ「梅」でいいのか、あるいはまた、そういうところをもう少し重点的にしていくことによって、この後質問をしますけれども、加工にもそれがつながるような品目になっていくのか。そういうところも大事ではないかと思えます。

町長がそういうところに対して、今までトップセールスをされてきていますから、そこあたりから感じられた点で、どういう考えがあるのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

本町には多量多品目と申しましょうか、少量多品目になるのか判りませんが、気候風土からいって何でもとれるということで、その辺では非常にありがたいことで、おっしゃるとおり、さつま町の特産品は何かと言われたときに、これとこれ、とすぐ上げられるものが、梅はしかりでございますが、早掘りタケノコもありましょうし、通常生産をされている野菜であるトマト、キンカンにしる、果樹にしても、それぞれあるもので、これという特産品というのは本当、まだこれからという感じがいたしておりますので。

しかし、市場に出たとき、品質ですね、消費者の皆さん方にとってはいかに安全・安心かということがまだ第一条件になるのではないかと思っておりますし、その辺の信頼性をいかに作り上げていくかということが、量的な問題もありますけれども、品質、安全性、そういうことが非常に大事ではないかと思っております。

例えば、キンカンなんかにしても、ゴールドキンカンということで、京都へ出していきますと、3Lで糖度16度以上というようなこと等で、例えば、宮崎県の「たまたま」というキンカンもありますけど、決して遜色はない。実際接触をして市場で食べていただくと、大したものだと人気はかなり高いのです。

トマトの関係にしても非常にいいのですが、量的にそれがずっと続くかという、そういう産地ではないのですが、やはり、いろんな作物をつくって、ある面においては少量多品目の中で売り出していくことも大事ではないかと思っております。

とにかく市場にとりまして、いかに特色を出しながら、そして、ネーミングについても、あるいはパッケージについても、やっぱり見た目というのがありますので、その辺の工夫というのは当然として、今後も研究は必要かなと思っております。

○川口 憲男議員

町長のおっしゃるように、多種品目で、生産量ではキンカンも入来のほうが多いのではないかと、どっちかといえば入来の相乗りでこっちも、そんな流れで売れているのかなと思っておりますけど。

2番目の質問等と話がごっちゃいたしますけれども、生産者に生産を呼びかける、うちの特産品として、そういう品目を植えつけていく、多品目でもいいと思うのですけれども、そうなったときに、私も共販に出した経験があるのですけども、共販で市場に出しますと何を言われるかという、おっしゃるとおり安全・安心はもちろんですけど、数量と品質をどれだけ確保できるかということを言われます。

そうなったときには、少数精鋭ではなくて、多数精鋭のものがないと市場も対応をしてくれないのは現実です。ですから、そこあたりのところで、推進していかれる中で、今の状態では、私は農家にそれこそ推進はしていけないのではないかと思います。

先月、カボチャの農家の方々にも聞きますけども、現在はいいんです。出はなでどんどん出ますから、共販のほうに持っていてもいいんです。これからどんどん量が増えてきますと、共販のほうで太刀打ちできないというか、共販で相手にされなければどうしても出水の市場とか、宮之城の市場は少ないのですけど、出水か伊佐がいいというような話も聞きます。

そうなったときに、生産団地としての機能がなくなっていくではないかと思います。やっぱりそこには、安全・安心もおっしゃいましたけども、高品質のものを出していかなきゃいけない。そうなったときに、トップセールスのところでありましたように、さつまのカボチャは品質的にも安全的にも、それから、おいしさ的にもいいですよというたえるような栽培奨励、それをしていかなければならないのではないかと思います。

ですから、ここで申し上げたいのは、従来の重点作物も、やはり同じようにそこあたりに、やっぱり力を注いで、町のブランド品として売り出すことが必要ではないかと思います。少々立ち消えみたいな感じがしておりますので、やっぱり農家を活性化させるには、そこあたりまで努力をされるべきだと思います。そこは要請しておきます。

それと、2番目の農業後継者の支援策で、就農を支援していかなければならないということをお願いしましたがけれども、今申し上げましたように、高所得といいますか、農業で所得が上がるような事業体づくり、そこになってきたなら、カボチャで300万円というのは厳しいかもしれませんけど。

カボチャ、米、あるいは畜産、前から複合経営ということを言われますけど、そういうところを育てていくことで、年収的に300万円、あるいは400万円稼げるような農家を育てる施策を講じていかなければならないと思うのですが、その点については、町長、従来から言われておりますけれども、町長、再度確認しますけど、その考えには変わりはないですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの中で、重点3品目はやめましたということではありませんので、引き続き重点3品目としては、せっかくこれまで定着をしてきた作物でありますし、これからも本町の作物として振興を図っていきたくて思っております。ただ、ジャンボインゲンにしろ、白ネギについては、新たな品目としてまた特産化をしていきたいということで実証圃を設けるものでございます。

それから、いろんなPRのため、青森についてはまた、私が行くということではありませんが、農家の皆さんが中心になって、向こうで出していきたいという品があるということでもありますので、そういったものを出していただくということになっております。

それから、後継者の関係でございますが、複合経営、なかなか、今、一つのものでずっと経営

するとなると、畜産とか、お茶とか、そういうものはあるかと思いますが、一般的には複合経営をもって、一定の所得を確保していく、このことが大方ではないかと思っております。

認定農業者についても、それぞれ5年後の所得を掲げながら、それに向かって経営の改善計画を立てて認定をいたしておるわけでありますので、その計画実現のために、いろいろ担い手育成支援室を中心にしながらフォローもいたしておるところでございます。基本的にはそういう複合経営も当然として考えながら進めていくということでございます。

○川口 憲男議員

支援策については、集落営農、あるいは担い手支援というようなことで、担い手育成支援室を設けてまでそのほうに取り組んでいらっしゃるその意気込み、それは十分承知できるのですが、先ほど申し上げられたように、農業後継者が育たないという理由の一つはどこにあるのかというのは、やっぱり収益が上がらない、手取りが上がらないというところから自然に逃れていかれるのではないかと思っております。

調べたところによると、これは県単位なのですが、大分県は県外からでも農家をしたい方は地元に来ていただいて、それに支援をします。行政がすべきことは、例えば農地の確保とか、いろんなところへの支援とか、そういうところをしていただくと。2011年度から5年間で1,000人を支援をしていきたいというような趣をしています。これは県単位ですから、うちの町に取り入れるということはできないのですけど。

今、フレッシュファーマー等もおっしゃいましたが、それから、農業後継者祝い金、就農支援資金、償還助成等がありますけれども、これで本当に若い者が地元に残る可能性があるか、あるいは、今は地元の後継者が育たないのであれば、外からでもそういう後継者を呼ぶべきというような時代です。

先ほど質問の中に、地方分権の話もありましたけれども、やっぱり、今、地方が独立し、独自の改革をしていかなければならないという時代ですが、町長、このような農業後継者、あるいは就農を支援しようというような取り組みをやるような考えはないのか。

これには資金と土地と知識ばかりで中に踏み込んでこれないのですけれども、そういうところをして、さつま町の農業をより一層盛り上げるというような考えはないですか。それによって所得が上がるとか、あるいは地域が潤うというような考え方もできると思うのですけど、そういう考え方は町長はお持ちではないですか。

○町長（日高 政勝君）

鹿児島県におきましても、新規就農者をふやそうという形で、県外の皆さん方からも御相談がある場合もありますので、そういう窓口も設置をいたしておりますし、Iターンとか、あるいはUターンもですが、そういう窓口も積極的に設けておりますので、そういうことがありましたら、市町村とも十分連携をとって今も進めているところでございます。

また、いろいろな営農について、農業をやってみたいという方々についても、県内の方についても、営農塾ということも開講をされておりますし、農業に対するそういう意識を高めていただく、そういう機会にもなるかと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、やっぱり新規就農者の83%という方が農業後継者でありますので、おっしゃるとおり、農業経営が安定をしておれば、自然と後継者は育ってくると思っております。

経営者がいつも大変だとか、心配な仕事だとか、あるいは、ほかの仕事がよかどとか、そんなことを言っておれば、なかなか、農業の後継者、いわゆる農業の就農というのは増えないわけですが。

こういう食料を生産するという崇高な使命を帯びた農業でありますので、そういったことについては夢を語る、あるいは経営改善についての話をする、そのことが大事なことでありますので、やはり、農業の安定化に向けて、どのように所得向上を図っていくかというのは当面の課題かと思っております。

町としましても、新規就農者の育成のために、現在までは、いろんな先進農家というのがありますので、指導農家の方もいらっしゃいますが、そういうところに中学校の皆さん方が経験的に入るとか、あるいは、高校が終わってから、そういうところに入って勉強をされるとか、県内県外問わずそういうところもありますし、あるいは、農業大学に行って、それから後継者になると、いろんなパターンがあるわけですが。

今後におきましては、さつま町においては農協管内、農業公社が設立をされておられませんので、今、研究・検討をしていこうという段階に来ております。そういう中で、研修制度まで取り組んでやっていこうかということになるのか、その辺は今後の課題であります。そういうことも含めて、今後の新規就農者の育成についてはいろいろと検討をしていくことになろうかと思っております。

○川口 憲男議員

農業公社の件が出てまいりましたけれども、町長、大分県が目指している1,000人、5年間で確保しようということなのではございますけれども、やっぱり、農地や施設、住宅などの情報提供、支援をしていくいろんな会議とか会とか、それから、共同体とか、そんなものもあるし、例えば、先ほどおっしゃいました優良農家といいますか、今でも規模拡大で頑張っている農家に研修に派遣をする、そういうところもされているみたいですね。

それで、鹿児島県がしている営農の夜間塾、仕事が終わった後、農業就労に対する夜間塾というのを鹿児島県はしていますけれども、先般の新聞、いろんな情報等を見ますと、やや伸びているというような形で、その中で何人かが就農されるということを見聞きしたことがありました。

農業の支援となれば、先ほど町長の答弁にありましたように、やっぱり農業が好きだとか、それから、絶対おれは農業でやるんだとか、そしてまた、もう一つは、さつま町ではその農業をするのに行政のバックアップがすごいんだとか、そういうのがなければ外からの農業者も来れないのではないかと思います。

例えば、農業公社の関係で申しますと、JAの関係でいけば、薩摩川内市、それから、伊佐市、両方とも取り組んでおりますけれども、薩摩川内市の場合は新規就農者への支援もしています。

それが、私も、中身を少ししか聞いていませんけれども、あるいは、先ほど申し上げましたように、優良農家とタイアップして、そこで研修をしていただいて、将来自分が農業をやるという意気込みの人、あるいは、もう一つは、先代から続いている農業を引き継いで、そこをまた確立するということがあるのですけれども。

今、聞きますと、これから準備段階で、来年の3月ぐらいをめどにそれに取り組んでいくんだと、そこに町長の気持ちで、さつま町の農業を育てていく、若者の農業家を育てるとなれば、そういうところまで掘り込んで提案をされて、今検討をされている中に、こういうのはどういうふうにできるかということも述べられて、あえてそこをそこを取り組んでいただいている、その答申をいただけるというような方向性をとっていかれることではないかと思っております。

時間がないですから、まずそのところを聞きたいのと、それと、先ほども申し上げましたけれども、ゴボウ、カボチャ、里芋はできませんけれども、例えばジャンボインゲンにしましても、梅の6次産業化、町長も言われていますように、今町内にある加工施設、これの利活用は、前の町長もおっしゃっていましたが、なかなかそれが進んでいないのです。

町内にある加工施設をもうちょっと利活用を活性化させて、そこから生まれるいろんな製品、もう一つ申せば、アミュ広場に行かれたときに、薩摩中央高校の豚味噌が非常に好評だと、完売で後がないのだと、それを町内の味噌をつくられる方、そういう方にノウハウを伝授して、それが小さな企業化ができないのか、それも加工施設の有効活用ではないかと思うのですけど。

そこあたりまで含めた6次産業化という考え方は、町長はどうですか。それによって新規就農者、あるいは新たな企業の掘り起こしができてくるのではないかと思うんですが、その考えはどうなのですか。

○町長（日高 政勝君）

新規就農者の研修のあり方については、今までも全くしていないということではなくて、それぞれ関係機関のほうで、先ほど申し上げましたような先進農家等に県内、県外問わず行っていらっしゃるし、そしてまた、いろいろな機会を創出をしているわけですが。

制度的に、町とか、あるいはJAの機関でそういったものをというところは、今のところありませんでしたので、今後、農業公社という一つの組織ができるという研究・検討を進める中で、研修制度までできるようなところまで踏み込んで検討はしていきたいと思っていますところがございます。

あと、加工センターの関係です。町立の加工センターがちょうど鶴田にありますので、これについてはもっと活用したらどうかということで、今は、いろんな加工グループの関係の皆さん方の育成も図って、先ほどお答えしましたとおり、いろんな方々をお呼びしながら、そういう研修もしているわけですが。

加工設備についても、これまでも町のほうでも、真空パックとか、あるいは必要な備品等については整備をしておきまして、最近フル活動の状態です、あそこは。加工グループの皆さん方も、どっかなかどかいと言うぐらいに今は増えておきまして、今まで使っていなかったグループの皆さん方がほとんど多いのですが、ほかにも利用したいという方々がかなり増えておきまして、何とかどこか別にといいお話もあります。

それで、6月1日からは月曜日も開くようにしております。7月1日からほかの方も利用ができるように、利用促進をさらに図って、活性化を図っていききたいと思っています。

民間のところでもそういう加工施設の整備をというところまでありましたら、先ほどありましたとおり、国・県の事業とか、あるいは規模の小さいものについては町でも考えていきますよということまで言ってありますので、今後、さらなるそういった加工の分野が進んで、いわゆる企業化ができるようにやっていただければありがたいなと、そこまである程度の支援は必要かと思っていますところでもあります。

○川口 憲男議員

町長、ほぼ完璧な答弁だったと思うのですけれども、公社の中の研修支援等をこれから検討されるということでしたから、いいところもたくさんあります。しているところはたくさんあります。薩摩川内市ばかりではなく、私もノートに3ページぐらいそういうところを明記しておるのですけども、びっくりするようないところがあります。

ぜひそこあたりを入れて、うちの町に取り込めるのは何かということをしていただきたい。そして、加工施設と連携をして、半年そこで勉強していかれたらその加工施設から卒業するのだと、自分の本当の加工施設をつくっていくのだと、そのためには、町は、例えば加工施設をつくるとか、いろんな備品が要りますけど、そういうのに助成をしていくのだと、そういうことまで取り組んでいかれたほうが、重点作物の中でも生きてくるのがたくさんあるのではないかと思います。

例えばマンゴーにしても、小さいのは今までは捨てようかちされておったのです。これの有効活用もできてくるし、カボチャ自体をプリンみたいにして販売されるというようなところも出てきている。

加工施設を自分で持って、小さな企業ですけど、それを起こしていくということが、町民自体も意気込みになっていくのではないかと思いますし、ぜひそこは、公社を設立する最初の段階で検討していかれるように切に要望しておきます。それと、最後に、加工施設の関係で、7月1日から利用促進を図られるということでしたから、そういうことですよ、非常にいいことだと思います。

今までどっちかという、私もお説教じみたことを言うかもしれませんが、ないごて一つのところが独占して、そこで加工したものを物産館で売って、ほかの人たちはできてこんなよと、そういう人たちが広めるところが町の加工施設ですよというような考え方を持っておって、7月1日からそれを実施されるということですから、ぜひそういう新たに挑戦される方に道を開かれるようなシステムをつくっていただきたい。

そのためには、今度は今いらっしゃる方が自分たちで、家のあいている所に加工施設をつくるということであれば、そういうところに支援は惜しまなくやってほしいと、条件はありますから、そこをお願いします。

それと、もう一点、せっかく薩摩中央高校の中に、農業の関係の科があります。担当の先生と会うことができなかつたのですけれども。私も農業高校出身ですから、いろいろなことをやらされました。豚味噌からタケノコの加工、それから、しょうゆをつくるとかいうようなことをやらされました。今はどうかということをお聞きしたかったのですけど、担当の先生と時間がとれませんが、できなかつたのですが。

日置市の高校が、高校と行政と事業体が一体となって、新しい商品開発を行うということをつい1週間前の新聞で拝見したのです。せっかく我が町に農業高校があつて、農業を志す人もいると思うのですけれども、そういう人たちと一緒にになった、第三者的なところも取り込んだ形で行くべきではないかと思うのです。私はこう考えるのですが、町長の考え方はどうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

せっかく薩摩中央高校の中に生物生産科、そういう科もございまして、これまでもこういう6次産業化に向けての話し合いの中に、薩摩中央高校の方々も入ってきて話し合いをしてもらっているところであります。それで、向こうで実践できるのであればいいということでお願いしているわけでございます。

まだ具体的に実践のところまでは行っておりませんが、現実には豚味噌にしる、いろいろ加工をやっているわけですから、一般の加工グループの皆さんの中でこういうことをしてみたいということになれば、お互いに提供しながらできる分野もあろうかと思っておりますので、今後は連携を深めていく必要があろうかと思っております。

とにかく6次産業化の場合、簡単には、一挙には済まないですけれども、既に幾つかのグループは実際市場に出て活動をしておりまして、それなりの好評もいただいておりますので、さらにこの輪が広がって、農産物を、1次加工、2次加工までして販売ができる、地元の品物が地元で消費される、あるいは、それをほかにもPRができるということは非常に素晴らしいことだと思いますし、女性の皆さんを中心に、あるいは、女性でなくても、企業、いわゆるなりわいを起こす、そういう企業化に向かって、さらに選定ができるように努力をしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、最後に、先ほども申し上げましたが、今度の東日本大震災を見ても、その単位が、

ここの激特事業の何百億円というような話ではなくして、何兆のお金が必要で、交付税がゼロということはないでしょうけれども、やっぱり自分たちの町は自分たちで自立するのだということが大事ではないかと思えます。

うちの町は、まず農林業が潤っていくことによって、商業も潤うというような感じを見受けません。先ほどおっしゃいましたように、タケノコもそうだろうし、あるいは、たばこにしても、米にしても、いろいろな企業が、そこが伸びていくことがうちの町の発展につながると思います。

農業所得の向上なくして町の発展はないというようなことを私は思うのですけれども、ぜひ、今度できる公社的なところ、あるいは重点作物のこれからの拡大策、そして、それが6次産業化につながるというような一つの流れを農業政策の中で取り組んでいただけるように強く要望します。

切に切にというぐらい、国会議員の中に「総理、総理」と言うのがおりましたけど、町長、町長、まこて町長の使命をかけてでも農業政策にメスを入れていくということをして所得向上を図られるように切に希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

これで、川口議員の質問を終わります。

次は、7番、平八重光輝議員の発言を許します。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

最初に、太陽光発電設備の購入助成についてお尋ねいたします。

東日本大震災による東京電力、福島第1原子力発電所の重大事故で、原発の増設や地球温暖化対策の見直しが迫られております。万全の対策がとられ、安全性に問題はないと言われてきた原発の安全神話はもろくも崩れた今、原発の増設を含め、エネルギー計画の見直しが必要となってきました。原子力にかわり、化石燃料による発電が大きくなると、CO₂は確実にふえます。

CO₂の増加による地球温暖化、これらに伴う干ばつ、あるいは大雨の被害の増大も予想されます。CO₂をふやさない風力や太陽光、水力、地熱など、自然エネルギーの利活用による発電が重要かつ必要となってきました。

これらの自然エネルギーの中で、個人が利用しやすいのが太陽光発電であります。電力の需給バランスの均衡を原子力発電に頼らない社会にする手段の一つとして、太陽光による発電を行うことも大きな意義を持つものであります。この太陽光発電設備購入に助成は考えられないか、お伺いいたします。

次に、震災被災地への職員派遣による支援についてであります。東日本大震災から3カ月が経過いたしました。震災ボランティアは5月の連休中、岩手、宮城、福島の3県で延べ7万8,000人が活動したが、連休明けには一転、ボランティアが激減し人手不足に悩まされている被災地が少なくないと報道されています。

我が町も平成18年の水害で、全国の皆さんから、人的・物的・金銭的支援を受けているが、職員を派遣し、これらの恩返しをする考えはないか、お伺いいたします。

[平八重光輝議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平八重光輝議員から2点ほどの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきますが、まず、東日本大震災によりましての原発政策の見直し、それに関連して資源エネルギーの利用促進の関係で、太陽光発電設備等の購入助成についての考え方でございます。

太陽光発電設備の設置に対する助成制度につきましては、現在、国が実施をしております住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金と、鹿児島県が実施をしております住宅用太陽光発電普及推進事業補助金の制度があるところでございます。

県内におきましても、各市町村の自治体におきましても、独自の助成制度をしているところが7市ございます。本町においてはどうかということでございますが、国におきましては平成21年11月より太陽光発電の余剰電力の買い取り制度がスタートしたことに伴いまして、今後の設置促進策としましては、設置補助ではなくて、電力の買い取り制度への移行の方向となっているようでございます。

しかしながら、今回の東日本大震災とか福島第1原子力発電所の事故を受けまして、国としての原子力政策の見直し、それにかわるエネルギーの確保、今後、先ほどの質問者にも答えましたとおり、エネルギー・環境会議というのが新設をされておまして、電力会社の発電部門と送電部門の分離の問題とか、あるいは自然エネルギーの拡大としまして、風力、水力、太陽光、あるいは地熱、そういった自然エネルギーの現行の9%から、2020年代までには20%まで引き上げるという構想も練られております。

太陽光パネルにつきましても1,000万世帯に設置する目標等が論議をされるというところに来ております。こういうことで、恐らく、今回新たな政策の方針として、いろんなことが出てくるのではないかと考えております。国等の方針を見きわめながら、太陽光発電施設の設置に係る単独の助成制度、これについては、国の状況とか、あるいは、財政状況も絡み合わせながら総合的に判断をしていきたいと考えております。

国の基本計画の関係につきましては、ことしの秋ごろまでに取りまとめをしたいということですので、そう遠からずしないうちに、ある一定程度の自然エネルギーに対する国の考え方が明らかになるのではないかと考えております。そうなったときに、どの程度のこれに対する考え方というのが示されるのかというのが明らかになろうかと思っておりますので、それを踏まえた上で、町としての対応を考えていきたいと考えております。

例えば町が補助をしたときに、今までは、新たに過疎計画の中でもソフト事業として対象にはなっておりますが、仮に助成制度をつくったときに、どの程度の枠組みでやっていくか、数年でやめるというわけにもまいらないでしょうから、やはり、その辺のところは十分今後の動向を踏まえて、町の財政状況とか、あるいは、それをしたときに、また新たな財政措置が出てくるのか、その辺もわきまえた上で対処をしていきたいと思うところでございます。

それから、2番目の震災被災地への職員派遣による支援でございますが、職員を派遣する考えはないかということでございます。災害発生以来、これまでの人的支援としましては、緊急消防援助隊としまして、町の消防本部から消防士5名、救急車、それから作業車1台、そういうことで派遣をいたしております。

ボランティア活動の参加につきましては、7月10日から10日間、石巻市の避難所での支援活動に職員が1名ほど参加をしておりますが、今月20日からまた1週間、1名の職員が参加予定でございます。

職員派遣につきましては、これまで岩手県の野田村で医師をされております本町出身の押川公裕先生が被災後、臨時の診療所を開設された記事が紹介されましたことから、すぐさま野田村役場の災害対策本部へ直接連絡をとりまして、人的な支援の状況とか、救援物資の必要なものはないかと、そういったことについての申し入れを行ったところでございます。

しかしながら、それ以前におきまして、人的・物的支援ともに近隣の自治体や隣県の青森県のほうと結びつきがあったみたいですが、そういう応援によって充足をしているというようなこと

で、新たな支援がもし必要になった場合には連絡をしますというようなことでもございました。このほか二、三の自治体にも連絡をとりましたが、同様の回答でもございました。

他の自治体におきましては、姉妹盟約とか、あるいは災害時の応援協定などを締結しております被災自治体へ職員派遣を行っておりますけれども、本町におきましては、被災県とは今まで直接的な関係がなかったことでもございまして、派遣を受けるところまで至らなかったところでもございます。ただ、鹿児島県の町村会を通じまして、全国町村会には、すぐさま職員派遣の用意はありますよということで申し出をいたしたところでもございます。

県内でも、さつま町とある1町だけだったということでもありますけれども、その後、3月の31日付で全国町村会から被災町村に対する人的支援のため職員派遣についてということとしまして、職種とか、職務内容、派遣希望期間などについての希望調査がありまして、2人1組で2週間を1クールとして派遣をすることとしまして、職員派遣希望を募りましたところ、8名の職員からも応募がありまして、県の町村会へ回答をいたしたところでもございます。

全国町村会におきましては、希望調査の結果をもとに、各県ごとに派遣先の割り振りを行い、鹿児島県内の職員については、岩手県に派遣をすることになったところでもございます。

しかしながら、5月の2日付で岩手県庁の市町村課のほうから、現時点での派遣については辞退をする旨の通知であったところです。辞退の理由としましては、東北地方周辺自治体を中心に、派遣希望者が多かったということ、地理的な関係もある、そしてまた、受入自治体の体制の問題、そういったこと等がございまして、今後、復旧・復興を進める中で、被災市町村から新たな要請があれば、個別に依頼をするとのことでもございました。

また、災害後3カ月が経過し、派遣職員の希望職種についても、災害直後は一般的な事務職員などが主でありましたけれども、復興作業へシフトをしていく必要から、土木技師とか建築技師、被災住民の健康管理業務を行う保健師、こういった専門職の派遣要望が出てきているようでもあります。

本町としましても、昭和47年、平成18年の大水害、平成9年の県北西部地震などで、全国各地から多くの温かい支援をいただいておりますことから、人的な支援についても、できる限りの支援を行う考えでありますけれども、なかなか今のところは、そういう要請は、待ってお待ちしておりますけれども、来ていないということでもございます。

被災自治体からの要請があった場合には、職員の配置状況なども総合的に判断して対処をしております。以上です。

[町長 日高 政勝君降壇]

○平八重光輝議員

まず、太陽光発電助成についてであります。確かに町長のおっしゃるように、買取価格もいろいろ高く設定してありまして、48円で最初設定してありまして、現在42円になっておりますが、これも余った分を買うということでしたが、今の政府の方針では全部一たん買い上げてするというような方針もあるかに聞いております。

調べたところ、現在、県内で7市で助成を行っております。1キロワット当たり3万5,000円から、3キロワット上限ということで10万5,000円、霧島市の29万9,000円までいろいろ助成が行われております。

これを導入された7市においては、それなりの理由があつて導入されているものと思います。住民の皆さんの日常生活の安心・安全を守る、あるいは、地球環境の悪化を防ぎ、よりよい生活環境を維持するなどは、行政の行うべき大事な業務の一つではないかと思っております。

CO₂をこれ以上ふやさない地球温暖化を防ぐための施策、これは、そのまちの行政や政治の

知性であり、感性であり、センスであると思っております。ぜひ、早い時期に、政府も何らかの形では出てくると思いますけれども、我が町も導入されて、温暖化防止の一つの手だてにもなるような施策ですので、実施されることを強く望みます。この項については以上で終わります。

被災地への職員派遣であります。2回目、3回目に質問しようかと思っておった大部分は町長が答弁されたものですから、答弁書を何もいただいておりますから、ダブってくるかもしれませんが、再度確認の意味も含めまして、まだ時間も少ししか経っておりませんので、お尋ねいたします。

いろんなボランティアと申しますか、必要なボランティアについて、おっしゃるように、当初は非常にたくさんの方がみえて、その人たちを割り振るのにも大変なことだということを報道等で我々も知るわけですが、その中で、ボランティアをコーディネートする人がいない。そういう人を派遣していただきたいというような要望等が非常に報道をされておりました。

我が町は、平成18年の水害で、復旧・復興の、ほかのところよりは経験もあり、ノウハウもあろうかと思えます。そういう意味で、現在は、今復興に向けて一生懸命東北のほうは頑張っておられますが、役所等の方でも亡くなられた方がたくさんいらっしゃって、職員の方も非常に少なくなった市役所、役場等もあるわけですから、そういうところに、こういう経験のある職員を派遣すれば、非常に向こうの方も手助けになるのではないかと思います。町長、その辺はお考えになったことはありませんか。

○町長（日高 政勝君）

災害を過去受けた自治体としては、本当にそういう被災地区の皆さん方、自治体の皆さん方については大変な思いをされているわけですから、できることなら出向いて、おっしゃる経験を生かすことがあればと思いが強かったのですが、なかなか手がかりが。

直接姉妹盟約とか、あるいは、例えば町民の中にも被災県等の親戚とか、お知り合いとかあれば、手づるとして連絡がとれるのですが、それが当初でなかなか見出せないというところがございました。

結果的に、押川先生の場合は、そういうことですぐ連絡をしたのですが、各県のほうにずっと連絡をしても、まだ当初の段階におきましては、どこから手をつけていいかわからないような状況でありますし、例えばボランティアに行ったにしても、なかなか実働的なことができるのかなというのはあったようでございます。

様子を見て、後々、先ほど申し上げました全国町村会を通じて被災県の状況を取りまとめていただいて、そこから派遣の用意はありますよということでしたわけでありまして、そこまでは行き着かなかったところでございます。確かに、積極的に申し入れをした職員もおりますので、そういうノウハウを生かす機会があればよかったですけれども、結果的にはそこまで行き着かなかったということでございます。

○平八重光輝議員

我が町からボランティアといいますか、要請があった方も含めて、消防士5名、鶴田支所の職員1名、名前は出していいということでしたので出しますけれども、福島君という若い青年であります。彼の場合も休みをとって、自分のお金で行くとなれば、時間とお金と非常に、一番遠いところからですからたくさんかかります。彼の場合は、ある団体の派遣の一人として参加したということでありました。

その中で、報告書を見させていただいたのですが、彼らは被災地でない隣の町に寝泊まりしながら被災地に行って、避難所のお世話をしたということでした。平成18年の水害のとき、私なんか、ボランティアといいますか、家屋の消毒に回りました。

何日か回ったころ、あるところで、あるところというか、虎居だったのですが、11時前後でしたか、行ったときに、家の方はどなたもいらっしゃらなくて、その中を消毒するわけですが、玄関にパン1個と牛乳1本、それと、バナナが1個置いてありました。朝食なのか、昼食なのか、時間的に判りませんでしたが、それがたまたまその日だけそういうものだったかも判りませんでしたが、非常に食料というのは、水もですが、大事であります。

何日もパン1個、牛乳1本では、とてもじゃないけど、心も折れている中で体力もなくなってまいります。そういう中で、彼の報告書によると、食料はあったと、あったというか、地元のスーパーと災害協定を結んで、そのスーパーが食料品を供給といいますか、有料でしようけれども、しておいて、食料品は確保されていたということなのですが、我が町は災害に備えてそういう協定が結んであるのかどうか。もし結んでなければ、その協定を結ぶ考えはないかかどうかについて、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

公的な機関との災害応援協定というのはありますけど、御指摘にありますようなスーパー等との災害の協定というところまでは至っておりません。本当に、今、実態として、そういうことの報告を聞きますと、やはり、身近なそういうところとの提携というのは、やはりこの食料とか飲料水、そういうものを確保のためには、非常に大事なことであろうかと思えます。

先般、町内に立地をされましたコメリさんからも、立地をする前にそういうお話がございましたので、そしてまた、町内にまた似たような施設もありますので、同時にしないと、一方ばかりするわけにもいかんというようなこともありまして、今まで結んではおりませんが。

今後やっぱり、コンビニとかありますし、あるいは、そういうスーパー、そういうところともお話をしながら、できるところは早めにそういうことができたらいいいのかなと思っておりまして、今後話し合いを進めていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

職員の派遣についてでありますけど、例えば、採用5年以内ぐらいの若手の職員を全部派遣すると。派遣して、男性は瓦れきの処理等でもできます。そういうのに従事してもらうとか、あるいは、女性の場合は、高齢者の施設とか、避難所のお世話をするというようなことをぜひやっていただきたい。というのが、「百聞は一見にしかず」とありますが、聞くと見るとでは大分違います。見るとやるとでは、まだ違います。

やはり、若いときにそういう経験等を踏まえて、これからの行政サービスに生かしてもらえば、非常に我が町のためにも、災害があればいいということではなくて、いろんな行政サービス上の心の持ち方が違うと思うのですが。

炊き出しもいいです。小林市は、報道によりますと、12名だったですか、2回に分けて約5,000食の給食といいますか、炊き出しをやると。大分暖かくなってきましたけれども、寒いときの避難所の皆さんのテレビ等の声ですけれども、温かい食べ物が一番ありがたいと。

寒いときにパンや牛乳やおむすびでは、心が非常に寒くなっているときに、また冷たいものだけでは、大変なときに温かいものを提供していただければ非常においしかったといいますか、ありがたかったというような報道もありますけど、今現在大分暖かくなっておりますけれども、それでも大規模な炊き出しが欲しいというような報道等もありますが、その辺の考えはございませんか。

○町長（日高 政勝君）

職員のボランティアの派遣、全くのボランティアとなると自主的なこととなりますので、やはりこの町の職員として派遣をするとなりますと、それなりの職務命令を発して、公務災害とか、そういうことまで配慮をしなければなりませんので、一定の手続が必要かと思っております。

ただ、その辺のボランティア休暇というのは、当然特別休暇としても制度がございますので、そういう職員が行きたいということでは、それはありがたいことでございます。そこについては、今ありましたように、寒いときは温かい食料というのが一番、避難をされている皆さん方、特に高齢者、子供さんたちというのは大変な喜びであったと思っておりますので、そういうことについては、制度的にはそういうことをしながら、派遣ができるものがあれば、そういう形にしたいと思っております。

○平八重光輝議員

先ほども申しましたけれども、この遠い地から、ボランティア休暇で行っても、大変な費用と時間がかかります。今、町長がおっしゃったように、もしけが等をした場合は、自己責任となれば大変なことです。できれば、私が申しましたように、職員を業務として派遣していただきたいというのが私の言いたいところであります。

人間形成にも役立てていただきたいと、非常に困難なところに行って、いろんな皆さんのお世話をしたり、お手伝いをするのは、本人のためにも、また、向こうの現地の方のためにも非常に私はいいことではないかと思っております。

最後になりますけれども、先ほどの答弁にもありましたが、短期の支援も必要であります。復旧に向けた長期の、半年、1年単位の、専門職になろうかと思いきや、こういう支援が欲しいというような、今報道等もあります。

少し話が変わりますが、岩手県の、御存じかもしれませんが、住田町という町の町長は、震災が起こって、3日後だったですか、4日後だったですか、3億円を専決して、93個の仮設住宅をすぐつくれと言って、木造の住宅をつくられたと、4月の末からは入居が始まったと、非常にありがたいと言って入っておられると。

国や県を待っておったら、とてもじゃないけど間に合わんと、度胸と言え失礼になるかもしれませんが、非常に立派な決断を私はされたと思います。議会も町民も非常にいいことをしたというふうに評価されているということですが、3億円の専決をしろとは申しませんが、職員の派遣等についてはぜひやっていただきたい。

特に、専門職については、5人も10人もという話ではないでしょうから、1人か2人、土木関係、建築関係になろうかと思いきや、その辺をぜひ出張で派遣していただいて、少しでも我が町の受けた恩を返していくことができればと思いきや、町長のお考えをお伺いして質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

これからの派遣要請というのは、恐らく具体的な復興に向けての技術者の専門的な方の要請になってくるだろうと思いきや、派遣の期間においてもやはり長期にわたるといふふうに考えております。

したがって、そういう派遣要請があるとすれば、そのようなところもまた全国町村会を通じて必要ということになれば、派遣についてはいとわないということと考えております。

とにかく町におきましても、技術職員というのは限られておりますので、例えば保健師については今は手いっぱい、まだ足らんというような状況がありますし、技術者についても不足ぎみでありますので、時期によってはお互いに融通し合いながら、そういう場合には最善の努力をしてまいり、覚悟はいたしておりますので、十分配慮をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで、平八重議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

6月14日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後3時30分

平成23年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成23年6月14日

平成23年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成23年6月14日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 山元芳彦君
介護保険課長 中村慎一君	社会教育課長 岩元義治君
税務課長 萩原康正君	文化課長 北原美義君
福祉課長 二階堂清一君	建設課長 三浦広幸君
総務課長 紺屋一幸君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
財政課長 下市真義君	災害復興調整監 松山兼二君
環境課長 貴島晃人君	災害復興対策課長 三浦広幸君
町民課長 前田淳三君	
健康増進課長 村山茂樹君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について
- 第 2 議案第37号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (第2委員会室)	37	さつま町税条例の一部改正について
	39	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 15款 県支出金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入 歳出 2款 総務費
文教厚生 常任委員会 (第1委員会室)	39	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 14款 国庫支出金 15款 県支出金(関係分) 歳出 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費 第2条 債務負担行為
	40	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
建設経済 常任委員会 (議場)	36	さつま町災害危険区域に関する条例の制定について
	39	平成23年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳出 7款 商工費 8款 土木費

【参考】 請願・陳情

請願

○30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について

陳情

○悪臭防止対策に関する陳情書

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月7日提案がありました議案4件について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」、日程第2「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第3「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第4「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」から、日程第4「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○舟倉 武則議員

一般会計の9ページの企画費についてであります。私は建設経済委員会に所属しましたので、商売人という立場から、夏祭りについては町民一丸となって、にぎやかに、そして、町の繁栄につながることを願っている一人であります。姉妹盟約を結んだ市町とは長年にわたり良好な交流をすべきと私は考えております。そこで、特に、友好交流事業費の旅費130万円に関連してお尋ねいたします。

提案理由の説明でありましたが、10人の旅費として説明を受けました。5周年のときは多くの人数でにぎわいましたが、今回は10人で十分なのでしょうか。もう少し詳しく中身について、所管の課長でいいです。お聞かせいただいて、その後町長にお考えを伺いたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

企画費の友好交流事業費の関係であります。普通旅費ということで130万円ほど計上しておりますけれども、今回、ねぶたの運行については2回目ということで、特に夏祭りに運行をということで考えております。

その中で、やはりまだ2回目ということでございまして、特に笛、太鼓等のはやし方の技術がまだ習得をされていないというようなことから、向こうのほうから、関係者の方に10名おいでいただいて指導を仰ぐということとしております。

なお、この事業につきましては、県の振興局の地域振興対策事業の補助を受けてするものでございまして、財源的には2分の1助成ということでございます。県の認められた金額というのは、今計上しております総体的には182万5,000円の経費が承認をされたということでございます。

○舟倉 武則議員

何でこれを尋ねたかといいますと、商工会でも夏祭りの準備委員会があったわけですが、みこ

しの担ぎ手がいないと、そういう中でねぶたをやるということで、町のほうがねぶたについては責任を持って、担ぎ手から全部やるということで話を聞きました。みこしは昼間の行事でありまして、また、ねぶたは夜でないと盛り上がりません。

ねぶたもですが、町の祭りとして、みこしの担ぎ手もいないと、根本的には、本流であります。この夏祭りのみこしが弾まん、ねぶたちゅうのは、去年、青森県の鶴田町との友好でもらったと、いろんな考えがありますが、これもやっぱり利用をするためには、展示をして、こういうのも東北青森にはありますよというアピールもいいし、本体が弾まんといかないごてねぶたをすっどかいという声もあります。

そういうことで、この130万円の利用についてですが、旧鶴田町と青森県の鶴田町との縁も大事であります、130万円というお金も大事であります。有効的に、かつ効果が求められるわけでありまして。

町長にお尋ねをいたしますが、こっちはみこしというお祭りがあります、ねぶたを最終的にはどの辺の位置まで持っていこうとする考えであるのか伺いたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

昨年の5周年の記念をいたしまして、青森県の鶴田町のほうから寄贈をいただいたところでございまして、やはり、青森県については、ねぶたが非常に有名な地域に根差した文化であるということでございまして、そういうきっかけで友好交流としての盟約を結んだところでございまして。

姉妹盟約いうところまでまだいっておりません。ただ友好交流という形での盟約でありますので、今後、物産的な交流をするということで、きのうも申し上げたとおり、18日には、鶴田町の物産館の「あるじゃ」というのが10周年を迎えますので、こちらの物産についても展示即売をしていただくというようなことで、そういう経済的な交流も大事であるかと思っております。

文化的な交流については、昨年は5周年ということで、これも青森まで新幹線が開通をしたということで、青森県が一つの事業として取り上げて、そういう補助事業の中で大挙して来町されたわけでありまして。

ことしは、私どものほうも、昨年もいただきましたけれども、県に要請をいたしまして、やはり、新幹線交流という意味合いもありますので、県としましても青森県との交流をされておりますし、我が町としましても、昨年、友好交流の締結をいたしましたので、そういう交流の一環としまして、2年目になりますが、そういう事業に対しての補助金をいただきたいというようなことで、今回内示もいただいたところでございまして。

今後の関係につきましては、何年もそういう形での取り組みというのは難しいかと思っておりますので、やはり地元で根差した形で、地元でふさわしいような状況の中で取り組んでいけたらと思っておりますのでございまして、これがどこまでやるかということもあります。

既存のみこしの関係もありますし、そのほか、手踊りとか、あるいは五ツ太鼓の関係とかありますし、あるいはまた、屋地地区、虎居地区においてもそれぞれのイベントが計画をされておりますので、その辺との兼ね合いというのを十分うまく調整をしながら、その辺の祭りが相乗効果を発揮できる形が、より集客性もありますし、町民の皆さん方についても祭りだということで、いろんな精神的な元気をいただく、そういう機会になるかと思っておりますので。

その辺の調整については今後うまく実行委員会等の中でも話し合いをしながら進めていきたいと思っております。どっちが主なのかと言われても、これはそれぞれの持ち味というのがございまして、うまく兼ね合わせながら、お互いに、それなりのあれが発揮できたらいいのかなと思っておりますので。

今後は、地元でねぶたの会とか、そういうものが組織できて、自主的に運営ができればと思

ているところをございまして、昨年からそういうことで、同好会的な形で、そういう関心のある方々に呼びかけをいたしながら、そしてまた、子供たちまで参加ができるということが意義がありますので。

昨年の場合も非常に子供さんたちも喜んで、また、保護者の皆さん方も大変な盛り上がりをしたところでもありますので、こういう異文化に触れてみるということも非常に大事な面があると思っておりますので、既存の我が郷土に根差した文化とともに、こういう異文化にも触れる、そういうお互いうまく調和した中で進めていかれたらいいのかなと思っておりますのでございます。

○舟倉 武則議員

町長が言われるように、ねぶたも1台では寂しいところがあると思います。

きょうのテレビ欄を見てみましたら、NHKで、「ねぶた祭りも節電で」というタイトルで出ていましたが、どういう中身になるかは判りませんが、私が主張したいのは、やっぱり効果と効率でありまして、夏祭りも、昔を思い出しますと、臨時バスが出て、いっぱい乗って、町全体から集まってきまして、沿道も人が行き来できんひこぼっかいのにぎわいでありました。

そういうところで、町内にも18小・中学校がありますが、やっぱりそういう子供みこしなんかも促進していきますと、子供には親がついてきますので、にぎにぎしくなって、夏祭りが一段と弾むのではないかと思っております。そういうことも考えながら、町政のほうに運営をしていただければと思っております。終わります。

○町長（日高 政勝君）

ねぶたは、今のところ1基でございますけれども、これについては、私は、昨年申し上げたと思いますが、私どもの町は竹の町でありますし、そしてまた、鶴田の伝統的な和紙もございまして、その辺をかみ合わせて、何か小さいねぶたでも、それぞれPTAの皆さん方、親子会でつくれないかなということで、そういう呼びかけもいたしているところをございまして、今後、そういうことができれば盛り上がりもできるかと思うのですけども。

今、ねぶたの運行の実行委員会というのが、5月の末にでき上がっておりますので、そういう皆さん方の話では、小さい金魚ねぶたとか、あるいはミニのねぶたをつくりたいと、そういうことで参加をしたいという希望もあるようでございますから、そうなれば、また、子供さん、保護者を含めて盛り上がりができるのかなと思っておりますのでございます。

自主的な参加になるかと思っておりますけども、そういう関心のある方は祭りに参加をして、そういう雰囲気味わっていただければ本当ありがたいことだと思っておりますのでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○東 哲雄議員

議案第36号についてお伺いいたします。

災害危険区域の指定でございますけれども、指定について、手順といたしますか、その辺は同意を求めていくことになると思っておりますけど、一筆ずつの同意になるのか、それと、指定された場合、この固定資産の評価額、その辺等の関係はどのようになるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○災害復興対策課長（三浦 広幸君）

議案第36号の同意、まず順番でございますけれども、最初申しましたとおり、輪中堤、あるいはかさ上げが完了した後に、建築基準法第39条の規定に基づきまして、町長が危ないと判断した地域を指定するわけでございますけれども、まず事業が完了しましてから、危険区域、浸水区域を見きわめまして、こちらで案をつくりまして、

あと、指定をする前に、第3条の第2項であらかじめ関係者の意見を聞くものとするということがありますので、関係の皆さん方の御意見をお伺いし、そこで同意を得た上で、まず条例の制定が先でございますけれども、それをもって告示して進めていくということでございます。

あともう1点の川側の評価の件でございますが、まず筆ごととか、あるいは指定の範囲でございますけれども、河川水位はそれぞれ刻々に変化するものですから、字ごとに指定をしたいというふうに考えております。

それから、輪中堤外の危険浸水区域の土地の評価の件でございますけれども、考え方としまして、輪中堤の建設により、外側に位置する水田については、水害に遭う危険性はありますけれども、例えば、具体的に言いますと大願寺地区では、輪中堤ができて堤防ができたというだけで、これまでと収穫量並びに利用状況は変わらないと考えております。

したがって、水害の不安はありますけれども、収穫量とか利用状況はこれまでと比べ大きな変化は見られないということで、評価は現状のまま据え置くものというふうに考えております。以上でございます。

○東 哲雄議員

今後のこの取り組み、手順については了解いたしました。

その評価でございますけれども、輪中堤の外側、いろいろ制限がかけられるわけです。家を建てるにしても、倉庫をつくるにしても。ということは、評価が落ちてしまうのではないかと、このようなふうに思うのですけれども。

そういうことからすれば、やはり、この評価の見直しとか、その辺まで手をつけなければいけないのではないかと、このようにも思うわけですが、税務課のほうでも、ちょっと違いますけれども、どうでしょうか。

○税務課長（萩原 康正君）

ただいまのこの条例でいけば建築を制限されるということで、宅地については制限がかかるということで、利用の範囲が狭められるということでありますので、宅地が輪中堤の外、川側のほうにあるとしたら、その宅地については通常の住家を建てる宅地は制限をかけられて、それなりの構築物をしないといけないわけですが、そのほかに宅地が存在するとしたら、農業用の施設を、倉庫とか、そういうものを建てる宅地は存在すると思っております。

その部分については、利用状況を調査した上で、宅地等については、評価の見直しはしていかなければならないのかなと思っております。

従来、がけ下で一たん建物を撤去した後は、がけを補強しなければ建てられないわけですので、そのままの状態、申し入れがあれば現地の方に調査に行き、宅地として使えないという状況であれば原野とか見直しをしておりますので、同じような扱いにしたいと思っております。

建設課のほうで今回この条例が出されて、大願寺周辺を最初に指定をしようという考えでありますので、現在のところ、輪中堤の外に、固定資産のほうから見たら宅地は存在しないと、今後出てきたら、そういう取り扱いで見直しも宅地については必要ではないかなと考えております。

○東 哲雄議員

宅地は、大願寺の場合はないということですが、水田があるんです。いわゆる危険区域ということで、浸水の可能性が非常に高いところです。

そういうところは、やはり今後、高齢化等で耕作放棄地とか、そういうのも出てきて、若い人でも借りてやろうかという場合に、そういう浸水の可能性はあるということですから、今後、その評価という、その辺までやっぱり踏み込んでいく必要があるのではないかと、このように思いますから、今後またいろいろと研究をしていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

今の件に関しまして私もお聞きしたいと思っておりますが、今、この危険区域ということに指定された場合に、住宅等、そのほかここに挙げてあります建物を建築することはできないということで、普通建築をしようとした場合に、農地法の転用の申請が、かさ上げをしてつくりますよというようなことで申請があった場合には、これはどのような扱いをされるのか。全然そういう転用は認めないというようなものがあるのかどうか、そのあたりはどのようなのですか。

○災害復興対策課長（三浦 広幸君）

米丸議員の質問で、例えば大願寺というふうにあえて判りやすく言いますと、まず農業振興地域である。この災害危険区域に関する条例の前に、例えば、Aさんが何か建てようとするすると農業振興地域の除外をしなければいけない、それが約半年。

それからさらに農地転用をしなければならない。その段階でわかるわけでございますけれども、それらの手続を経た上で危険区域に関する条例が適用されると、だから、何か建てようということであらうとすれば、農地転用関係は進めていただいても特に支障はないということでございます。

○米丸 文武議員

今のことで、先ほど東議員からも出ておりましたけれども、要するに、そういうような制限がかかるということは、やはり、いろんな評価、自分であそこに農地を持っていたので、若い人が新しく住宅地を買うお金もないので、あそこを転用して家でも建てようと思った場合には、かさ上げをするなり何なり、そういうようなものが余計にかかってくる可能性が多いわけです。危険性もあるわけですから。

先ほどの税務課長の話では、今のところ建たないだろうというような話をされて、それであればそれなりの評価で今までのままでというような話もありましたけど、そういうところは実際考えられないのかなと思っているのですが、そういう点があったものですから、今お伺いしているところです。

それともう一つは、農作物が水害を受ける、いわば水が入ってもいいというような地域に指定されているようなことなのです。作物等の災害等についての補償とかそういうものはどのような扱いになるのか、その点をひとつお聞きしたいと思うのですが。

○災害復興対策課長（三浦 広幸君）

輪中堤外で浸水を受けて、あそこの場合は水稻が被害を受けたと、これまでどおり共済の補償、あるいは、それに類する補償が従来どおりと変わらないというふうに考えております。

○税務課長（萩原 康正君）

災害を受けた場合は、その災害の程度に応じて減免の手続は従来どおり、ほかの農地と変わらない手続で取り扱うということにいたしております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

一般会計の、先ほど舟倉議員のほうから質問が出ましたけれども、企画費等についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほど夏祭り等という話もありましたけれども、昨年、大体300万円ぐらい金を使っているわけです。ことしも当初で150万円ぐらい組んで、うち40万円は、今後、ねぶたの実行委

員会を設立して、その中で運営していくのだということで、当初のときに説明がありました。

今度182万円ですから、トータルしますと650万円ぐらい2年間で使うということになると思うのです。そのうちに、昨年は61万4,000円が県からの地域振興の補助、そして、今度が88万円ですから、実際150万円ぐらい県から来て、町として500万円ぐらい使うわけですけれども。

夏祭りが出ましたが、夏祭りは、商工観光の予算を見ますと280万円なのです。それで、今まで予算がないということで、旧鶴田町やほかのところでもしていたやつを集約しなければいけないということで、ある程度の予算を節約して280万円にしたと。

昨年は5周年記念ということで、その中でも私もいろいろ言ったのですけれども、ある程度、5周年だからというようなことで納得はできますけれども、先ほど意見がありましたように、今後どのようにして続けていくのかと、40万円使って実行委員会ができましたけれども、そのメンバーがどういう人がなっていて、将来的にやはり自立したものでできていくのかと。

私は、昨年も言いましたけれども、地元のいろんな祭りも衰退していく、それから伝統文化も衰退していく中で、他町との友好交流で、そういうよその伝統文化を持ってくるのもいいけれども、やはり自分たちの町のそういう伝統文化をいかにして育てていくかということが大事ではないかという話もしたのですが、その辺のことを町長はどのようにお考えなのかお伺いします。

それから、地方交通対策で210万円出ていますけれども、この前の議会報告会に行ったときにも、地域が高齢化で、交通の便とかいろいろなことがありまして、今度秋からデマンド交通という話がありますけれども、当初でこれも90万円ぐらい組んで、今度は210万円となると300万円ぐらいですけれども、どのようなふうにデマンド交通等についてお考えなのか。

この前、企画課のところに行って話をしたときには、要望もありましたけれども、高齢者の方が多いので地域を回って詳しく説明をしてくださいという話です。やっぱり使い勝手がいいようにというようなことですが、使い勝手がいいようにすると、今の既定の路線のバス会社が撤退するというようなことで、非常に多くの課題を抱えているんですけども、その辺はどのように考えなのか。

それから、電算システムですけれども、10ページ、これも当初で280万円ぐらい、また195万円、とにかく電算システムは、国の政策が変わったりして、ころころ変わっていったなかなか大変なのはわかるのですが、9月からするという電算の基幹的なシステム、これを並行で走るからということで、21年度3,000何百万円というのを5,000何百万円に増えていたわけですけれども。

その辺が、やはり国が変われば、自分のこの役所内でいろいろなことが入れられるようになるというような話も聞いたのですけれども、その辺が、実態がどうなのかということをお伺いします。それと、15ページ、初めて見るような感じなのですが、都市住宅地になると不動産鑑定をしなければいけないということがありますが。

いつもは、予算を見たときに、道路整備で不動産鑑定が出てくるのは、私も、当初なんかをみたのですけれども、めったにないのです。委託料で何万円かは出ていますけれども。だから、今度は特別に不動産鑑定ということで、住宅地でいろいろ単価が違うというような話もありましたけれど、その説明をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

夏祭りのねぶたの関係と、郷土芸能との関係でございますが、ねぶたは、先ほど申し上げましたとおり、いろんな昨年からのいきさつがございますので、これは、地元でできる範囲で、既存のいろんな祭りとの調整というのがありますので、それらとの調和を図りながら、また新たな地

域の文化としても進めていくことも大事であると私は思っております。

子供さんたちがあんな喜んだ顔で、元気をもらった顔を見ますと、やっぱりいいことだなと私は思っております。ああいう雰囲気を感じられた皆さん方は、ひとしくそういうふうに使われたのではないかと私は思っておりますので、決して、異文化であるから排除をするという気持ちは全くございません。

郷土芸能は、私が就任をいたしましてから一つの公約として、町民体育祭がない年には、そういう発表の機会をしていきたいというようなことで、昨年の5周年を契機として、町内全地域にございますすばらしい郷土芸能の発表の機会を、記念式典の後に催したところでございまして、各地域、老若男女、本当に地域の元気づくりの一つになったのではないかと私は思っております。

それで、新たに郷土芸能が復活しておりますし、おっしゃるとおり私は、衰退よりも、かえって各地域が新しいこういう郷土芸能に向かって一体感が出てきたのではないかと、そういうふうに使っておりますし、郷土芸能がさらにまた復活をしてきたのかなと、そういうふうに使っておりますので。

できましたら、郷土芸能は今後、さつまフェスタがございまして、2年に1回、いわゆる町民体育祭がない年に、各地域にあります、20はありますので、20の公民館の中にも幾つかあるのです。それで、その中で発表できない郷土芸能もあるようですから、輪番制で、半分の10の公民館から、さつまフェスタの機会に発表ができたと思っております。

そうしますと、4年に1回ぐらいの出演の機会になるかと思っておりますけれども、そういうことで、地域の郷土芸能については保存ができていくのではないかなと。

発表の機会があれば、皆さん練習もされますし、お子さんたちを含めて、非常に青少年教育の場にもなっていると私は思っておりますので、この郷土芸能については今後も計画的に、2年に1回ではございましてけれども、さつまフェスタのそういう秋祭りのときに実施ができたらいいいのかなと思っておりますのでございまして。

もちろん各地域でもいろんな地域活性化計画をつくっていただきまして、郷土芸能の分野までうたい込んであって、各地域でそれぞれ実施をされているところもございまして。隔年とか、あるいは3年に1回とか、そういう取り組みもされているところもありますので、そういうことを通しながら、郷土芸能というのは非常にすばらしい地域に根差したものでありますので、今後とも継承についてはそういう形でできたらいいいのかなと思っておりますのでございまして。

デマンドバスの関係につきましても、とにかく対象者の方を考えますと、いかにこの既存のバスから新しい交通体系に変えていくことについての理解を求めていくかというのが、今後の大きな課題であると思っておりますので。

例えば、バスに直接乗り込んで、そういう対象の皆さん方に、こういう形で変わりますよと言ったり、病院とか、あるいは高齢者サロン、そういうところで周知を図っていく。そういう直接的な説明をしていかないと、ただ文書を流したり、あるいは放送を流したり、あるいは公民会長に言ってもなかなか伝わらないと思っておりますので、この辺はきめ細かな周知対策を図っていきたく思っております。

今のバスとの関係については、デマンドですから、その地域エリアの中でやっているわけでありまして、説明のとおり、バスを全く使わずにデマンドで、それぞれの、例えば宮之城の商店街に出てくるとか、そういうことはないわけでありまして。

そのエリアごとのデマンドバスということでありまして。宮之城地域はこちらに出てくる機会もありますけれども、鶴田、薩摩の地域はそのエリアごとのデマンドでありますから、それからまた出てくる場合は、バス利用をしていただく。その辺の乗り継ぎはしっかりせんないかなとい

うのがあります。そうすることによって、既存のバスの利用客もかえって増えていくのではないかと考えております。

一部においては、既存のバス路線についてはどうかというところもあるようです。そこは隣接市町との関係も出てまいりますので、全くそれをなくするかということになると、これは大変なことになりますから、そこ辺はうまくバス会社のほうとも十分協議をしながら、そこ辺は存続ができるように努力をしていきたいと思うところでございます。あとは、それぞれの所管の課長から答弁をさせます。

○町民課長（前田 淳三君）

電算システム保守業務の関係でございます。これにつきましては、本年2月に更新をいたしました新戸籍総合システムに係る保守業務の委託の経費でございます。本来ならば当初予算にて計上すべきところでしたが、新戸籍総合システムの保守業務というものについては、通年経費が必要であるということでございます。私の確認不足もございまして、当初予算では、無償期間ということで処理をさせていただいております。

そして、今回この無償期間のシステム保守料部分を除く新戸籍総合システムの保守業務に係る経費を計上させていただこうとするものでございます。

なお、当初予算においては、住基ネット関係のメンテナンス業務、それに、無償期間終了後の二月分を計上してございます。以上でございます。

○建設課長（三浦 広幸君）

お尋ねの役務費に組み替えた不動産鑑定業務であります。これは、現在、道整備事業で計画しています城之口五日町線、今の宮中への通学道路も兼ねた一番メインの道路でございます。通常は税務課の土地評価額とか、県の買収単価、あるいは過去の買収単価、それらを参考にして単価を決めております。

あそこの場合は、基準値があるところでございますけれども、ちょうど南電工さんから今の宮中までは商業地であります。お店屋さん、鹿児島銀行さん、それからパチンコ店のマツヤさん、それからあとが住宅地域ということで。

約400メートルでございますけど、その中にそういう商業地域、住宅地域、それと、例えば道路が2方向入っているとか、あるいは出口が1カ所しかないとか、盛り土をせんな宅地にできないとか、あるいはでこぼこがあって削らんなよか宅地にならんとか、もろもろの評価がございまして。

市街地部につきましては、そういう鑑定を行って、それをベースに、それぞれ単価が違う、あるいは二つ、三つあってから変わるというような状況が発生することがありますので、今回こうして不動産鑑定行うものであります。

例えば、虎居の広瀬公園の代替地を今回買収したわけでございますけれども、それぞれ評価はしましたけれども、それぞれ単価が違う、買収に入ればまた御本人がおっしゃることも違うということで、きちんとした適正価格をもって買収をすると、それに応じていただくという方針で進めていくために計上したものであります。

○企画課長（湯下 吉郎君）

さつま町ねぶた運行実行委員会というのが5月29日に結成をされまして、青年団を中心に若い方々が10名ということでスタートをすることになっております。

○麥田 博稔議員

友好だけをもう一遍お伺いしたいと思います。ほかのことは委員会のほうの審議にお任せをしたいと思いますが、友好の盟約で、私は先ほど、県の補助もあるけど、650万円ぐらい使って

いるという話をしたのですが、例えば、夏祭りを見ますと、先ほど言ったように280万円なのです。それで、関西の「かごしまファンデー」参加、これは全国的に有名になって、非常にお客さんも多いと商工観光の昨年の評価の中でも非常によかったということなのですが、7万3,000円なのです、旅費を。

それで、あとはいろいろ地域から持っていかれるのです。町長のトップセールスの旅費も5万円組んである。だから、その中で500万円、600万円という金は、150万円であっても非常に突出していると。地域の伝統芸能も言われましたけれども、これは100万円ぐらい予算を組んであります。文化財ボランティア委員を設置してというようなこと、これは20万円ぐらい。

ですから、私が思うのは、やはりお金の650万円というのは、非常に町にとっては大きいと。町長は、「子供たちも喜ばれました」と言われましたが、きのうの学校の支援員の話でも、前、理科の支援員を県からの補助がなくなったから打ち切るといふこと、それが100何十万円だったと思う。

ですから、5周年で1回でやるのはいいけれども、それと「あるじゃ」はいいですね、今後、北と南のそういう農産物とかいろいろなことを交流して向こうで売ってもらおうと、そして、向こうのやつをこっちにして、そういう経済的な交流はいいけれども、やはり文化もここまでいくと、先ほどの舟倉議員のあれでもありましたけれども、いつまで続けるのですかといふことで、ねぶたの実行委員会が今言われました青年団10名でこれをやっていくとなると大変だと思うのです。

なぜかといふと、私のいとこが北九州で、ねぶた祭りの実行委員長といふか、そういうのをやっているのです。私に「知覧にあるらしいね」といふことを前聞いたので、知覧もやっているといふ話をして、見にきたのかどうかは知りませんが、非常に大変だと。

やはり大きくつくると、ここで通るときにも周りの障害物とかいろんなこともあるし、それから、二、三年したら紙がだめになって張り直して、その技術者とか。だから、維持をしていくといふのは非常に大変だといふ話を聞いたので、私はこうして言うのですけれども、やはり、どこかで何かをしてやらないのかなといふ気持ちがします。

ですから、お金の使い方といふと、町長としては十分にあれがあるからといふことですが、やはり伝統文化に、100万円。だからやるのだったら、先ほどさつまフェスタとか言われたけれども、私は理解が得られれば、前も言いましたが、中津川の金吾様踊りの中に何十万円か出して、各地域の人が1回ぐらい参加させてくださいと。

中津川の人、自分たちも地域のものを守っておられますから、それは中津川の大石神社の祭りの人たちと十分コンセンサスを得ないといけませんけれども、今、しょうちゅうを売ったりして、自己努力でやられていますけれども、やはりそういうところで、地元の伝統芸能をする。

そして、踊り子がないといふ話も聞いていますので、その辺を、先ほど意見もありましたように、夏祭りのみこしも担ぎ手がおらんといふ状態ですので、これは慎重にいかないかと。

それから、旧宮之城町で言えば、渋谷おはら祭りが始まったときに行けばどうかと、渋谷から何百年か前に来たのでつながりがあるのではないかと、五ツ太鼓を持っていけばといふ話があったときにも、100万幾らのお金が要るから、やはり太鼓を持っていけば、運送費で。だからできないと、それもやはりお金の問題。

だけど、こうして毎年何百万円か使ううち、町長の腹があればいけるのかなと、おはら祭りは全国的にもある程度鹿児島県のアピールで有名になっていますので、渋谷と旧宮之城町は、やはりそういう関東から4名かの兄弟が来てといふ歴史的なつながりもあるからとも私思うものですが、その辺の考えをもう一遍お願いします。

それから、先ほど言い忘れたのですが議案第37号ですが、東日本大震災ですけれども、

1名か2名かこっちに被災でみえている方がいらっしゃるということですが、この条例が改正されたときに、さつま町で関係者というか、影響を受ける方がいらっしゃるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

ねぶたの関係につきましては、ことしが2年目ということですので、先ほど実行委員会も立ち上がって、青年団を中心としてということですが、今後、輪を広げていただいて、自主的に運営ができるような形になればありがたいと思っております。

いろいろ御指摘がありますとおり、いろんな見方もされておるようですから、今後の状況を見ながらこの辺については対応をしていきたいと思っております。

○税務課長（萩原 康正君）

議案第37号の関係ですけれども、ただ今、麥田議員のほうからありましたように、現在、2世帯の被災者が本町に来られております。1世帯の方が住民票をこちらに移されておまして、1世帯がまだ住民票を被災地のほうに置かれておられる方となっております。

住民票を移されている方につきましては、23年度の住民税、それから固定資産税については、1月1日現在向こうのほう、被災地に課税権がありますので、本町のほうでは、その分は税は発生はいたさないこととなります。

ただ、国民健康保険税と介護保険料、それと後期高齢者医療保険料について、それが発生いたしますので、これについては条例規則の減免の規定を適用いたしまして、発生後の1年間を免除するという取り扱いにしたいと考えております。この免除額につきましては、災害臨時特例補助金及び特別調整交付金の対象とするという通知も届いておりますので、補てんされるものと考えております。

今回の議案第37号につきましては、雑損控除、あるいは住宅ローンについては、来年度、24年度町民税の対象となってくると思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

若干重複しますけれども、議案第39号関連でお尋ねいたします。

10ページの、先ほど出ましたけれども、電算システムの保守業務については、期間がどれだけの期間なのか。それと、この金額を請求されたときの算出根拠、あるいは保守業務の内容をちゃんといただいて契約されているものかどうかをお尋ねします。

といいますのは、3年ぐらい前の決算委員会の中でも指摘をしたのですが、年に1回か2回、こちらに保守業務としてみえるところに90万円とか100何十万円というお金を毎年払っていらっしゃるわけです。そういうのが妥当かどうかも含めて、ちゃんとした算出根拠と、来られたときの保守業務の時間、日にち、内容等を報告してくださいと言いましたけれども、出てきませんでした、そのときは。

だからそういうのをちゃんと把握された上でのこの金額であって、妥当と見られておるだろうとは思いますが、その辺をお尋ねします。

それともう一つ、条例とも関係がありますが、12ページの被災者へ対する救助費がありますが、内容については、私にとって、別に反対するものではありませんが、平成18年のさつま町の水害のときの家が流失したり、あるいは中身は全部流れて、骨組みだけで住むことができない方もたくさんいらっしゃったのですが、そのときの金額と同じなのか。あるいは違うのか。違うのであれば、違う理由をお尋ねいたします。

それと、17ページ、教育関係であります、中学校に武道が入ってまいります。剣道の道具をそろえるということでありましたが、生徒さんの動向はほとんど柔道が選択が多いのではないかなという話もありますが、柔道関係の設備は大丈夫なのか。それと、非常に柔道等は危険なスポーツでありますので、指導者が非常に大切であります。指導者の体制なんかはどうなっているのかお尋ねいたします。

それと、19ページのクリーンセンターのごみ収集業務の件であります、過去分の成果と反省点というのがあれば、それと、これが出てきました今後の対応についてお尋ねいたします。

○町民課長（前田 淳三君）

保守業務の関係でございます。今回補正で申し上げました電算システムの保守業務でございますが、まず、戸籍業務のパッケージのメンテナンスにつきましては、これは法務省の基準によりまして、必要な機能を搭載する必要がございます。

例えば、戸籍六法、それから、先例通達のデータのメンテナンス業務、住所移転のデータ更新、それから、ファイル等の更新や機能改善、ソフトトラブルの対応ということ、それに加えてウィルス対策の費用が保守業務の中に含まれております。

また、法改正に伴う影響もございまして。常に最新の状態で保たなければならないものでございまして、法改正に伴う業務についても、このメンテナンス業務の中に含まれておりますので、当然にして必要であるものと考えております。

それから、システム保守の関係でございますけれども、これについては、サーバ、プリンター、クライアント、スキャナ等のハードウェアの関係、それから、戸籍パッケージに関する問い合わせなどのサポートセンターにかかわる経費でございまして、4月の段階では1件トラブルが生じまして、サポートセンターに連絡をとって解決をした事例もございまして。

それに加えて、トラブルのバグとか、トラブルによるソフト補修とかがシステム保守に加わるということもございまして。これについてもやはり必要な経費であると考えております。

また、業務委託の契約書の中では、仕様書及びその他関係書類、特約事項等に基づき、履行期間内に委託業務を完了しなければならないとございまして。

また、各月等の委託業務を終了したときは、各月等の業務報告書を提出し、受領をしたときは、その日から10日以内に立会い確認をして、委託業者に通知しなければならないということで、町民課には電子情報処理組織点検簿というのを作成をいたしまして、業務報告書を提出をいただいているところでございまして。ただ、時間等については明記をしてございませぬ。以上でございます。

○福祉課長（二階堂清一君）

12ページの扶助費の関係であります、18年水害とどのような差になるかという話であります。18年水害のときには、さつま町に住所を有する方が、さつま町で被災されたわけでありまして。災害支援金の支給ですとか、災害救助法に基づく支援、それから、各種見舞金の配分をいたしました。

今回の場合は、当然、被災のあった町で実施される支援策であります。受け入れ町として、私たちはその2家族を今度面倒を見るということになります、それにつきましては、受け入れた私たちが、鹿児島県内にこういった制度を持っているのが今のところ9市町ありますが、この鹿児島県内に来られた方に対して差があるといけないということで、各市町と合わせた形で支援策を今回計上いたしました。内容的にはほとんど変わっておりませぬ。

ですから、18年水害とは基本的に異なるわけでありまして、あくまでも私たちは、ここに避難されてきたから、生活が安定するまで面倒を見てあげることになります。

○教育長（東 修一君）

中学校の新しい学習指導要領に対応をすることでございますけれども、この補正に組んでありますのは剣道ということでございまして、今までは剣道や柔道やいろいろありましたけれども、ダンス、こういうものから選択して中学校でやるようにということになっておったわけです。

今までは、ほとんど各学校が柔道を選択してやっておりましたので、結論から言えば、柔道の指導者は今のところ問題はないというふうに思っております。ここに補正を組んでありますのは、薄かった剣道の部分につきまして、薩摩中と宮之城中に剣道の道具を入れますとともに、指導者を招聘していろいろやろうということを計画しております。

ですから、質問の「柔道の指導者は問題はないか」ということにつきましては、従来もやっておりますし、問題はないというふうに考えております。

それから、先ほど麥田議員のほうから、「理科の支援事業を打ち切った」というふうにありますますが、ちょっとよろしいでしょうか。

事業仕分けの関係で、国の事業は、同じ学校を2年も3年も続けてやることはできませんというようなことで、そうなりますと、うちは3年間やっておりますので、全部やりまして、できなくなりますというようなことで回答をしていたわけですが、それではいけないという町長の勇断で、町の全額負担で現在も理科支援事業はやっておりますので、これを打ち切ったわけではございませんので、ことしもやっております、そこの誤解がないように。

国の補助は、そういう対象が同じところではいけないということで切られましたけども、町負担で全部やっておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。以上でございます。

○環境課長（貴島 晃人君）

クリーンセンターのごみの収集業務の委託の関係で、成果と反省点ということでございますが、現在、11年ほど民間委託ということでお願いをしているわけでございますが、業務の遂行については、それぞれ今の業者の方は適切にやっただいただいていると思っております。ところでございますが、今まで競争性がなかったということで、若干なれ合いというか、そういう部分もあるのかなと思っております。

それから、今後の対応についてでございますが、本年度につきましては、半年の契約で行っております。9月までの契約ということでしておりますが、10月以降につきましては、今回、債務負担行為をお願いいたしまして、条件付きの一般競争入札を実施するというふうで考えております。

ということで、ことし、23年度が10月以降あと半年ございますので、5年半ぐらいの契約ということで現在考えているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

教育長と誤解があるかもしれませんが、私の頭の中には、前、今教育長が言われましたように、理科支援の予算を落としたときに私が言ったのを記憶しているのは、結局国が理科の教育に力を入れなければいけないとあって、理科の教材を何百万円と買いました、各学校に。だから、理科の教材を買って、そのときに今言われた国のそれが3年だったら、なくなって、その分を落としますということだったので、私が言ったのは、町でもすればどうですかという話で。

そして、今度の当初の予算で140万円ぐらいですか、90何万円理科支援のあれがあって、それで、3年間やったら、連続でやることができないから、ほかの学校にやりますよと、さつま町の小学校については複式になっているところにやるという話ですから、理科は学校の準備もあ

るし、授業の準備もあるし、後片づけもあるから、一人の先生が複式の場合には非常に負担が重いということであると。

だから、140万円ですから、今の5百万～6百万円の金とすれば、今、全部の学校にされているということですから、そのときの記憶が、町の持ち出しですればできるのではないですかという話をした記憶があったものですから、5百万～6百万円の金を使うのだったら、そういう理科支援とかなんとかに力を入れるという方法もありますよねと。

町長は、ねぶた祭りを見て、子供たちが非常に喜んでくれて、それで効果がある。それは町長と私の見解の差で、私はこういう考えですということを言って。今、ゼロになっているという話ではなくて、減ったということで、お互いに誤解があったのかもしれない。

ただ、理科の支援については、複式にはありますけれども、盈進小なんかで小学校の先生が理科が専門であればいいですけど、例えばでんじろう先生みたいな先生が来て実験をしてくれたら非常に子供たちも喜んで興味がわくのでしょうかけれども、やはりそこまではできないし。

だから、そのお金の使い方というので私が思ったのは、そういうのがあれば、そういうでんじろうさんでも呼んで、文化センターでもそういうのをすれば、そこまで話はしませんでしたが、全然ゼロになったとは思っていませんので、そういうことで御了解ください。

○教育長（東 修一君）

今もまたあれなのですが、理科支援員というのは、いわゆる複式学級を持つ学校です、すべてではなくて。いわゆる従来の理科支援を継続をしておりますということでもあります。それで、単学級を持つ学校につきましては、大体理科支援員が配置されたり、されていないところもありますけど、盈進小あたりは理科の専任がおりますので、そういうことでもあります。

○平八重光輝議員

先ほど町民課長に誤解を与えるような質問をしたのではないかと思ったのですが、1回、2回来て100数十万円払っているというのは、別に町民課のシステムということではありません。ほかのシステムの話でありましたので。

それと、もうちょっと言えば400数十万円払っているシステムもあるのです。年に何回しか来ない保守業務に。だから、やり方ですけども、昔ほど今故障は出ません。コンピューターシステムは、昔はちょいちょい出たのですが、バグ等もほとんど発生しない万全なシステムがつくってありますから、できれば実費払い、400万円も払うごたれば、1回20万円払っても、二、三回払えば100万円以内で済んだりすることもありますから、その辺もぜひ検討をしていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

答弁いいですか。

○平八重光輝議員

いいです。

○川口 憲男議員

衛生費の中の生活習慣病予防費の中で委託料が計上をされているのですが、先般議会報告会のときに、節目の検診事業、ここの周知が全然伝わっていないということだったのです。これは、それを受けられる方への対応に対しての委託業務だと思うのですが、そろそろ始まるような状況ですけども、この節目検診の状況はどういうふうになっているのか。

そして、24年度の特健診受診率65%のところはどういうふうな対応をされていかれるような状況なのか、そこを説明願いたいと思います。

それと、先ほど教育長から、剣道の道具を宮中と薩摩中に常備をすると、これは県から来た予

算の中でしていくと。そしてまた、今までは選択性で柔道を行っていたのだが、今回は剣道もそれに入ってくると、そういうことで、柔剣道を体育の授業の中に取り入れられていかれるような考え方だと思うのですが。

先ほど理科のところで申し上げられたように、国、あるいは県が今の仕分け作業で、3年続いたらこれはせんたつとか、これはどういう持続性を持たれていかれるのか。今の子供たちに、柔道ばかりでなく、剣道まで授業の中、あるいはいろんな体づくりの中で必要性があるというような流れの中でできているのか、そこあたりを御説明願いたいと思います。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

ただいま質問ございました生活習慣病予防費の節目検診事業費についてですが、これにつきましては、本年度2月に国が新たに肝炎対策関連として発表した事業でありまして、私どもが当初集団検診、その他のPRをするときにはまだ決まっていなかった事業でございまして、今回、特定健診が始まります2週間前になりまして、国のほうから新たに通知が来たものでございまして、健診の中で、今回5歳刻みの40歳から70歳までの方々につきましては表をつくりまして、健診の中で説明をしていただいております。

これにつきましては、血液検査でできますものですから、その場で申し入れていただければ、一応無料でできますということでございまして、昭和45年4月2日から昭和16年4月1日までの5歳刻みの7階級の方々については無料で実施しているところでございます。

また、国民健康保険のことだと思うのですが、特定健診の受診率についてでございまして、現在、健診の最中でございまして、なお、本年度から医療機関での特定健診の受診につきましても無料化をしておりますし、また、医療機関から情報提供もいただくようにしておりますけれども、まだ現在進行中でございまして、現状についてはわからないところでございます。

以上でございます。

○教育長（東 修一君）

指導内容がくるくる変わって、将来の見通しはどうかというようなことでございまして、この武道につきましては、今回の学校教育法、その他の見直しによりまして、国の伝統文化というものを尊重しようという観点から、それから、大きな見直しには理科の重点化というのがあるわけですが、特に伝統文化のほうで、体育では、武道とダンス、これを必修化しようということであるわけでございます。

したがって、これに基づいた学習指導要領というのがつくられておりますので、普通ですと10年間ぐらいはこれをずっとやっていくというふうに考えられます。話がごたごたしてございまして申しわけないのですが、今までは武道の中の柔道、剣道とか、相撲とかいろいろあったわけですが、本町は柔道をほとんどとおったものですから、さきの質問に言いましたように、各学校でやっておりましたので。女子はダンス。

ですから、それぞれの指導者は今のところ柔道に対しては問題はないだろうと。ところが、新たに子供たちが武道の中で剣道を選択するとなると、道具がなかったりするので、こういう補正を組んで、この1年間で、指導者の養成、それから道具を買おうと、こういうことでございまして、柔道も剣道も何もかも全部必修ということではありません。武道及びダンスが必修というふうに解釈をしていただきたいと思います。以上でございます。

○川口 憲男議員

節目検診の血液検査がつい2週間前に来たとき、しかし、まだ国保のほうの特定健診、ここあたりでも実際数値的にも全然あれができていない。家庭に、どういう方向で受けられますか、どこで受けられますか、それとも何で受けられますか、病院に直接行かれますか、節目検診を受けら

れますかという通知が来たのは、たしか3月のころだったと思うのですが、やはり国保にしましても、まず町民への通達、いろんなことの情報に確実に伝わらないのではないかと思います。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、細かな情報伝達をしていかないかんということだったので、健康に対してもこういうところはいち早くされるべきだと私は思います。今後の対応をお願いしておきます。

それから、教育長の今のお話の中で、さつま町はダンスと柔道のほうで通常のあれをやっていくのだと、そして、国の学校教育法やそんな流れの中で剣道が出てきたのだと、あるいは、これも選択制になって、学校の指導者のほうも対応をしていかなければならないと、学校現場のほうでされていかれるのではないかと、剣道をされる方、いろんな趣味とか自分の今までの経験を生かしてされる方は町内にいらっしゃいますけれども、教育とは違ったところの範囲だと思います。

そのところで、どれほど、週単位、あるいは月単位の柔剣道に対する、特に剣道に対する時間帯がとられているのか。それで、そこに各中学校のその指導者がどういうふうにかかわられていかれるのか、そこあたりの目安というのは当然できていらっしゃると思いますが、そういった面で、話を聞けば、柔道とダンスを優先していくのだということだったので、もう少し中身を説明していただきたいと思います。

○教育長（東 修一君）

今までの学習内容が武道とダンスの選択でありまして、その中で、例えば、今までは本町は柔道と、あるいは女子はダンスを、これを今までは選択をしておりました。ところが、今後はこれが必修になりますので、武道の中で柔道をとろうというのがおったり、剣道をとろうというのがおりましたら、それに対応をした授業をしなくてはならないということになるわけでございます。

その授業の時間ですけれども、1単位35、年間に35時間、大体35週ということでやっております。今回は、1年生が105時間、2年生が105時間、3年生が105時間ですから、3単位ぐらいになりますので、週に大体3時間ということになりますが、その中でいろいろなことをやっていくと。

きれいには割りきれませんので、そういう形で、1年生で105、2年生で105、3年生で105と、今までは90、90、90でしたけれども、そういう形で若干授業数も増えましてやっていくというようなことでございます。以上でございます。

○川口 憲男議員

大体中身的にあれしましたけれども、この柔剣道は以前も柔道を選択するか、剣道をするかという項目はありました。その中の流れで新たにまたこれが振り返ったというような考え方でいいのではないかと私は感じますけれども。

その点と、それから、社会教育課長に確認だけをしておきます。教育費の自治活動推進事業費に238万6,000円、設備器具ということで計上されてあります。たしか説明を聞いたときに、6公民館のテントということでございましたけれども、これは、今後例えば、各自治会が欲しいというようなことがあれば、これは継続してできるものなのか、確認いたします。

○教育長（東 修一君）

今までの教育課程は、本年度までですけれども、選択できたということです。できれば同じものにとということで、例えば柔道なら柔道に、剣道なら剣道にとという形で、学校ではしてもらってございましたけれども。

今後はまさに指導要領の中身を生かすために、生徒の、例えば剣道をやろうというのがあれば剣道をやると、柔道をやるといえば柔道をやると、武道の中の一つを、そしてダンスをやるわけですが、そういうのに柔軟に対応できるようにやっていくということで、必修になったとい

うことが変わったのでありまして、武道の中では、みんなが柔道を選択しますよと、そうなれば今までと変わらないと。

そこあたりのところは柔軟に対応をするようになったということと、必修化されたということでもあります。

○社会教育課長（岩元 義治君）

自治活動推進事業費の中の備品購入費であります。これは宝くじ助成金を活用しました一般コミュニティ助成事業ということになるのですが、これの基本的な対象金額につきましては100万円以上ということになります。

今までは各公民館がいろんな備品等を買おうと思っても、なかなかこの対象事業費に上がらないということがありましたので、平成21年度に区の公民館長連絡協議会等の中でこの内容を説明をいたしまして、複数の公民館で100万円以上に持って行って、今まで対象にできなかったものを購入しようということで計画をいたしております。

それで、そのときに5年分の計画をとりまして、それぞれ各区から必要なものは上げていただきましたので、一応この22年度から26年度については各区何を買うということは決めておりますので、今から追加をするというのは基本的にできないというふうに思っております。

ただ、基本的には各単独の区の公民館で事業をするのが一般的ですので、100万円以上になるものについて、それぞれ区公民館と、あるいは公民会等から要望を出していただいて、採択を受ければ事業はできるということで、21年度に計画したものについては、備品の購入にするものは決まっているというようなことであります。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から6月16日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月28日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時47分

平成23年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成23年6月28日

平成23年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成23年6月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	建設課長	三浦広幸君
介護保険課長	中村慎一君	耕地林業課長	山口良一君
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		
税務課長	萩原康正君		
健康増進課長	村山茂樹君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について
- 第 2 議案第37号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 6 議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について
- 第 7 議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 推薦第 1号 さつま町農業委員会委員の推薦について
- 第 9 請願第 1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について
- 第10 平成21年陳情第 6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について
- 第11 発議第 5号 川内原発3号機増設反対を求める意見書（案）の提出について
- 第12 発議第 6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について
- 第13 報告第 6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第14 報告第 7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」、日程第2「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第3「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第4「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」から日程第4「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税及び固定資産税等に係る特例措置を講ずることとして、地方税法が一部改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容として、一つ目に、震災により住宅、家財等に生じた損失について、その損失額を平成22年分の総所得額から雑損控除を受けられることとするもので、今回の震災による損失については、納税義務者が、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して雑損控除を受けられる。

なお、総所得金額等から控除しても控除し切れない金額についての繰り越し期間は、通常の3年間ではなく、特例で5年まで延長を認めるというものであります。

二つ目に、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた納税義務者の住宅が被災により居住できなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除の適用を受けられるというものであります。

三つ目に、被災した住宅用地の所有者が被災した土地にかわる土地を平成33年3月31日までに取得した場合、この代替土地のうち被災住宅用地に相当する面積については、取得後3年度分を被災者の住宅用地とみなし、この住宅用地の200平方メートルまでは課税標準額の6分の1で課税される。住宅用地が200平方メートルを超えた場合は、被災家屋の10倍に当たる面積を限度として、200平方メートルを超える分について3分の1で課税されるというものであ

ります。

四つ目に、被災家屋の所有者が被災代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち、当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額するというものであります。

質疑の中で、住宅借入金等特別税額控除の、新たに住宅を建築した場合の二重ローンの取り扱いについてたどりましたところ、政府が、自宅を失った方が住宅を再建する場合は、被災家屋を含めた2戸分を住宅借入金等特別税額控除の適用対象とする方針であり、今国会に上程されるのではないかとの説明であります。

次に、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、友好交流事業費の旅費について、ねぶたのはやし方の指導をこれから何年ほどお願いしていく予定かとたどりましたところ、本年度ねぶた実行委員会も組織されたので、笛や太鼓に興味のある方を募集しながら育成指導を図っていききたいと思っている。その熟練度がどのようになるかを見きわめながら、できるだけ早い機会に技術習得は終わらせていききたいと思っているとの説明であります。

次に、地域交通対策事業費のさつま町地域公共交通活性化協議会への補助についてたどりましたところ、公共交通連携計画に基づいた実証運行を秋から開始予定であるが、九州運輸局や交通事業者と実施に向けた手続、打ち合わせ等について、専門的な立場で指導、助言していただく経費と実証運行開始後、路線系統別に分析評価を行うための経費が主なもので、協議会から地域経済研究所へ委託予定である。

この実証運行の検証を進めながら計画の見直しも考えていきたいとの説明であります。

次に、2款3項、戸籍住民基本台帳費の中で、電算システム保守業務195万5,000円については、当初予算での計上漏れがあったとのことで、委員より、予算計上については十分精査され、今後このようなことがないようにとの意見が出されました。以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案2件につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査過程の概要について申し上げます。

まず初めに、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分についてであります。

審査の中で、3款1項、社会福祉費の4目、介護保険対策費の負担金補助及び交付金については、国の介護基盤緊急整備等特別対策事業により、さつま町内にあるグループホーム「しびの

里」の旧鶴宮中学校跡地への移転に対する補助であるとの説明であります。

次に、3款3項、1目の災害救助費の扶助費については、東日本大震災による避難者がさつま町内に居住する場合に、その生活支援をするための支援金であり、内容は移動支援金、生活支援金、子供支援金の3つである。予算としては、大人2人と子供2人の4人を1世帯と想定した場合、支援金の総額が70万円となることから、その10世帯分を計上したとの説明であります。また、今回の大震災による避難者は、現在さつま町内に2世帯いらっしゃるとのことでもあります。

質疑の中で、今回の支援金は金額に上限があるかただしましたところ、上限があるのは生活支援金だけであり、移動支援金と子供支援金については上限はないとのことでもあります。

次に、4款1項、保健衛生費の6目、生活習慣病予防費の委託料については、国の平成23年度肝炎対策として、肝炎ウイルス検査の促進のため、40歳以上を対象にした5歳刻みの節目検診事業費であり、この検査は特定健診の中でも申し出により無料になるとの説明であります。

次に、同じく保健衛生費の8目、環境衛生費の負担金補助及び交付金については、2地区の共同墓地の改修整備を行うもので、その対象地区は泊野区の大平地区と永野区の若宮地区であるとの説明であります。

次に、10款3項、中学校費の1目、学校管理費の備品購入費については、鶴田中学校の学級数の減少により、1学級当たりの生徒数が増加したことから、生徒用パソコンが不足することになったため、不足分を購入するとの説明であります。

鶴田中学校は、平成22年度まで、普通学級ですべての学年が2学級の計6学級であり、1学級当たり30人以下であったことから、生徒用パソコン30台で対応できたが、平成23年度は1年生が37人で1学級となり、7人分不足が生じたため、今回購入するとのことでもあります。

次に、同じく中学校費の2目、教育振興費の備品購入費等については、平成24年度から実施される新学習指導要領により中学校の保健体育で武道が必修となることから、各学校に武道選択に関する調査を行ったところ、宮之城中学校と薩摩中学校が剣道を希望した。そこで、中学校武道等地域連携推進事業を導入し、剣道防具等を整備するとの説明であります。

質疑の中で、義務教育における中学校の保健体育で武道が必修となるとのことであるが、剣道を選択した学校と柔道を選択した学校とで保護者負担が公平であるかただしましたところ、今後不公平が生じないように協議を進めるとのことでもあります。

次に、10款5項、社会教育費の3目、自治活動推進費の備品購入費については、宝くじ助成金を活用した一般コミュニティ助成事業により、船木、佐志、久富木、求名、中津川、永野の各区公民館に対しテントを購入するとの説明であります。

質疑の中で、平成21年度に各区公民館に対し備品等の要望調査を行っているが、そのとき申請があった分は平成26年度までにどのくらい購入できるかとただしましたところ、申請があった分のうち9割近くが年次的に購入できると考えているとのことでもあります。

次に、「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

5款1項、1目の償還金の償還金利子及び割引料については、平成22年度の本特別会計の精算をするものであるとの説明であります。平成22年度の事業費は、前年度比3.4%伸びた額で確定したことにより、国、県の交付金や基金からの交付金などを今回精算するとのことでもあります。

以上のほか、審査を通して説明を受けた「クリーンセンターごみ収集業務の債務負担行為補正について」以下の3点について、改めて町長の考えをただしたところでもあります。

まず1点目に、「債務負担行為5年間の積算根拠について」であります。

ごみ収集に当たる運転手や作業員の人件費、収集用車両に係る諸経費、消耗品費的なもの、そして収集量やステーションの数などを考慮して積算している。委託期間については、3年、5年、7年を考えたが、新規参入者の採算性や県内の状況等を考慮して5年とした。収集用車両のない事業者については新車購入、中古車購入、リース等方法があると思うが、今回は事業者の判断に任せるとの答弁であります。

次に、2点目として「入札の方法について」であります。

条件付きの一般競争入札を考えている。その条件としては、さつま町内に本店を有する事業者であること、一般廃棄物収集の許可を取得後2年以上継続していること、車両や人員等の収集能力を有していること、従業員は町内居住者であること、下請に出さないこと、町税に滞納がないこと等を考えているとの答弁であります。

さらに、3点目として「入来地区、祁答院地区のごみ搬入は今後どのような取り扱いになるのか」についてであります。

起債償還の観点から、入来地区と祁答院地区のごみは、引き続きさつま町へ搬入してもらいたいと考えているが、現時点ではまだ協議の段階であると理解していただきたいとの答弁であります。以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審議を行った結果、「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分、以上の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」であります。

川内川河川激甚災害対策特別緊急事業により、柏原地区の輪中堤工事が完了しても、なおはんらんを許容する地域の安全性を確保する対策が必要となることから、建築基準法第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び同区域における住居の用に供する建築物の制限等を行い、住民の生命、財産を守るための本条例を制定するものであります。

質疑の中で、災害危険区域の指定に係る説明会に欠席された地権者等へ対応についてただしましたところ、地権者など関係者37名のうち19名の方が欠席されたので、これらの方については説明会資料を送付し、その中で意見を求めたが、特に意見がなかったため、指定に関しては御理解をいただいたものとして事務を進めているとのことであります。

このことに関連し、関係者への理解の求め方について、指定後における関係者とのトラブルを避けるため、今後は関係者から同意をもらうべきではないかとただしましたところ、同様の事業を実施している他の自治体においても同意書をもっている事例はないようである。また、今回

の条例は、住民の安全を確保するという観点から制定されるものであり、全員の同意が得られずに指定ができなくなった場合、同意をされた方を含めて、安全性が確保されずに建築を容認することとなるため、理解を得る方法については今後検討すべき課題としたいとのことであります。

次に、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

7款1項、商工費の商店街環境保全施設等設置費補助15万9,000円は、虎居町通り会及び上向通り会の街路灯29基の電球をLED電球に交換するための事業費のうち30%を助成するものであります。

質疑の中で、従来電球との消費電力の比較及び今後の維持管理についてただしましたところ、消費電力は従来約4分の1程度であり、また、今後の維持管理については、街路灯が設置された平成8年以降、それぞれの公民館で行っているため、今後も同様の取り扱いとなるとのことであります。

次に、8款2項、道路橋りょう費の役務費100万円は、道整備交付金事業城之口五日町線に係る7筆分の不動産鑑定料であります。計画路線は400メートルで、商業地域と住宅地域が存在し、地域条件もそれぞれ異なるため、不動産鑑定評価を行い、それをもとに用地買収を行うため計上されたものであります。

次に、8款5項、住宅費の委託料75万2,000円は、町営住宅使用料滞納整理事務処理要綱の町長が別に定める基準に基づき、法的措置実施基準に該当する長期滞納者2名に対し、町営住宅の明け渡しを求める民事訴訟を提起するための弁護士費用等であります。また、補償補填及び賠償金の100万円は、強制執行に係る裁判所への予納金2件分であります。

町営住宅使用料の長期滞納に伴う訴えの提起は、前回1件、今回2件となっているが、このような案件が今後も予想されるものかただしましたところ、類似の対象が二、三件ほどあるが、これらの方は連帯保証人もいるため徐々に改善をされつつあり、努力により収納が見込まれるものと考えています。

また、これまでの訴えの提起により、ほかの入居者への滞納に対する抑止効果も現れてきているので、担当課としては、できれば今回の提起を最後にしたいという思いはあるとのことであります。以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」及び「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」、以上の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第36号 さつま町災害危険区域に関する条例の制定について」及び「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」、以上の議案2件は、原案のとおり可決されました。

次は、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第39号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第40号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第5「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

過疎地域自立促進計画の中で、地域医療体制確保事業というのが、町と郡の医師会病院を事業主体としてということになっていますけれども、今、医師の確保、看護師の確保が非常に厳しくて、国のほうでも前の制度改革によって医師が偏在しているようなことをいろいろ力を入れておるようですけれども、今回こうして新しい事業を入れるということでされましたけれども、今までに在宅当番医院とか、それから共同利用型の病院運営事業が組んであったわけですが。

ほかの地域でも医師を育てるとか、それから呼ぶ、そして助けるですね。結局育てるといのは奨学金制度をつかって自分のところのまちで、卒業されたらお礼奉公というんですか、そういうのをしてもら制度とか、それからいろんなつてを頼って自分のまちに来てもらう、それから助ける、勤務体制が非常に厳しいので、その辺を緩和するためにいろんな制度を使ったり、それから報酬を上げる手助けをしたり、いろんな制度があると思うんですけれども。

今回、こうして計画の中に新規にされたのは、基本的にどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

これまで地域医療の問題につきましては、十分実態として御理解をいただけるかと思っておりますが、川薩地区の医療関係で、医師会の皆さん方との懇談の機会もございましたし、議会からも御出席であったと思っております。

そしてまた、その際も、いろいろ郡の医師会の実態というのは直接お話もございましたので、今ありましたとおり、医師とか看護師が非常に不足をしているというようなことでございまして、いわばこれも限界というんでしょうか、いよいよ逼迫した状況になっているというようなことでございます。

郡の医師会にかかわらず、地方において医師の確保というのがかなり厳しくなってきたおる実態があるようでございます。何とか地方に医師が定期的にでも回ってくれるようなシステムになればというようなことが言われておりました、県のそういう地域医療センターの関係につきましてもそういう意見が出ております。

私どもも、そういう機会でも、医師の確保についてはその都度要望も重ねてきておりますので、実態としてはまた県のほうもそのようなことについては十分理解をいただいているところでございます。あるいはまた鹿児島大学との派遣の問題とかいろいろありますので、今後は引き続いて医師と、それから看護師についても非常に不足をしているという実態がありますので、これもあわせて確保対策をしていく必要があるのかなと思っております。

これは直接郡の医師会の皆さん方と話し合う機会を持っておりまして、先般も話し合う機会を持ちましたけれども、その中でいろんな出身の医師の方々をどのように把握して、こちらに帰っていただくような手だてではないかというようなことまで、いろいろ調査もされて、医師会長と私の名前でも連名でそういうところにもお願いをしているわけでもありますけれども、なかなか実現のところまで至っておりません。

これについては、今回ありましたのが、郡の医師会の、とにかく医師と看護師の確保の手だてを考えていく必要があるかということで、行政としましても何らかの御支援ができたらということ考えておるわけではありますが、今ありましたとおり、新しく医者になりたいという人の奨学金については、長い目でやっていかないと、非常に短期的には難しいところがあるかと思っております。

医師の資格をとって、いろんな研修制度を終えて、また帰っていらっしゃるということになると相当な期間が必要でありますから、そういうことも当然として考えながら、また、奨学資金制度を考えていくのか、その辺のところはもっと詳しく、どういう対応をしていったほうがいいのか、医師会のほうともまた協議をしていきたいと思っております。

それでまた、人件費の問題が当然として、いろんな優遇措置というのが必要な面もあるようありますから、その辺の関係をどうやっていくかということ。それと、先生方がこちらにいらっしゃるとなりますと、住宅の問題とか当然としてありますので、寄宿舎的なものをつくるようになりますと、その土地の確保、これらについても、先般もそういう、どこかいい土地はありませ

んかということでありましたけれども、それ以前にまた国のほうの補助事業がなかなか決まっていこないというような状況もあって、実現はいたしておりませんが、そういうことがありましたらいろんな条件整備というのは町でも考えてもいいんじゃないかと思っているところがございます。

今回の過疎地域自立促進特別措置法では、ソフト事業というのが新たに創設をされたところがあります。これまでも説明をいたしてきておりますとおり、医師の確保の問題についても当然として対象になると。そしてまた、今、町が取り組んでおります地方交通対策、これについてもソフト事業として適用になりますよというようなことになっておるところです。

これまで約1億4,000万円近くの毎年のソフト事業があるようでございますから、こういうものを使えば何らかの方策ができるのかなと思っておりますので、まだ具体的なところまで詰めはしておりませんが、今申し上げたようなことを想定をしながら、今後やはり必要に迫られて医師会が、こういうのをしたほうが有効ではないかというようなことがあるかと思っておりますので、十分協議をしていきたいと思っております。

○**麥田 博稔議員**

これからの医療というのは、町民にとにかく安心を与えるためには非常に重要な案件であると思っておりますので、ぜひ、やはりこういうのを使って、町民が安心して医療を受けられる体制をとっていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○**議長（中尾 正男議員）**

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。よって、「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

△日程第6「議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について」

○**議長（中尾 正男議員）**

次は、日程第6「議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加につい

て」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について」でございます。これにつきましては、工作物撤去土地明渡等請求事件について係争中で、裁判になっておるところでございますが、町の財産、いわゆる里道であります。

里道につきましてはこれまで国有財産ということでもございましたけれども、平成16年の1月21日付をもって国有財産から市町村のほうに譲渡をされたわけでありまして、現在、町の財産ということになっておりまして、管理をいたしているところでございます。

こういうことで、里道に係る関係のことが出てまいりましたので、町も、裁判に参加をしなければならないという立場に置かれましたので、今回提案をするものであります。こういった町の財産の喪失につながる、あるいはまた里道を実際利用をされている方の通行権の侵害を防ぐと、こういうこともございますので、この土地の所有権を主張する必要から、川内簡易裁判所に、独立当事者の参加を申し出ようとするものであります。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○税務課長（萩原 康正君）

それでは、「議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平八重光輝議員

里道であるという権利とその通行権は判りますが、最初、登記をされるときに、町で図面を作成されたわけですか。その中で登記されたものが結果として錯誤であったということでもありますけれども、登記をしたときに登記上の町の責任というものはないものかお尋ねします。

○税務課長（萩原 康正君）

地籍調査では、通常、里道については現況で調査を進めております。現況がなければ、原則1.2メートルを確保するというようなことで取り扱っております。今回の事例では、当時まだ里道が国有で、県が管理者でございましたが、管理者に未届けでのり面部分まで造成をされ、またその後被告が県に届け出なしに里道をコンクリート舗装されております。

埋め立て前の本来の形状がもう全く失われておりまして、里道の幅員を知っておられた地元の調査推進員の方が、里道は幅員がこの辺までだったというような形で調査を終えております。成果に誤りがないような形でということで、国土調査法第17条で、調査の結果については地図とか簿冊を一般の閲覧に供しなければならないというものが定められておりまして、ここで原告側にも閲覧をされて承認をされておられます。

それから、指摘をしていただければその時点で誤りも防げたのではないかと考えております。

もう一つは、調査の進め方の中で、これは第25条にあるんですけども、必要な場合には利害関係者に立ち合わせることができるというような条項があります。今回の場合は、調査の時点で原告、被告とが立ち会っておれば防げたのかなと考えております。これの調査の瑕疵について

は司法の場で判断をしていただくしかないのかなと思っております。ただ、以前、最高裁の判例では、国土調査については、所有者、地番、地目の調査並びに評価及び地積に関する測量を行ってその結果を地図及び簿冊に作成するものにすぎないと。内部資料であると。

この調査によって法務局に備えつけられた地図についても、土地の権利関係、境界等を確定するものではないというような判例も出ております。調査の誤りの責任ということについては、今回、司法の場にゆだねないといけないのかなと考えております。

○新改 幸一議員

1件だけ確認をさせてほしいんですが、関係資料をいただいておりますけれども、この写真を見る限り、県道から里道の進入路ですね、奥のほうに家が1軒あるんですが、この奥のほうには、家はもうこの人だけなんですか、それともまだ何軒かあるんですか。

○税務課長（萩原 康正君）

この被告の宅地と、奥のほうに農地があって、所有者は別ですけれども。

2名の方が通行をするのに利用をされているという状況であります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

今のこの件ですけど、さつま町としては独立当事者として訴訟に参加するというか、かかわっていくと。それで、この里道の境界線のところで町が主張する分がこれだけですよということを求められていかれるわけですね。そうしたときに、被告と原告の違い等ではありますが、当然、原告の方と争われることが出てきますね。

今原告と被告の間では、のり面を上げたところにブロックを積んでいる分を撤去しなさいというのなども入っていますけれども、そこあたりの兼ね合いというのはどうなんですか。今工作物撤去土地明渡のあれが出ていますけれども、どこあたりまで町もかかわっていくのか、あくまでも里道のところの町有地としての確保を求めていかれるのか、ちょっとそこあたりをお示し願いたいと思います。

○税務課長（萩原 康正君）

あくまでも町としては境界がここであるという、土地の境界について、被告のほうにもつかない、それから原告のほうにもつかないという、ただこの境界線は本来、町の所有地であると主張するという第三者的な立場をとりたいと考えております。

ただ、ブロックの撤去ということになれば、現在のところ、ブロックについては被告が設置をされておりますので、その点については原告と被告でそのブロックの撤去については和解になるのか協議の部分になると思っております。

ただ、コンクリート舗装の上にブロックがあるとすれば、その境界の上に、そこまでが里道であるということであれば、無届けで設置をされているということで、撤去を求めるという部分については被告のほうにもそのようなことで指導しないといけないのかなと。

その部分については、和解になったとすれば和解の場でその辺の調整が必要になるのかなと考えております。今のところでは、境界、所有権が、町はここまでであるという部分について参加をしたいと思っております。

○川口 憲男議員

課長、今おっしゃるように、68年間生活道路として、進入路として、被告のほうは自分の使えるものとして使ってこられた中で、里道が例えば町有地であるということが今度の訴訟で確立されてきて、それで写真で見たところでも真ん中の線のところが町有地の境ですよ。右側のほ

うは今度は原告のものでよくなったときに、例えば原告の方がそこまでブロックを戻せとか、コンクリートを外せとか、畑地として復活させるんだというようないろんなことが出てきたときに、この訴訟とは逆に、今課長の説明にありましたように、示談になってどういうふうになっていくのかというのがありますがけれども、当然、奥の方の被告の方じゃなくして、そこの持ち主となってくれば、町と原告との話し合いになってくると思うんです。

その道は、当然今のいろんな里道でも、多くの方が、関係者の方が使っていらっしゃるから、奥の方も使って、被告の方も使っていられるんですけども、実際持ち主、所有者等が話をしていく中じゃ、その原告と町長になってくるんです。

そうなったときに、このような写真を見せていただいて、68年間使っていらしても、時の流れで車も利用している、耕運機からトラクターになったとか、耕作地もあるということで、里道やれば耕運機が入りよったけど、今はトラクターなんだと。

そうなったときに、今度は中の方の利便性も言われましたから、そこあたりの交渉までがどういう訴訟の中で動いていくのか、先ほど流れを見らんじゃわからんとおっしゃいましたから、示談になるのか、あるいは原告との話し合いになるのか、そこあたりも含めていけばちょっと長期間になるような可能性があるんですけど、そこあたりの見通しなんてどうなんですか。

○税務課長（萩原 康正君）

訴訟の流れで、町村会の顧問弁護士がおりまして、議決をいただかないと正式に依頼というのにはできないんですけども、相談という範囲で今御指導をいただいております。見込みとしては、判決まではいかないんじゃないかなと、このような事例でやれば判決までいかないのではないかなと。ただ、町の集めた主張する資料等を見て、今手持ちで原告の弁護士にも協議の中で提出をしておりますのが県道改良の際の丈量図、これに埋め立てる前の境界線が出ております。

それから、原告が造成をする際に農業委員会のほうに5条申請の転用許可の申請書を提出いたしますけれども、この提出書類の中にある本人が造成をするという計画書の図面でもこの丈量図とほぼ境界が一致しております。それから、原告の申請書を作成していただいた行政書士の証言、のりじりが申請する際は境界であったと。

それから、田を譲渡する前の所有者も、のりじりが自分の所有の田であったということで売り渡したという証言等も一応書面でもいただいておりますので、これらがでそろっておれば、そこまで長期化しないのではないかなというような見通しでございます。

これが裁判で、訴訟の中でお互いが協議をして和解になるのか、訴訟外の和解になるのか、いずれかだと。今のところでは判決までいかに和解の段階で解決する問題じゃないかなというような顧問弁護士の見込みでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

1点要望しておきたいと思います。先ほどの説明によりますと、地籍調査により本来の境界とは異なって誤った公図が作成されていると。先ほどの課長の説明では、調査の結果を一般に縦覧させて、了解ももらっているというんですけども、これはもう全く反対になっているわけですから。

それで、今後地籍調査が進んでいくと、課税対象とかなって、住宅地で宅地として税金を納めていたりすると、またこの辺の問題とかいろんなことで、町が税金をとっているということはあなたのものと認めたこととなりますので、今後の地籍調査のいろんな事業推進を、慎重な上にも慎重を期して、そしていろんな配慮をしながら進めていただくように要望しておきたいとい

うふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、これを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号 工作物撤去土地明渡等請求事件への独立当事者参加について」は可決されました。

△日程第7「議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正は、梅雨前線による集中豪雨で発生した災害復旧等に係る経費としまして農地・農業用施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費及び林道施設災害復旧費、治山事業費、そのほか地籍管理調査費の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,037万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億2,873万1,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

この9ページの地籍管理調査費について伺いしますが、委託料が73万円出ていますけれども、この裁判が始まると、ほかの費用は、旅費等は組まんでも当初の予算の範囲内でいけるんですか。多分、始まれば弁護士を訴訟代理人としても、やはり打ち合わせとかなんとか行かなければならないと思うんですけども、ほかの費用は今までの予算の範囲内でいけるということに理解していいですか。

○税務課長（萩原 康正君）

依頼するとしたら、鹿児島今の顧問弁護士しかないのかなと考えておりますけれども、最高で6回ほど出かけると、公判のほうに出廷するという形で、日当、交通費等は当初委託料の中に入れてというようなことで、この6回分をこの中に含んでおります。

精算という形になるのか、この中には成功報酬等も入っておりますので、和解になったときにどういう形になるのか、成功報酬分まで含めて、旅費、日当まで含めた金額でございます。それと訴訟の費用、それから郵便等でやりとりをする関係も含まれておりますので、73万円で委託をしておいて、後で精算をするという形になるのかなと考えております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第46号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第8「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦
について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員については、竹之内祥子さん、川野多津子さん、馬

場恵利子さん、以上の3名を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、竹之内祥子さん、川野多津子さん、馬場恵利子さん、以上の3名を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第9「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

当委員会に付託されました「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本件は、薩摩郡さつま町船木4932の26、鹿教組北薩支部さつま地区協議会瀧山利生氏から、平成23年5月24日に提出されたものであります。なお、紹介議員は平八重光輝議員であります。

請願の趣旨であります。子供たちに豊かな教育を補償することは社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であるということが多くの国民の共通認識である。

このような中、日本はOECD諸国と比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。

子供たちは、さまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となってきたことから、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

「日本の教育を考える10人委員会」の調査でも、保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数は30人が45.4%、25人が20.2%、20人が16.0%、35人が8.4%の順という調査結果も出ている。

一方、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国平均5.0%に対し、日本は3.4%となっており、OECD諸国の中では最下位となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、

地方自治体財政を圧迫している。

将来を担う子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう施策を講じる必要がある。

こういった観点から、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出を求めるというものであります。

当委員会といたしましては、執行部から現状等の意見を聞き審査を行った結果、請願の趣旨を了として、採択すべきものと決定した次第であります。以上で報告を終わります。

[桑園 憲一議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの委員長の報告について質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第10「平成21年陳情第6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第10「平成21年陳情第6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について」を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

[岩元 涼一議員登壇]

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「平成21年陳情第6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について」、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町久富木6037番地、満留民雄氏から、平成21年6月2日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、川内原発3号機増設は大きな3つの問題を抱えている。第1に、世界最大級の出力で計画されていること、第2に、電力供給バランスがとれており、今後総エネルギー消費が減少する見込みにもかかわらず、増設しようとしていること、第3に、地球温暖化対策のために

は「安全性、核兵器拡散、核廃棄物の問題」を有する大規模集中型の原発ではなく、再生可能エネルギーを軸にした地域分散型小規模発電ネットワークづくりによる地球に優しい電力供給を目指すことが望ましいこと。

以上のようなことから、川内原発3号機増設に係る環境影響評価「準備書」についての経済産業大臣への県知事意見の取りまとめに当たっては、県環境影響評価条例20条による県民参加の公聴会を九州電力の担当者出席を求めて開催し、県民の疑問に丁寧に答え、理解を深める場にするとともに、そこで説明されなかった意見や疑問点を県知事意見に取り入れること。

川内原発3号機増設に反対することを鹿児島県知事に対し強く要請するため、川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の提出を求めるものであります。

前総務常任委員会においては、平成21年10月22日に陳情提出者を参考人招致し、意見聴取を行いました。また、平成21年11月20日には、川内原子力発電所の現地調査を実施し、3号機増設についての説明を九州電力より受けたところであります。

審査の中では、「心情的には増設反対であるが、電力供給を考えると結論を出せない」という意見や、「今回の福島第1原発事故について、国の安全基準の見直しがあると思うので、この経緯を見守りたい」という意見などがあり、これまで継続審査となっておりました。

また、現在の総務常任委員会では、本年5月19日に、川内原発1号機の定期点検の状況と福島第1、第2原発事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況についても調査しました。

審査の中では、「福島原発事故の現状から考えると、国の基準が示されて、これに対する適当な計画が出された段階で改めて検討されるべきであり、現段階では、3号機増設については反対である」という意見や、「福島原発事故の被災に遭われた方々の復興が見えて終息という形にならないうちに一方で増設に踏み切ることには現段階では反対である」という意見が述べられたところであります。

採決の結果、本陳情については、県知事への要請事項の一つ目の「川内原発3号機増設に係る環境影響評価に関する件」については、既に終了していることから、これを除く「川内原発3号機増設に反対すること」を了とし、一部採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから平成21年陳情第6号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「平成21年 陳情第6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について」は委員長報告のとおり一部採択とすることに決定しました。

△日程第11「発議第5号 川内原発3号機増設反対を求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第11「発議第5号 川内原発3号機増設反対を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいま議題となりました「発議第5号 川内原発3号機増設反対を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「平成21年陳情第6号 川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について」、要請のあった2項目のうち、川内原発3号機増設に反対することについて意見書を提出するものであり、また今回の福島原発事故を受け、原子力発電所の安全対策の抜本的見直しにより安全性が確保されるまで川内原子力発電所3号機増設に反対することを要請するものであります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、鹿児島県知事に対し、意見書を提出しようとするものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第5号 川内原発3号機増設反対を求める意見書（案）」

の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第12「発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

「発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」と同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書のとおり、一人一人の子供に丁寧な対応を行うため、国全体での少人数学級の実現と、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう義務教育費国庫負担割合の拡充を要請するため、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上で、趣旨説明を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第13「報告第6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第14「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について」

○議長(中尾 正男議員)

次は、日程第13「報告第6号 平成22年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第14「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中尾 正男議員)

これで報告を終わります。

△日程第15「議員派遣の件」

○議長(中尾 正男議員)

次は、日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定によって、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中尾 正男議員)

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第16「閉会中の継続審査・調査について」

○議長(中尾 正男議員)

次は、日程第16「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続審査・調査の申し出がありません。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中尾 正男議員)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長(中尾 正男議員)

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成23年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 森 山 大

さつま町議会議員 東 哲 雄